

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」

平成23年度～27年度（2011～2015）

わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり

～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～



社会福祉法人

登別市社会福祉協議会

はじめに

登別市社会福祉協議会では、平成18年3月登別市地域福祉実践計画「きずな」(以下「きずな計画」という。)を策定して以来、「きずなで結ぶ市民主役のまちづくり」を合言葉に、共に支え合い助け合う福祉のまちづくりの実現に向けた取り組みを進めてきました。

平成22年度は、第1期きずな計画の最終年にあたることから、市民各層から組織された、きずな計画の策定・実行・評価を担う「きずな推進委員会」を再発足し、5ヵ年の評価・反省を踏まえ新計画の策定に取り組みました。

きずな推進委員会では、きずな計画をより多くの市民参加により進めるためには、地域に密着した日常生活が行われている圏域が適切であるとの考えから、8つの小学校区を圏域とした「校区計画」、専門機関が連携して校区活動を支援する「専門委員会計画」、きずな計画を全市的に進めるための「全市計画」の構成で第2期きずな計画を策定することとしました。

この方針に基づき、きずな推進委員会の再編成を行い、委員体制を従来の中学校区から小学校区単位に細分化したことに伴い、委員も106名に増員を図り一層の市民参加の体制により計画策定に取り組みました。

策定された第2期きずな計画(平成23年度～平成27年度)は、それぞれの校区で開催した住民座談会やアンケート調査等をもとに、その地域で日々の暮らしの問題を地域課題として束ね、そこに住む人たちが協働して問題解決に当たるための地域の支え合い活動や各種福祉サービスを具体化した計画になっているとともに、本計画を実行していくための「市民」、「きずな推進委員会」、「関係機関・団体」、「社協」、「行政」の主な役割も整理したものとなっています。

社会福祉協議会としては、市民の想いの詰まった第2期きずな計画を推進するために、行政のみならず社会福祉法人・医療法人や福祉NPO、ボランティア団体、企業などと幅広く連携し、身近な地域での助け合いや支え合いという協働の仕組みづくりを積極的に進めてまいりますので、市民の皆様、関係機関・団体の皆様には、今後ともより一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました、きずな推進委員会の皆様をはじめ、住民座談会やアンケート調査等にご協力頂いた多くの市民の皆様、町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体など関係機関・団体の皆様に心からお礼申し上げます。

平成23年4月

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会
会 長 佐 藤 逸 夫

もくじ

○第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定にあたって・・・・・・・・・・	4
1. 社会福祉協議会とは	
2. 地域福祉実践計画とは	
3. 地域福祉計画とは	
 序　章　市民がいかにしてきずなを創りあげてきたのか・・・・・・・・・・	7
 第1章　きずなの理念と基本目標	
1. きずなの意義と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
2. 第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」の目標・・・・・・・・・・	7 0
3. きずなの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
4. きずなの5つの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
 第2章　全市きずな計画と小学校区等きずな計画	
1. 第2期きずな計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
2. 第2期きずな計画全市計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7
3. 第2期きずな計画小学校区・専門委員会計画書	
登別小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 0
幌別東小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 4
幌別小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 6
幌別西小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 0
青葉小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 4
富岸小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 8
若草小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 0
鷺別小学校区きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 2
専門委員会きずな計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 4
 第3章　「きずな」策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 9
 資料編	
1. きずな推進委員等名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 5
2. 第2期登別市地域福祉実践計画きずな策定要綱・・・・・・・・・・	1 3 6
3. きずな推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 8

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定にあたって

1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称：社協）は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として法律に位置づけられており、全国の都道府県市区町村に設置されています。

社協は、地域で暮らす住民のほか民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

登別市社協では、昭和42年12月に社会福祉法人として設立されて以来、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりをめざし、地域住民と地域のあらゆる団体・組織の参画と協働により、地域の特性を踏まえたさまざまな福祉事業の企画と実施に取り組んでいます。

2. 地域福祉実践計画とは

「わがまちのこれからの地域福祉をどのように進めるのか」といった目標を社協や関係団体が協働して民間の立場から策定する計画です。

地域にある行政だけでは解決しにくい生活課題を地域福祉の推進役として位置づけられている社協が中心となり、地域住民、関係機関・団体、企業等により、福祉のまちづくりをめざしてそれぞれにできることをまとめた行動計画です。

登別市社協ではこの計画の愛称を「きずな」としています。

3. 地域福祉計画とは

行政計画として、地域福祉推進のあり方を具体化する計画です。地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体で住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容としています。

登別市では、平成23年度から策定へ向けた取り組みが行われます。

序 章

もくじ

1. 再び問う、なぜ市民が参画協働するのか
2. 2010/ 7/29 きずな推進委員会再発足する～第1回きずな推進委員会
3. 2010/ 8/10 ワークショップ「地域課題を見つける」～第2回きずな推進委員会
4. 2010/ 8/24 アンケート案を提示～第1回きずなリーダー会議
5. 2010/ 9/ 6 アンケート案再提示～第2回きずなリーダー会議
6. 2010/ 9/ 7 ワークショップ「解決策の模索」～第3回きずな推進委員会
7. 2010/ 9/15 市民福祉アンケート調査4, 000人へ協力依頼
8. 2010/ 9/24 きずなの全体イメージと住民座談会～第3回きずなリーダー会議
9. 2010/10/ 5 きずなイメージと住民座談会の企画～第4回きずな推進委員会
10. 2010/10/15 連合町内会の「協働のまちづくり研修会」
11. 2010/10/18 市民福祉アンケート調査データ入力・集計終了
12. 2010/10/22～11/17 住民座談会レポート～幌別西小学校校区を皮切りに
13. 福祉施設アンケート調査の結果報告
14. 2010/11/26 地区別の計画づくりを考える～第4回きずなリーダー会議
15. 2010/11/27 市民の意見データの集積と分類
16. 市民の意見の分析
17. 2010/12/10～12/22 校区きずな推進委員会レポート
18. 市民アンケート調査の分析
19. 2011/ 1/20 第5回きずな推進委員会
20. 2011/ 1/27 第6回きずな推進委員会
21. 2010/ 2/ 7 第7回きずな推進委員会
22. 2011/ 3/ 1 校区計画案と全市計画案の承認～実践への展望
23. きずなの展望と課題

※脚注に記載している「資料○」の資料とは、別冊資料集を意味します。

序章 市民がいかにしてきずなを創りあげてきたのか

突然の思考停止！
えっ 俺の周りでどんな問題があるかって…？
わかんない なんにも出てこない
嘘だろう そんなわけない
あそこに家を建てて もう十年近くなろうっていうのに
子育てするにも 環境がいいからって 土地を買ったんだよね
俺の給料じゃ それでも無理して建てた家
まだまだ長いローンも 残っている
だけど 地域の問題って聞かれても
知らない！？
本当に何も出てこない！
俺は 一体今まで どこでどんな生活してきたんだろう？
隣の人とは挨拶程度で 家に上がりこんだこともない
地域で知り合いって… 顔見知り程度？
町内会の隣保の当番やごみステーションの掃除当番は
当番札が回ってくるから うちのがやっているけど
回覧板って見たことないな
待ってよ 俺には地域のつながりって なんにもないのか？
えっ 答えられない俺って 何もの？
何だか 空しい気分になってきた
地域と隔絶してるって 知らされたそんな気がする
でも言い訳させてよ
俺 今仕事が大変だから 地域どころじゃないんだ
知らないことは知らない これはこれでほっといてくれないかい
ごめん 町会の役員なんて まだまだ無理
いつかきっと その時がきたら お返しするから…

「地域に、どんな問題があるのかさえわからないということが、わかった」という住民座談会^{*1}に出席したある男性の発言から、その胸の内を勝手に想像した。しかし、仕事に追われて地域を顧みることのできない人はたくさんいる。気にかかっているけど、うっかり手を出すとズルズルと引き込まれてしまうことを警戒したり、へんに無関心を装ったりすることもあるだろう。それでも、地域の問題に関心はあるのだから、大事なことは気づいている。問題は、関わるかどうかだけである。

また、職場に通勤する人たちにとっては、自宅と勤務先の往復だけで精一杯で、地域の

^{*1} 住民座談会は、2010年10～11月に8つの小学校区別に各地域の問題を抽出しその解決策について話し合った。詳細は、本文「12 住民座談会レポート」を参照。

問題に関わることは難しい。一方、他人からの干渉を受けたくないという利己的自己中心的な暮らし方もまた、地域や近隣の人とに関わることなく生活は成り立つところに、今の地域社会の病理がある。

しかし、希望はある。平成22年9月に行った市民対象のアンケート調査^{*2}の中に、「地域で安心して暮らすために、あなたがお手伝いできることはありますか？」という設問に、65人（3.7%）の市民が“何もできない”と回答している。それぞれに出来ない理由はあるのだろうが、自分は何もできない人間だとは誰も思っていない。

人は社会的な存在である以上、周りの人や社会と切り離されて生きていくことは不可能である。誰もが他の人や社会と関わることで、有用感や生きがいを見出し、自己存在の証を得るのである。

その証を得る道標を、地域福祉実践計画「きずな(愛称)」^{*3}として、ここに記すことの意味は大きい。

1 再び問う、なぜ市民が参画協働するのか

なぜ市民が地域福祉実践計画^{*4}をつくらなければならないのか、を再び問う。

最初に、個人の生活が重視され個人情報の保護が優先された社会であることを反映して、地域の所属意識や連帯感という共同体のつながりが断ち切られている。その結果、地域での個々の生活の基本スタイルとして相互不干渉・無関心を助長し、地域からの孤立が心地いいと感じる世代が増えていることは否定できない。

個人の生活スタイルを強制的に変えることはできない。しかし、見て見ぬふりの地域風土があるとすれば、どんなにか人の心は渴ききっていくことであろうか。冷ややかで見下したような言動が、他の人とのこころの距離を引き離していくばかりである。心ない中傷や陰口、噂だけが、濁った空気のようにどんより覆い身の回りにまとわりつき息苦しくなるのは、錯覚であろうか。

人は、地域で人の中で自分が生きた存在感や有用感を味わわなければ、人生を全うできない社会的存在である。自分は何もできないと考えている人は、ほんの一握りである。

*2 「これからの登別のきずなを考える市民福祉アンケート調査」(資料1)として平成22年9月、無作為に選出した4,000人を対象に実施され、1,742人から回答を得た。その質問10で「地域住民同士の支え合いが求められている。地域で安心して暮らすために、あなたがお手伝いできることはありますか」と尋ねて、「何もできない」と回答した人が65人（3.7%）であった。

*3 地域福祉実践計画「きずな」は、平成17年度に市民15,000人の参画を得て、市民主体でつくられた5ヵ年の地域福祉活動計画の愛称。5年目を迎えた平成22年7月より、次期5ヵ年の計画づくりを行ってきた。

*4 地域福祉実践計画とは、地域には行政の対応だけでは解決しにくい生活課題が山積しているため、その課題を地域福祉の推進役として、「社会福祉法」第4条に規定されている民間の「社会福祉協議会」が中心となり、市民及び地域、そして関係機関・団体、企業等との協働により福祉のまちづくりを目指して、それぞれが何ができるのかをまとめる行動目標である。一方社会福祉法第107条に市町村地域福祉計画の策定が明文化され、平成15年4月施行されているが、登別市は未だその計画を策定していない。

この世を生きやすくするのか生きにくくするのかは、それぞれの「生き方」に関わってくる。生きにくさを感じているのなら、せめて生きやすいように変えるしか道はない。今そうならなくても、そうなるように努力したことを次の世代に手渡す役目を、私たちは担って生きていくのである。

ひとりでは無理でも、同じ思いを持つ人たちがともに行動を起こすことができれば、どんなにか住みやすい暮らしやすい状況が生まれることであろうか。そこに問題を解決しようと動く人がいる。そんな人の存在こそが、地域の唯一の救いであり、希望である。

この世に生を受け、限られた時間の中で、その地に生きた証をどのように刻みつけるのか、今一人ひとりに求められている。そこに市民が参画協働しなければならない一つの理由を見出すことができる。

二つに、5年前に比べてさらに北海道経済^{*5}は冷え切っている。平成20年のリーマンショック^{*6}以来世界経済の回復が遅れ、また国政も政権交代^{*7}という大きな転換を図ったにも関わらず、政治も経済も、活路を見出せぬまま疲弊し低迷を続けている。また、国は22年度末で862兆円にも達する膨大な借金を抱えるとともに、地方自治の財源も景気の低迷が続く中で減少の一途をたどっている。このような状況の中で、すべてのツケは国民が負うことになり、社会的弱者が最もその影響を受け、社会保障のセーフティネットはそのほころびを大きくしている。このような状況の中で市民は、官主導型の行政依存体質からの脱却を一層強いられてきた5年間であったといえよう。

第1期きずな計画では、「市民力^{*8}」を掲げ、行政との協働をこの計画づくりの中で訴えてきたが、いのちと暮らしを護るべき市民主体の協働のまちづくりを推進しなければならない厳しい現実直面していることが、二つ目の理由である。

*5 北海道経済の現状について、文部科学省の発表では、2010年10月末時点の道内の新規高卒者の就職内定率は33.6%と沖縄24.7%に次いで低く、全国57.1%に比して厳しい就職環境にある。また北海道労働局は11月新規高卒者の内定率が50.3%、有効求人倍率は0.44倍であると発表した。

*6 リーマンショックとは、国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマンは米国第4位の投資銀行。サブプライム問題などで経営がゆきづまり、2008年9月15日破綻。その後、対米の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、金融不安が深刻化する。金融市場のマヒを防ぐため、各国政府は相次いで税金を投じて銀行に資本注入や損失保証を行い「金融機関の公的管理」に踏み切ったが、危機は実体経済に波及。日米欧は軒並みマイナス成長に陥り、デフレ懸念も広がっている。

*7 政権交代とは、民主党が2009年8月の衆院総選挙で圧勝。社民党、国民新党との連立政権を樹立、自民党との政権交代を果たした。しかし、「政治とカネ」の問題や、普天間基地移設をめぐる迷走から内閣支持率が急落し、2010年12月現在も20%台に低迷。

*8 市民力とは、福祉のまちづくりのために目的を共有し問題解決のために協働する市民として、その責務を果たそうとする意識やその行動から生まれてくるエネルギーの総体。

三つに、地域福祉^{*9}を推進する社会福祉協議会^{*10}（以下「社協」と表記する）は、「福祉の主人公は市民である」ことを実証するために、第1期のきずな計画づくりに臨んだが、その過程において、計画づくりに関わった市民の福祉意識の変革を目の当たりにした。

その一方で、地域の高齢化率が年々高くなり、第1期きずな計画を策定した当時の2005年度は人口54,176人のうち、65歳以上の高齢者の割合は23.6%であったが、2010年度では人口52,387人のうち65歳以上の高齢者の割合は27.8%と大幅に増加している。地域によっては、30%を超える高い高齢化率を示している。

それゆえに、地域の抱える問題は多岐に渡り深刻さを増している実情をこのまま放置しておくことはできない。市民の福祉意識を高め課題解決への糸口を明確に指し示すためにも、社協が市民と共に成すべきことは多い。

そのことは、福祉を市民との協働の手に委ねることで市民力を育てるだけでなく、地域福祉を進める社協の組織基盤を整備し、社協の人材を育てることでその足腰を強化することが、三つ目の理由である。

また、今後の地域福祉のあり方について、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告（2008年）^{*11}によると、「地域福祉を推進するために必要な条件とその整備」について、3つの条件を提示している。

① 住民主体を確保する条件があること

- ・住民が地域活動を担うと同時に、地域の生活課題を住民が集約し、福祉に関する決定に反映させることが、成功している地域での実例にあること
- ・市町村も、施策の形式や地域福祉計画の策定に当たり、住民の意思を反映させる仕組みを整備することが必要であること

② 地域の生活課題発見のための方策があること

- ・地域の生活課題は見えにくいものも多くどのような見つけるかが重要であること
- ・地域の住民が、生活の中で近隣の様子や喧嘩に気づいたり、サロンやサークル活動な

*9 地域福祉という用語が頻繁に使用されたのは、1970年代に入ってからで、その研究や実践の歴史が浅く、その定義を確立するに至っていない。ただ、73年のオイルショックによる経済不況により福祉政策が転換され、地域でのコミュニティーケアが重視されてきた。様々な立場からの地域福祉論があるが、ここでは「個人の尊厳、自立、人権の尊重という視点から、生活の困難のなる個人や家族を地域において自立生活ができるように総合的に福祉サービスを提供し、支援することである。そのため、在宅福祉サービスの創設、改善、確保、運営と必要な環境改善サービス、その実現のための地域住民組織・機関・団体などのネットワークや住民の主体的参加による福祉コミュニティづくりなどの活動の総体である」（小田兼三）と考える。

*10 社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉を推進する団体」として位置づけられ、登別市社会福祉協議会も1967（昭和42）年社会福祉法人として設立されて以来、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、2006（平成18）年度から市民と地域の団体・組織の参画と協働による「きずな」事業に取り組んでいる。

*11 報告とは、『地域における「新たな支え合い」を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉』を指す。資料2参照。

どの多様な活動を展開することを通じて、地域の生活課題を発見できること

③ 適切な圏域を単位としていること

- ・地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔に見える環境づくりが必要なこと
- ・住民の地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、市町村の中に重層的に圏域を設定していること
- ・身近な圏域で発見された地域の生活課題、より広い圏域で共有、対応の検討を通して新たな活動の開発につながること

これらも、今回のきずな計画づくりでは、社協が意図的に組み込んでいかざるを得ない地域福祉を進めるための条件整備の視点である。

その上で、「福祉を他人事にしない」という福祉意識を高め、共に支え合い助け合う協働のまちづくりを実現することが、このきずな計画の目標となる。それは、市民一人ひとりが地域でいかに生きるかを、真剣に問われることを意味するだけではなく、行政が限りある財源を生かし、いかに福祉を担保しその責務を果たしていくのが強く求められることとなる。

2 ■2010/7/29■ きずな推進委員会再発足する～第1回きずな推進委員会

「きずなをもう一度市民^{*12}の手にかえそう。きずなをもう一度紡ぎなおそう！」

平成22年7月29日、きずな推進委員会^{*13}を発足させて、登別市の第2期地域福祉実践計画「きずな」づくりが、始まった。86名の地域委員と20名の専門委員とからなる106名ものきずな推進委員と3名のアドバイザー、7名のオブザーバーを加え、山田社協副会長を委員長として、きずな推進委員会が再発足したのである。

登別市における地域福祉の推進役として、市が指定する『行政計画』及び北海道社会福祉協議会等との連携を図りながら、市民・関係機関・団体等から広く意見、要望、活動参画等を求めて、民間の立場から推進する『地域活動計画』と登別市社会福祉協議会の体制整備に取り組む『社協発展強化計画』との二つの要素を併せ持つ『地域福祉実践計画』を策定することを目的とする』ことを策定要綱^{*14}に明記している。

この要綱の中では、第1期の基本目標を踏襲し、全道共通の目標である「共に支え合う安心安全福祉のまちづくり」と登別市独自の目標である「誰もが安心して暮らせる福祉の

*12 市民とは、自らの権利と義務・責務について理解と自覚を持つ人

*13 きずな推進委員会は、平成18年5月29日にその設置要綱が施行され、22年7月1日に全部改正を行い、その目的を、「広く住民からの意見、提言等を求め、計画に反映させるとともに、本会（社協）がめざす誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの効果的な推進を図るため設置する」とした。そして「きずな」策定要綱に基づき、地域住民、関係機関・団体等と協議して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業推進に関し、実施計画の策定、実行、評価を行うことを任務とする。詳細は資料2「設置要綱」参照。今回、登別小学校区14名、幌別東小学校区7名、幌別小学校区11名、幌別西小学校区11名、青葉小学校区9名、富岸小学校区11名、若草小学校区12名、鷺別小学校区11名、専門委員20名の106名で構成・組織された。

*14 策定要綱は、平成22年7月1日より施行される。資料3参照。

まちづくり～きずなを紡ぎ豊かな人間関係づくりを～」の二つを再掲した。

また、今回の主たる内容は、8つの小学校区を生活圏域の地域単位として、その地域で日々の暮らしを脅かす問題として浮かび上がってきた諸々の問題を、地域課題に束ね、そこに住む人たちが協働して問題解決に当たるための「住民自治」を基盤とした地域再生の運動及び活動計画をつくるものである。小地域別の計画策定こそ、本来の地域福祉を実現するために必要不可欠な計画であり、その意味するところは、目的と実践行動を乖離させないところにある。計画として大ざっぱな方針や曖昧な指針を繰り返しても、生活感覚と密着しない限り、絵に描いた餅である。行政施策等^{*15} 市民の福祉感覚とのズレを、市民自らが修正撤回する機会と場が、市民の手に委ねられたといっても過言ではない。

その成果をもって、更なる福祉行政の充実を提言し協働を示していくことこそ、「住民自治」の求める姿である。そこに基盤がない限り、地方自治は成り立たない。従来の福祉意識を変革するだけのエネルギーをこれから求められる責務を市民も行政も負わなければならない時代である。

もちろん全市的な取り組みにも見直しをかけ、継続しなければならないことや、目的を達成したものの整理・廃止や、新たな取り組みについての事業化など、第1期の評価を踏まえながら、次期計画を立てなければならない。

計画づくりを進める上で、第1期と同様、具体的にどのような地域課題があり、それを解決していくためには、市民は何をしなければならないのか、行政は何をしなければならないのか、そして社協や他の団体は何をしなければならないのかという視点をもって、それぞれの役割を明確に示していくことである。

社協が中心となってきたきずな計画を進めるものではない。行政や市民そして地域の各種各団体、グループ等との協働によって、それぞれがその役割を担い推進していくときにこそ、きずな計画は生きて働くのである。計画はあるのではなく機能させなければならない。

この日、きずな大使^{*16}に任命されているアドバイザーの鳥居一頼氏による基調講演が行われた。「市民の覚悟と市民力」と題し、5年前に計画策定で汗を流した委員も、今回新たに加わった委員も、前回の計画づくりのプロセスでどのように委員の福祉意識や市民意識が変容し、さらにこの4年間の実践を通じた成果と課題について言及した上で、これからの計画づくりへの個々の態度決定を迫った内容であった。

下支えする社協事務局も、職員の総力を挙げてこの計画策定に臨む覚悟にも似た決意を抱いた一日でもあった。

*15 行政施策について、岡村栄一氏は、社会福祉の構造を、制度的保障体系と直接的住民（市民）参加体系の二つの側面によって成立するとし、制度と市民参加の両者が運動面で拮抗し、サービス面では協働や分担することによって住民の生活課題を解決し、地方自治を推進していくと整理している。行政施策に関わる市民の参加は、「直接的市民参加体系」に位置づけられ、市民が参加、参画し、活動していくことにより、「制度的保障体系」に影響を与え、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われる。

*16 きずな大使とは、平成20年に第1期きずな推進委員会の初代委員長であった鳥居一頼氏にきずなを推進するためのスーパーバイザーの役目として委嘱した。

3 ■2010/8/10■ ワークショップ「地域課題を見つける」～第2回きずな推進委員会

ワークショップ^{*17}という研修手法で、計画づくりの根底にある地域課題の抽出を行った。自分たちの住んでいる地域には、どれだけの問題があるのか、そのことにどれだけ気づいているのか。小学校区別8グループと専門委員会の計9グループに分かれて、ワークショップは始まった。

委員は、自分の身近な地域の問題を見つめ直し、小さな紙（ポストイット）に書き出していく。模造紙いっぱい課題別に分類されて貼られたポストイットは、自分の住むまちの地域課題の縮図となって広がった。9つの模造紙の上に描かれた登別の現状は、参加者の目に見えて分かるものとなった。自分が見えていたもの、他の人が見えていたもの、討議をしていく中から導き出された新たな発見など、きずな推進委員会としての初めてのグループワークは、地区の委員同士の意見交流によりお互いを理解し合う機会ともなった。

グループ毎にまとめられた課題を発表していく過程では、お互いの地域を比較しながら共通点やその地域の特徴的な課題が徐々に明らかになっていった。限られた発表時間の中では、自分たちの地域課題を発表しきれなかったが、それだけに問題の大きさに気づいたワークショップであった。

この日指摘された341個の地域課題^{*18}は、計画づくりの基礎データであるばかりか、市民の福祉意識を調査する「アンケート」の作成に向けた資料として活用されるのである。委員の声がアンケートに反映され、市民の目線で市民の福祉への意識や関心を問う設問内容の決定へと至るプロセスは、市民の協働のもとに動いていることを確かに示しているのである。何一つおろそかにはできない。

また、グループに分かれた地域課題の抽出の手法は、今後各地区で開催される「住民座談会」の際に、委員が主体的に運営するためのシミュレーションでもあった。その発展として、解決策を考えるワークショップを9月にセットし、委員のリーダーシップを強化していく連続研修として組み込んでいたのである。

4 ■2010/8/24■ アンケート案を提示～第1回きずなリーダー会議

24日午前中に、きずな正副会^{*19}議を開催して「アンケート調査」に関わる内容及び設問項目について検討した。アンケートの目的は、市民の福祉意識調査であるが、その設問項目は計画づくりに反映させなければならないことから、慎重に吟味した。時間的な関係で煮詰めきれないところもあったが、完成度の高い内容を提示するよりも、討議する余地を残し、しっかりと議論することを優先させたのである。

*17 ワークショップとは、ある課題について参加者が自身の考えをもって討議に望み、参加者同士で課題を深めたり広げたりしながら討議を重ね、一定のまとまりを見出す研修方法である。ここでは、参加者の主体性が保障されている。

*18 341個の地域課題は、「地域の生活課題を考える」（資料4）としてまとめられ、そのデータは後日、アンケートの自由記載、住民地域座談会で指摘された課題とともに整理された。

*19 きずな正副会議は、きずな推進委員会の中心的会議であり、リーダー会議及び推進委員会を進行する役目を担う。委員長には山田正幸氏、副委員長には井下英之氏と雨洗康江氏の3名で組織運営される。

午後から、各小学校区における地域委員の中のリーダー・サブリーダーが一堂に会した「リーダー会議」が開催され、提示されたアンケート案に対して検討した。活発な意見が飛び交った。一つひとつの質問項目を吟味するには2時間という会議時間は短かすぎたが、選択項目の整理など適切な指摘が、委員からなされた。アンケートの目的は何か、なぜそのような質問をしてどのようなデータをとるのか、それをどのように生かそうとしているのか。委員が抱く疑問や意見は、きずな計画策定においてより効果的な市民福祉アンケート調査にするための必要な議論であった。アンケート調査に対する是非論は、市民の声であることは、紛れもない事実である。特に、アンケートをされる側に立った「これは不親切なアンケートだ」といった率直な意見は、傾聴に値した。

「アンケートの回収率を上げるためにはどうすべきか」「アンケートを片手に委員みんなまで歩いて、汗を流そうではないか」など、アンケートの回収率^{*20}を高め1人でも多くの市民の声を聞きたいという切実な願いが、共有された。従来市が行ってきた市民アンケートの回収率は30%前後であることから、委員が危機感をもって、無作為に選出される市民を対象にした行政と同じ手法を取ることで、その回収率は期待できないとの意見は、説得力があった。その意味もあって、対象3千人で千人の回収では、市民の声を聞き取れない。それを回避するためにも、委員の足で地域を回ってアンケート調査の協力をお願いすることができないだろうか。傍観しているのではなく、きずなの委員としてできることをしようという、心強い意見があった。

論議を尽くせぬまま終了時間がきてしまった。委員の手の中で練り上げたアンケート内容でなければならない。社協事務局から再度リーダー会議を開催したいと提案をした。

市民一人ひとりがどう関わって地域で暮らしていくのか、そこで自分にできることは何か。このアンケート調査を通して、地域における福祉のあり方について市民に考えてもらうことも重要な目的でもあった。地域課題を解決していくことは、他人任せにはできない。市民への福祉意識の啓発もまた、きずな計画づくりの根本にあることを常に念頭において進めねばならない。きずな計画づくりの過程こそが、地域福祉の推進そのものである。

5 ■2010/9/6■ アンケート案再提示～第2回きずなリーダー会議

前回のリーダー会議から、約2週間。アンケート案の再検討のためのリーダー会議は、より具体的な意見が活発に交わされ、アンケート調査の内容が委員の手によってつくられるべきものであることを再確認する場となった。きずな推進委員会で練り上げていかなければならないという共通認識のもとで、再提示したアンケート内容について、より具体的な意見や質問が出され、ほぼ確定をみたのである。

^{*20} アンケートの回収率について、前回（18年7月実施）は町内会に加入する19,445世帯に配布し、11,138件58.2%の回収を行った。この驚異の回収率は、連合町内会が全面的に協力体制をつくり、その組織力を十分に発揮した成果であった。また、各地域で高齢者や障がい者等への説明も丁寧に行ったことは、アンケートを通して、ひとのつながりを見出した、もう一つの成果であった。対して市が2004年に実施した市民ニーズアンケート調査は、2006年度から2015年度までの第二期基本計画の施策策定の基本資料となる調査で、2千人を対象に実施し有効回収数が681であった。

2回にわたってリーダー会議でアンケート内容について交わされた論議は、委員がよりアンケート調査の意義と内容を理解するために必要な時間であり、アンケート調査用紙の最後のページに記されるきずな推進委員の氏名は、そのまま説明責任^{*21}の証となった。

6 ■2010/9/7■ ワークショップ「解決策の模索」～第3回きずな推進委員会

9月7日17時から推進委員会に先立って、きずな正副会議が行われた。8月10日に行われたワークショップで出された課題の内容と今晚のワークショップの進め方について確認し、アンケート調査に関わる委員の支援体制についても論議された。また、グループワークの際に社協職員が必ず記録担当として各グループに入るが、今日の記録の取り方についても職員を入れて打ち合わせた。この方法は第1期の計画づくりから実施している方法で、社協職員として市民の声を身近に受け止める上で有効であることと、社協職員としての研修の場にもなり、問題意識をもって業務に望む態度を培うことにもなっていたのである。社協職員として地域福祉を進める組織力をどう高めていくのかという課題に向き合う方法として実践的である。

18時からクリンクルセンターでワークショップが始まった。前回各地区別で挙げた課題に対して、今回はそれらの課題をシャッフルして、各地区の課題だけではなく、他の地域で挙げた課題についても、どのように解決を図るべきか、その解決方策について熱心に討議された。

中には、せっかく自分たちの地域課題について解決策を考えるとときに、なぜ他の地域から挙げた課題を考えなければならないのかと、疑問に思った委員もいた。確かに自分の住んでいる地域のことは、自分たちが一番よく知っているし、解決策もより現実的な方法が導き出せると考えていたであろう。

しかし、そうすると登別全体の福祉課題を見る視点を失い、取り上げられた課題だけに固執することになる。先のワークショップで挙げられた341の課題がすべてではない。あくまでも一部であるという認識が重要である。また、地域の課題をその地域だけの問題として捉えるだけではなく、一人の課題をみんなの課題として捉えてこそ、共通認識と共有化を促し解決への協働化を実現できるのである。それが求められるきずなづくりである。事実、他の地域課題に対しても、委員からは次々と解決策が湧き出てくる。きずなの根底にある登別の福祉課題の解決へとつながる小さな一步を踏み出した瞬間ともなった。

一つ一つの課題を、みんなの目で見つめ直し、その解決策を導き出していくプロセスを理解することが、ここで身に付けなければならないリーダーとしてのスキルであった。問題を抱える一人のニーズに目を向け、登別全体の課題として捉え直す。顕在化しているニーズについて、その対応策を練ることは可能であるが、地域に潜在化しているニーズこそ見過ごすことのできないニーズであることを、委員一人ひとりが認識し合う場になったことも、計画策定の上で、必要不可欠な学びであった。

*21 説明責任とは、地域で配布されるアンケートについて、該当者や他の住民の質問された際に、きちんと説明できることが委員としての責務である。ただ、以後の委員会の取り組みとして、自らアンケート調査を依頼する事になり、より説明責任が課せられることになった。

いつも2時間という約束の時間の中で、ワークショップ以外に、この日はきずなリーダー会議で議論されたアンケート調査案を、委員に提示し承認を得る日でもあった。それと同時に、委員長から委員の一人ひとりの手でアンケートを集めようという提案があった。無作為抽出の個人情報公開できないが、自分の知っている身近な地域で市民の声を集めよう。発送予定の3,000人のうちどれだけ回収できるかわからない不確定な回答を待っているよりも、行動を起こそう。それは、8月24日のリーダー会議で発言された「アンケートの回収率を上げるためにはどうすべきか」という問題に「アンケートを片手に委員みんな歩いて、汗を流そうではないか」という意見を委員会の意志として承認を得ようと提案したものであった。祈っていても現状は変わらないなら、自らその間に動こうという協働を呼びかけたのである。もちろん委員の手間暇を考えると即断できる提案ではなかったが、強く反対する者もなく、アンケート調査内容とその方法について、全体の承認を拍手をもって得たのであった。

「この委員会は、きずなを創りあげるための委員会であり、委員のみなさんが、今、委員会が何をしているのか、何をしていくのかを分かっていたきたい。ただ、アンケートをチェックしたり地域の課題を考えるだけの委員会ではありません。私たち自身が問題を解決する仕組みを作り動かなくてはならないのです。」との委員長の挨拶で閉会した。

7 ■2010/9/15■ 市民福祉アンケート調査4,000人へ協力依頼

市へ依頼していた無作為で抽出した男女各1,500名の市民3,000名への発送ときずな推進委員がそれぞれの地域で協力依頼をする1,000名分の計4,000名の市民へのアンケート調査が開始した。

特に地域の偏りがないよう、男女別と各地域の人口及び年齢割り^{*22}を綿密に勘案して、調査を実施した。委員もまた地域でアンケート用紙を持って、動き始めた。

8 ■2010/9/24■ きずなの全体イメージと住民座談会～第3回きずなリーダー会議

会議の前に定例のきずな正副会議が開催され、今後の計画づくりの展開について協議した。

その後開かれたきずなリーダー会議は、これから各地区で展開していく住民座談会を前に、きずな計画策定について、具体的にどのようなになされていくのか、委員のみなさんに共通認識をしていただこうと、社協事務局から「きずな計画全体イメージと計画づくりのポイント^{*23}」が提示された。

この時点で、計画の全体イメージを提示することは、委員のみならず事務局も共通理解しなければ共に進む方向は見えてこないと考えたのである。「きずな」とは何なのか？誰のための何のための計画なのか？誰もがその計画とつながる自分を想像できなければ、他人事でしかない。きずな推進委員会が発足して2ヶ月、どこに進んでいくのか、計画づく

^{*22} 各地域の人口及び年齢割りについて、無作為に抽出した3,000名（男女各1,500名）の市民が対象であるが、「第2期登別市地域福祉実践計画きずな策定に係る市民の福祉意識調査概要」（資料6）に詳細を記している。

^{*23} きずな計画全体イメージと計画づくりのポイントは、資料6を参照。

りの今どの時点にいるのかを知らしめなければ、委員の参画意欲の減少は免れない。だからこそ、計画のイメージを膨らませるタイミングでもあった。

第2期計画がめざすものの具体的なイメージを見せることで、共通認識をもって住民座談会という山に臨めるのである。

会議は、住民座談会の具体的な内容やその進め方へと進んでいく。これから各校区で委員である自分たちが中軸となり、市民の声を拾い上げていく。その責任を感じ始めたのか、委員の口からは不安を訴える声があがった。

「推進委員会に欠席している新しいきずな推進委員が、どれだけきずな計画のことを理解できているのだろうか？きずなのことを意識してくれているのだろうか？このままでは座談会を開いてもカタチだけではないか！」

一度も推進委員会に出席していない委員がいることは紛れもない事実である。推進委員会の開催案内と資料の送付だけで静観してきたが、きずな計画を理解しているとは思えない。新しく加わった委員であればなおさらのことで、発言は核心をつくものだった。

だからこそ、住民座談会を開催する意義がある。委員その人が地域でいかに動いていくのか、この計画づくりにひと役もふた役もかってくれるのか。その機会を作らなければ関わりは持ちようがない。思いはきっとある。そう信じて住民座談会の中にその委員の居場所を作らねばならない。

「新しい委員の方へのフォローを、リーダー、サブリーダーの中で行っていただきたい」参加した委員のリーダーとしての自覚溢れるこの言葉は、106名の組織^{*24}として動き出した第2期きずな計画において忘れかけていた大切なものに気づかせてくれた。これから各校区の座談会を創り上げていくのは、委員一人ひとりの問題意識と委員としての自覚と行動力であり、そこに期待せずにはいられない。

不安の声は、他の委員も同じように感じており、「座談会を行う前に各校区委員だけで一度集まり、学習の場をもつことできずな共通認識を図ることが望ましい」との声があがった。この発言で、その後地域で委員の他に協力者（町内会長や民生委員児童委員など）を巻き込んだ「校区きずな推進委員会^{*25}」が立ち上がっていくのである。

これから任せられる住民座談会について、大きな不安を払拭できずにはいたが、決して前向きの姿勢は崩さず、地域の委員をいかに取りまとめその力を結集していくのかが、リーダーに求められた課題であることを確認した場ともなった。

*24 106名の組織は、ただ数だけあればいいのではない。実働を伴う実践的な委員である。前回の計画づくりに参加した委員と今回初めて参加した委員の比率は半々である。7月から基調講演やワークショップを意図的にプログラムしてきたのは、両者の意識格差をできるだけ是正していこうというもう一つの目的があり、住民座談会の企画運営を担うことで、地域での結束力を高め、委員の総力を挙げてその後の地区別の計画づくりに向かっていくための、重要な基点となるプロセスであった。

*25 校区きずな推進委員会は、各地区の委員だけではなく、委員以外の人を巻き込んで、きずなを進める協力者を組織化していくことであった。第2期計画の各地区毎の計画づくりを進展させることと、23年度からスムーズに計画をスタートさせるためにも、各地区の住民の理解と結束が必要条件となる。その条件整備を、住民座談会の企画運営から行っていこうとするものであった。

住民座談会の開催に向けた取り組みは、ようやく端緒を開いたところである。

9 ■2010/10/5■ きずなイメージと住民座談会の企画～第4回きずな推進委員会

この日から、社協内部の各校区担当職員の配置が正式に発表され、校区毎に分かれたテーブルに緊張の面持ちで席に着いた。各校区とのサポート役となる担当職員として、委員から信頼されるよう、ただひたすら誠実に頑張るのみである。今後の計画づくりの展開を左右するであろう委員と社協のつながりは、この瞬間から紡がれようとしているのであった。

比較的出席率の高かったこの日のきずな推進委員会は、先のリーダー会議後の委員への働きかけの成果でもあったのだろうか。各校区での住民座談会の日程・場所、参加依頼先など実施へと向けた具体的な企画づくりが行われた。

それぞれのテーブルで展開された協議は、全体交流としての報告発表の場で、早々と各校区の特徴が現れるものとなり、顕著だったのは、参加依頼先である。町内会、民生委員児童委員、老人クラブと、ここまではどの校区も考えるところではあるが、小中学校やPTA、施設関係者や青年会、商店会、子ども会など幅広く声をかけようと、座談会を引っ張っていく委員の意欲が垣間見られた。

座談会には来てもらえないかもしれない。でも、声をかけられるだけかけてみよう。依頼文も郵送ではなく、自分たちで持っていけるところは手渡しで参加協力と呼びかけよう。地域住民が主体的に動き出していることを知らせていくことこそ、登別に『きずな』が自分たちのものとして広げる着実な一歩であり、住民自治のあり方としての行動提起である。

委員が自主的に進めていこうと取り組む校区もあれば、多少事務局に支援を頼む校区もあったが、それぞれがそれぞれの方法で座談会へ向けて本格的に動き出したことは評価できる。委員一人ひとりのきずなへの思いが、校区それぞれの9つのカタチとなって展開されていく。ここに協働本来の姿がある。

共同ではなく協働ということは、似て非なる意味を持つ。共同は「同じ資格・同じ条件で関係をもつこと」を意味するが、協働は「共通の目的を達成するために異なった立場や専門性を持つ組織や人々が、個々の個別の専門性を尊重しながら相互に協力・連携する」ことを意味する。

今まで主張してきた「協働のまちづくり」は、まさに市民個々の生き方を尊重しながら、なおも、いま暮らしを脅かす様々な問題の解決のために、力を合わせることで、生きやすく暮らしやすい地域を自らの手で創ることにある。そこに垣間見るのは、市民の日常的交流性・主体性・柔軟性・先見性、そして責務と行動に裏打ちされた協働性である。

後日、社協では職員会議がもたれ、推進委員会での各校区の住民座談会企画等に関わる状況報告を行った。今後の計画策定に社協職員として関わっていく上で、担当校区から見えてくる様々な福祉の問題は、職務上貴重な情報であり、組織としていかに対応するのか求められる。その意味でも、住民座談会の企画運営から学ぶことは多い。

同じ時期に、このきずな計画づくりと連動して、連合町内会主催の「協働のまちづくり研修会」の企画が進められていた。

10 ■2010/10/15 ■ 連合町内会の「協働のまちづくり研修会」*26

「市民と行政による協働のまちづくりの視点から～いま地域で何が問題、何が必要なのか地域における生活課題の抽出とその解決策を探る」をテーマに、13:00～17:30に渡って、市内鉄南ふれあいセンターにおいて、市内町内会・自治会の会長等役員70名を対象に「協働のまちづくり」について研修した。

連町は、市制40周年を迎えた2010年を単なる通過点ではなく、市民が主体となった「まちづくり」を見つめ直す重要な節目の年として位置づけた。これからの「まちづくり」は、市民自らが「協働のまちづくり」の視点から考えていくことを求められる。そこで、登別のまちづくりを進める上で、今地域では何が問題で、何が必要なのかという課題を抽出し、「わたし・わたしたち」の市民の暮らしの目線から課題を共有化し、課題解決のための方策を探り、そこで束ねられたものを協働の提言としてまとめることを目的に、研修会を開催したのである。

「協働のまちづくり」とは、“あなたがどんなまちで生きがいをもって暮らし人生を全うするのか”をどのようにイメージして、その実現に向けてそこに生きるひとりの尊い人間存在として、他の人とどのように関わり取り組むのかが問われている。ひとはひとによってしか支えられ救われない。一人ひとりが地域で将来孤立しないための関係づくりを、身の丈に合ったことから成さねばならない。

行政頼みであった今までの日々の暮らしのあり方をふりかえり、私たちが地域で身近にできることがあることを確認し合う場を設けたことの意義は大きい。また、市民レベルで“できることできないこと”を踏まえた上で、行政に対して協働の提言をするということは、市民の暮らしにくさの声を関係機関はどのように受け取り、それを行政の施策上にどのように生かし展開していくのか、まさに行政や議会の存在価値そのものを問いかけているといつて過言ではない。また、暮らしを支える様々な団体や機関、企業との協働も、そのまちを彩る粗末にはいけない関係づくりとなる。

一方、共同体としての「地縁」が徐々に薄れていく現実に対して、問題提起をせざるを得ないのである。特に、高齢世帯が増加し、高齢化率が高くなっている地域では、現在すでに地域活動に大きな支障をきたしている現実をそのままにすることは、地域の崩壊にも直結する。生活を維持することが困難な事態に対して、「福祉・医療・暮らし」を重点に行政がいかに支援方策を施策として展開していくのが、必然的な重要課題となる。

その現実を直視しながらもなお、今一度、その「地縁」を新たに結ぶための方法を「協働」というカタチで表現し、解決の道筋を立てながら、そこに住み問題に関わる者たちが共に活動するための“仕組み”を構築しなければならない。「町内会・自治会」こそ、地域再生の協働の中核にならなければならないという自覚と責任そして覚悟の認識のもと

*26 協働のまちづくり研修会のワークショップのファシリテーターは鳥居一頼氏が担う。そのレジメ及びプログラムについては、資料7を参照。この手法は、その後11月23日苫小牧市、翌24日空知管内南幌町で「福祉のまちづくりワークショップ」として展開され、市民参画協働のあり方を真剣に考えた機会となり、その反響は大きかった。

に、行政及び市民への「公民協働」の提言^{*27}としてとりまとめることを目的に、連町として初めて実施した研修会であった。もちろん、きずな計画づくりと直結する事業である。

1 1 ■2010/10/18■ 市民福祉アンケート調査データ入力・集計終了

日本工学院北海道専門学校^{*28}の学生2名がアンケートのデータ入力に協力してくれ、この日データ引き渡しを受けた。さっそく、愛知淑徳大学福祉貢献学部長伊藤春樹教授に送り、データの分析を依頼した。アンケート回答数1,742人・回収率43.5%のこのデータが今後、計画策定へ向けた資料として生かされる。

分析の結果は、その後11月の住民座談会の開催に合わせて、基本的な分析が上がってきて、12月にはクロス集計データと「登別市地域福祉実践計画の分析から」という報告書が上がってきた。これらのアンケート結果の分析については、本文「18 アンケート結果の分析」で詳しく報告したい。

1 2 ■2010/10/22/～11/17■ 住民座談会レポート^{*29}～幌別西小学校区を皮切りに

約70名もの幌別西小学校区の住民が参加した住民座談会は、市民会館で開催された。住民座談会のスタートとなる。これを皮切りに11月下旬までの間に座談会が各校区で開催されていく。

西小校区での座談会は、まだ市民アンケートの基本データの結果が出ていなかったが、11月以降実施された他の7校区では、その速報資料を持って臨んだ。また、それぞれの地区の特徴^{*30}について、詳細な資料を作り、事務局が説明を行い、校区の特に高齢者や障がい者のデータなどを示した。知っているようで知らなかった自分の住んでいるまちの状況を数字データで示すことで、予想以上に反応があった。自分の地区が細かく分析された資料を見て知る機会は、めったにないことである。事務局による「きずな」の説明と校区の情報提供により、自分のまちに必要な福祉についてのイメージを十分に膨らませてからワークショップへと臨んだ。

しかし、問題点などをポストイットに書き出すK J法^{*31}という手法を使った作業は、参

*27 提言は「登別市連合町内会『協働のまちづくり』への提言」（資料8）としてまとめられ、2011年2月に連町役員研修会の席上、進言される。

*28 日本工学院北海道専門学校には、前回はデータ入力を依頼し、その際12,000件近いデータを処理してくれたことから、今回も依頼した。学生もきずな計画づくりをしっかりと支えている大きな存在である。

*29 住民座談会は西小学校区を皮切りに、11月に他の地区の座談会を実施した。その企画内容は資料9、そこで出てきた問題等の集積データは資料10、各地区での座談会の様子を撮った写真は資料11参照。

*30 地区の特徴について、地区の人口と年齢層の分布、高齢者の世帯の状況、要介護認定者の割合、身障手帳保持者などを市全体と比較しながら図表で提示したり、その地区の団体数や社会的資源についての情報を資料として配付する（資料12）。

*31 K J法とは、文化人類学者・川喜田二郎が考案した問題解決方法で、意見や発言をカード（ここではポストイットという裏面に糊のついた紙）に記入し、そのカードを分類しまとめていくことでアイディアを得る方法である。

加した年齢層の高い市民にとって馴染みのない方法のためか、しばしの間ペンを持つ手が止まってしまう人もいた。

「難しいなあ」「書くとなるとなかなか出ないもんだね」とポツポツ声が飛び交う中、各テーブルに座っている推進委員や事務局からの何気ない言葉の投げかけをヒントに、少しずつ手が動き始めた。

日々の暮らしで自分がしている活動の中での、「地域でこれからも大切にしたいこと」「地域でなんとかしたいこと」を、赤青2色のポストイットに書き出し模造紙の上へと並べていった。自分が書いたものや、他の人が書いたものを、共通する内容ごとにグルーピングする作業を通して、紙には書ききれなかった思いがどんどん溢れ伝え合う。ついには、座ってはいられずに自然と立ち上がって、指をさしながら語り合うその光景は、とても新鮮で熱気を感じた。

その模造紙にマジックで書き込まれる解決策は、できないに関わらずたくさんのアイディアを出すことに大きな意義があった。どんな解決策が有効であるかどうかという判断をするのではない。どんな小さなことでも、自分たちでまず解決出来る方法はないのかを考えることを優先させた。従来のこのようなテーマでの話し合いでは、実現可能かどうかの論議の上で、「誰がするのか」が重要であった。だから、自分たちがやらなければならないことを後回しにして、行政の不備をつき、こうしてほしいという要望にまとめたのであるが、今回はまず自分たちが解決のために動くことを前提に話し合ったのだった。

市民が思い戸惑い感じる現状をありのままに伝えることが、校区のきずな計画づくりの根幹となる大切な生きた言葉たちとなる。小さなことでも自分たちにもできることがあるのではないかと考える姿こそ市民力の表れであり、この計画策定を通してこの力を培い行動へとつなげる「現場」がここにある。

11月5日には、青葉小学校区の住民座談会が緑寿の家で開催された。膝と膝を突き合わせた座談会とはまさにこのことであった。隣同士だけではなく、参加している人の顔がみんな見えるくらいの座談会は、あたたかさやぬくもりを感じることができる。気軽に参加できる環境がそこには存在していた。初めてのワークショップに、ペンも進まず言葉数も少なかったが、徐々にやわらぎ、個々の思いのたけを伝えられるようになっていった。規模が小さいからこそ、一人ひとりが尊重され話さずにはいられない雰囲気生まれていた。

ここでの話題のひとつとなった子どもに関する福祉課題の検討は、PTAや学校、子ども会など、子どもに関連する人たちだけで1グループを構成し、集中して話し合われた。地域情報データから見て子どもの割合の多い青葉小学校区では、委員のみなさんの意識の中にも子どもというキーワードは、日頃から意識されていたのであろう。

11月9日の登別小学校区では、社協の地域福祉コーディネーター^{*32}が座談会の進行役を務めた。初めての体験で緊張した面持ちでプログラムを進めていたが、それを支えていたのが参加した人たちであった。プログラム通りには決していないのが本番である。参加者の意識や生活経験や年齢など様々な人たちが集まってきたところで、細かいシナリオは時に邪魔にさえなる。グループワークに熱を帯びてくると、なかなかまとめきれない。緊張を強いられる。しかし、そんな状況に即して柔軟な対応が求められるのが、進める者の役目である。若い職員の指示を柔らかに受け止めながら、和気藹々と時間が過ぎていった。この場所は、若い社協職員が育ちゆく実践研修の場でもある。地域福祉を進めるソーシャルワーク^{*33}という専門性をいかに磨いていくのか、大学を卒業して社会福祉士^{*34}という資格があるとか、既成の専門研修を受講してきたとかという「座学」ではなく、ここには現場があり、そこで育つ力こそかけがえのない実践力となる。その力を市民が育てているのである。学ぶ姿勢を持ち続けることこそ、己が謙虚になり、他の人の信頼を得るのである。一人の信頼は、社協の屋台骨を太くし、きずなの推進力を高める結果となる。人材の育成こそ、重要課題であり、確実に育つべき現場をないがしろにしてはいけない。

13日の幌別東小学校区では、座談会の進行役を委員が担った。先の10月15日の連町主催の「協働のまちづくり研修会」を経験していることも強みとなって、社協職員は下支えに徹した。市民が一人でも多くワークショップのスキルを身に付けることは、町内会単位での話し合いの方法として活用することが可能となる。専門家だけのスキルではない。問題は広げたり深めたりするための知識や経験を積みながら、自分の引き出しを増やしていくことである。

*32 地域福祉コーディネーターとは、地域援助技術の主体的キーパーソンである。すなわち、地域で発生する多様な福祉課題を、住民やその当事者たちが「主体者」となって組織的・継続的に解決できるようにソーシャルサポートする役目を担う。そのためには、課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）をつなぎ、地域での生活を支えるネットワークの核になることが重要である。そこで、地域福祉推進の施策として、住民の地域福祉活動を支援するため、市町村が、一定の圏域に地域福祉のコーディネーターを整備し、専門職として社協にも配置されている。

*33 ソーシャルワーク（social work）とは、地域福祉の方法の一つで、福祉サービスを利用者に提供する際に必要となる「社会福祉援助技術」をいう。個人、集団等の利用者の自己実現の達成を目的に、ケースワーク（個別援助技術）、グループワーク（集団援助技術）、コミュニティワーク（地域援助技術）ソーシャルリサーチ（社会福祉調査法）、ソーシャルアクション（社会活動法）、ソーシャルアドミニストレーション（社会福祉運営管理）、ソーシャルプランニング（社会福祉計画）、ケアマネジメントといったソーシャルワークの方法から、その問題解決に最も適切な方法を選び、活用しながら、社会福祉諸サービスの提供を通じて、利用者と共に問題解決に取り組む。

*34 社会福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」で「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」（2条1項）と定義づけられている。社会福祉士が対象とするのは、「環境上の理由や身体上もしくは精神上の障害」をもつ人々であり。その中には、疾病を持つ人や医療機関を利用している者は含まれない。国家資格である。

17日の若草小学校区での開催をもって住民座談会を終えた。幌別西小学校区から始まった座談会は、4週間をかけて無事終了した。その間、運営に係る様々な相談を引き受けながら、献身的に下支えしてきた社協職員たちには、苦労も多かったが市民の信頼を得たことが大きな成果ではなかったろうか。仕事だからと考える人たちは多い。それだけでは大事は成されない。彼らもまた市民の一人として、地域福祉を支える思いの熱さで仕事と向き合うときに、人として輝くのである。給料以上の働きをしていることに、もっと気づいていくことも、福祉の人材を市民が支える条件となる。それは、福祉行政を進める市職員に対してもいえることであろう。

住民座談会の意義は、そこに残されたたくさんのポストイットが市民の貴重な声としてこのまちを動かしていくことに繋がっていくことになる。一人ひとりがもつ経験と知恵をカタチにしていくために、今計画づくりに必要な市民の声は、登別のかけがえのない財産となった。参加者合計438名、意見総数1,742件^{*35}が、その財産である。

1 3 ■福祉施設アンケート調査の結果報告■

10月中旬、座談会に先駆けて、きずな推進委員会の専門委員会が中心となって、市内の福祉施設にアンケート調査^{*36}を実施し、26施設中16施設^{*37}から回答を得た。

設問1では、従業員に対し地域活動への参加や意識を促す活動を行っているか、について13の施設が「はい」と答えている。その頻度や内容はここでは定かではない。

設問2では、施設が地域や機関と十分な連携がとれているとよいと感じる場面について、利用者支援等に役立つような情報を収集したときが9施設、自施設の利用者に留まらず地域の福祉課題の共有、解決を図りたいときが8施設だが、施設の性格上地域との連携は不可欠だが現状は難しいと記入したところが1施設あった。

設問3では、地域との関わりを特に意識した活動をしているかどうかについて、強く意識している6施設、意識している10施設で、回答を寄せた全施設が地域を意識した活動をしている。どのようにそのことが具体化されているのかが問題である。

設問4では、地域の住民との交流について、まあまあできているが10施設、あまりできていないが6施設と、交流のあり方には改善の余地がかなりありそうである。

さらに設問5では、積極的に取り組んでいる交流活動について具体的に質問した。複数回答で、19の項目から選択した。地域で行われる祭りや盆踊り、運動会等の行事への参加が最も多く14施設。これは施設側の負担が少ないこともあり、参加しやすい環境がその行事にあることに起因しているのではないかと。次に利用者の地域への外出（買い物、飲食などの余暇活動）支援が8施設。利用者を地域に出すというごく当たり前の生活行動が規制された施設として今後も十分配慮しなければならないことであり、利用者の外出が地域の人たちの理解を促進する効果もあることを考慮しなければならない。3つ目に、地域の会

*35 住民座談会の各地区別参加者数及び意見数については、資料13参照。

*36 アンケート調査の結果は、資料14参照。

*37 16施設とは、特別養護老人ホーム、認知症疾患医療センター、多機能型事業所、グループホーム（障がい者、認知症、高齢者）、地域包括支援センター、など。

議や行事の会場としての施設内のスペースの貸出や開放が8施設。場所の提供であるが、施設的环境や雰囲気、そして利用者・職員の様子を知ることにもなる。施設の設備を開放するだけではなく、地域から人が入ることによって「評価」されていることが重要である。同様に見学者の受け入れが7施設あるが、もっと意識的な外部評価がなされる機会である。問題は、ボランティアの受け入れが3施設と少ないことである。グループホームや地域包括支援センターなど、ボランティアの受け入れにくいところもあるが、それでもなお、低いのはなぜか。あるいはボランティアを必要としないこともあり、合わせて理由を知りたいところである。

また、地域住民を対象とした福祉に関する研修会や講演会等の講師としての職員を派遣しているのは5施設あり、現場を持つ専門家が講師として活躍することは、地域にとっても有益なことであり、今後も積極的に取り組んでもらいたい事業である。福祉施設が地域貢献していく大きな機会であり、施設を理解し利用者を理解していただく機会ともなる。また逆もある。市民が講師として施設で例えば料理を教えるといった事例から、相互交流こそあるべき姿として想像されよう。きずな計画でも市民の福祉教育の一つとして推進したい大事な事業でもある。

設問6では、今後地域と交流する機会を持ちたいと考えているかについて、積極的に交流する機会を持ちたいが10施設、機会があれば6施設と、持ちたいという質問だったのでそう答えざるを得なかったと思うが、機会を持つと作るでは、まったく意味が違ってくる。特に機会があればという回答は消極的な対応とも受け止められる。利用者にとって交流することが必要であるか否かが問われているが、そうできないところも含まれていることも事実である。

さらに、交流したい理由を尋ねると、施設や利用者の事を地域に理解してもらうために12施設、利用者の生活支援を促進するためが7施設、施設への信頼7施設、利用者も地域住民であるという意識からが6施設、利用者の生きがいや楽しみを増やし生活に潤いを与えるために5施設の順であった。どれも、利用者側に立った理由づけであり、消極的な回答をしていた6施設が、どのように今後取り組むのか課題が見えてきたのではないかな。

設問8では、地域に生かせる専門性や機能はという問いに、介護や生活相談や講演会、介護予防教室・健康教室等の研修会などが挙げられていた。特に相談機能は地域にも是非還元して欲しいものである。

設問9では、地域への貢献活動を進める必要性や使命について、10施設が非常に感じる、感じる6施設と、回答したすべての施設がその地域貢献の必要性や使命を感じていた。合わせて、地域貢献がもたらす効果は十分ある11施設、ある5施設と、施設が社会的資源として十分機能することが、地域貢献につながるものという意識が強く窺えた。

設問10では、施設の専門性、機能を生かして社協と協働で取り組んでみたいことについて、関係機関・施設で構成されるネットワークづくり12施設、社協と連携し、地域のニーズ把握や支え合い活動への参加9施設、施設や利用者をはじめ、福祉への理解を深めるための土壌づくり・啓発活動・福祉教育9施設、住民の地域生活支援や団塊の世代等を対象にしたボランティア・担い手の養成への協力やフォロー8施設、施設の専門性を生かした住民に役立つ情報の発信7施設が主だった回答であった。ただボランティアの積極的な受け入れについては0回答であった。ここに社協のボランティアセンターと施設のボランテ

ィア担当窓口がリンクしていない実態が指摘された。また、災害時の取り組みも町内会の支援が必要とされることではあるが、今回のきずな計画でも色濃くでるところであり、施設の意識を変えていく働きかけも必要であることがわかった。

それらを含めて、ネットワークづくりが最も多かったが、作ることよりそれをいかに活用するのが課題であり、カタチよりも機能させるためのネットワークづくりを計画の中で考えて進めなければならない。

以上のアンケート調査から、設問の項目のどれもが地域福祉を進める上で重要な内容を含み、より一層の福祉施設・事業所との協働を推進していかなければならない。施設もまた地域社会に存在してこそ社会的意義を持つものであることは、自明の理である。

今回の調査は、過去登別市ではなかったものであり、きずなを推進していく上で貴重なデータとなった。欲を言えば、市内のすべての福祉施設・事業所の実情を把握したい。地域福祉を推進するためには、欠くことのできない社会福祉資源であるとの認識を、さらに深めた調査ともなった。

1 4 ■2010/11/26■ 地区別の計画づくりを考える～第4回きずなリーダー会議

意見総数1,742件をどのように処理し、各地区の実践計画として練り上げまとめていくのが、これからの仕事である。

最初に住民座談会の報告^{*38} がなされた。その中で、アンケートを取ったが、回収は356名（男233名・女123名）であった。参加して楽しかったかという1問目には、楽しかった、まあまあ楽しいと肯定的だったのが82.6%、普通が16.9%で0.3%が少しつまらないと不満があった。参加したほとんどの人が座談会を楽しんでいたことが実感として捉えられる。

2問目に、ワークショップという手法について、わかりやすい、まあまあわかりやすいが80.3%、普通8.4%で、9割近い人がワークショップの手法を評価していた。その内容が分かりやすく馴染みやすかったことと、参加している意識が高かったことも原因となっているのではないかと。

3問目に、2時間を短いと感じたのが21.9%、ちょうどいいと感じたのが68%と、時間の長さを感じず協議に集中していた様子が窺える。

4問目に、住民座談会の必要性について、81.7%が必要と回答し、必要なしとしたのはわずか2%であった。14%はわからないと評価を保留した。今後のきずなを進めていく上での基盤となる住民座談会の重要性を認識しながら、その必要性をさらに高めていかなければならない。

総合的に、今回の座談会の評価は高いものと判断できるが、その内容や進め方によって左右されることが多く今後も改善をしていかなければならない。また、企画運営する委員の力量に負うところもあり、参加者が話し合いに参加する雰囲気づくりも大切な評価要因であることから、中核となる委員の運営能力も重要となろう。その意味では、この評価は委員のかいた汗の分をしっかりと認めたものとなった。

次に、それぞれの校区で出された意見を集約したデータを示し、特に校区の課題として

*38 住民座談会の報告は、資料15参照。

指摘されたものを抽出し整理するというグループワークに入った。この流れは、12月中に各校区で開催される「校区きずな推進委員会」のシミュレーションでもある。

その後、1月19日の第5回きずな推進委員会で、各校区の現状を把握し各地区で共通して取り組まなければならない共通課題を整理し、全市的に取り組むべき必要性の高い課題を計画に練り込む下ごしらえをすることになる。そして、次の委員会では、校区別の計画づくりへと具体的に進んでいくことになる。

委員自ら、時間と手間と知恵を費やして、計画づくりをするこのプロセスこそ、共通認識を持って互いに汗をかくしんどい山場であり、どのような「福祉のまち」をつくるのか具体的に求められるところとなる。

ここで、住民座談会の成果をまとめてみたい。

- ①自分たちで解決しなければならない身近な生活課題が明らかになった。
- ②問題を抱えて悩み苦しむ人の存在を地域としてないがしろにできないことを確認した。
- ③解決しようという機運が参加者の中から生まれて来ている。
- ④在宅ケアの必要性や重要性を共有出来た。
- ⑤きずな推進委員の企画運営力が身につき、ポジティブに動くことができたことと、その手法を身に付けることができた。
- ⑥この座談会の出席者全員の「声」（意見）を、1,742件集めることが出来た。その意見を基に市民の意見としてデータを分析し、計画づくりに反映させることが出来た。

1 5 ■2010/11/27■ 市民の意見データの集積と分類

リーダー会議後から、翌日いっぱいにかけて、住民座談会のデータ、きずな推進委員からの意見データ、アンケートの意見、合わせて2,750件に及ぶデータを、一つのデータ表に取りまとめ、それぞれ個別のデータに分類番号を振り当て、入力する作業から始まった。

社協の若手の職員たちが、作業に没頭する。パソコンに入力すれば、後は自動的に表計算^{*39}をしてくれるという思い込みは、ここで崩れる。入力するためには、個々のデータを入力することから始まるのである。今日まで、きずなに関わる会議の終了後に割り当てられた校区のデータを社協の職員がそれぞれ入力してきたものを、一つのファイルに統合して、印刷して紙に落とす。その紙データを見て、それを情報の内容別に分類するという手作業をかけて、さらにその分類データを入力する。市民の意見をないがしろにしていない実態を報告しなければならないのは、共に汗を流す社協職員の頑張りの様子も、心に焼き付けて欲しいからに他ならない。

こうしたほうがいい、ああしたほうがいい、これはおかしい、と様々な市民の意見に対しどのように応えるというところに、社協の仕事の難しさがある。プロである以上、その

*39 表計算とは、パソコン画面上では集計用紙のように並んだ格子状のマス目（セル）が表示される。このセル毎にデータを入れることで表を作成する。重要なのは、このセルに単に数値や文字列だけでなく数式を入力することができることである。特に、個々のセルを指定して、それぞれに対する計算式を書いて、データの並び替えやグラフ化など行う。それをもとにそのデータ分析を行い、傾向を探ることができる。それだけに正確な個々のデータ入力が必要不可欠となる。

課題をクリアして当然と思われがちであるが、社協で日常業務をこなしながら、計画づくりをしていくのは、業務とはいえハードワークであることは否めない。それでもなお、市民と協働で計画づくりすることが、今後5年の地域福祉を実効性の高い確かなものとなることを信じて、真剣な面持ちでパソコンのキーを打ち続けていくのである。

職員のこのような姿勢は、委員一人ひとりに、社協を理解し支援する態度を示すことの重要性を、より一層示すものとなった。

暫定的な分類データは、12月に開催された各校区の「校区きずな推進委員会」での資料として活用され、その後12月末に整理され、正式な分類データをもとにした「市民の意見の分析」に至った。

1 6 ■市民の意見の分析■

2,750件のデータは、①今後も大切にしたいこと811件、②何とかしたいこと1,342件、③その他597件に大別された。この大別は、住民座談会のワークショップの中で使われたポストイットに書かれたもので、①と②はペアである。地域の良さに着目して今後も大切にしたいとこと、その上で何とかしなければならない問題を出し合い、その解決策を話し合ったものが主である。さらに②には、8月の推進委員会のワークショップで出された問題点342件を含む。③はワークショップのグループワークの中で意見として出されたものを、社協職員が克明に記録したものと、市民アンケート調査の自由記載欄に記入されていた意見409件を取り上げたものである。

地域の良さを取り上げた理由は、良さをしっかりと認識しそれをさらに高めていくことで、問題の解決策を見出していくことが可能となる点である。地域の問題があることは当たり前である。地域の良さを伸ばすことで、欠点を補うことができるのではないか。欠点を強調するだけでは、問題解決への意欲や行動が薄れてくる。そこにあるのは諦めであり、問題放棄である。各校区の計画に練り込むには、その良さを地域風土として認め合うことが、支え合いや助け合いの新たな仕組みづくりの土台となるのである。それこそが、ふるさとの良さとして、無意識に子どもたちに継承されるものとなる。

大別された意見は、その内容から11に分類される。その分類は、市民アンケートの質問7「登別市の福祉を進めるためにあなたが特に力を入れて取り組んでほしいと思うことは何か」の10の項目と符合させ、アンケート結果とも相関性を持たしたのである。

その10の項目と意見の割合は、①高齢者22.7%、②障がい児者2%、③子育て12.4%、④自宅で介護するためのサービス2.2%、⑤生活11.6%、⑥防犯5.4%、⑦防災4.6%、⑧町内会23.1%、⑨マナー4.4%、⑩地域・ボランティア活動の支援1.6%、そしてこれ以外を⑪その他10%とした。

さらに、それぞれの項目を、例えば①高齢者の場合、サロン・会食・交流など高齢者との関わりの場をひとくくりにして小分類化^{*40}した。

^{*40} 小分類を含めた分類とデータ数の一覧表は、資料16参照。なお、割合は少数第2位を四捨五入しているので、合計が合わない場合もある。

また、校区别の意見数^{*41}は、登別^{*42}377件13.7%（内訳：登別337件12.3%、登別温泉40件1.5%）、幌別258件9.4%、幌東225件8.2%。幌西518件18.8%、青葉320件11.6%、富岸396件14.4%、若草206件7.5%、鶯別395件14.4%、専門委員48件1.7%、無記名7件00.2%であった。特に幌西が突出している。校区の傾向も合わせて分析に付加していく。

「①高齢者」に関わる意見は、2,750件のうち625件で22.7%に及ぶ。校区的には幌西142件、鶯別109件、富岸90件の順であり、数量的に最も多い箇所である。

全体で最も多かったのは、「サロン・会食・交流会^{*43}」などの高齢者の集う場の重要性について、206件、7.5%を占めている。そのうち119件、4.3%が今後も大切にしたいとの希望を持っているが、きずなの第1期計画の中で、地域サロンの開設や会食会の見直し、交流会の促進などを重点化したが、受け入れた地区でその事業について評価した結果ではないか。さらに継続して実施していくことの必要性を如実に語っていることと合わせて、地域で深刻化する事態に対して、高齢者の孤立・孤独化を防止する手立てとして有効である交流の場を、つくらなければならないとする共通認識が高まっていることの証左でもある。また、サロン活動の拠点として町内会館を主に利用しているが、個人宅を開放するところも増えてきていることに、今後は注目していきたい。さらに、地域福祉の拠点として地域の町内会館等の公的施設の整備・活用も臨まれるところである。

また、老人クラブやサークルの活動を活発にすることで、高齢者同士のつながりが深まってくることを指摘し、現状の参加者の減少を防ぐためにも魅力あるクラブ・サークル運営をめざさなければならない。主体的に関わり活動する場づくりをどのようにするのが、一歩進んだ地域を活性化する力となる。62件、2.3%の声である。

校区的には、鶯別、幌西、富岸で声が出ていた。温泉地区では、最も多い意見であった。

次に多かったのは「声かけ見守り」である。114件、4.1%を占めている。高齢者が地域で多くなったことと合わせて、高齢夫婦世帯や単身高齢世帯などが増えてきたことで、気にかかる状況が生まれてきている。特に、引きこもって地域になかなか出てこない人や身近に支援する人がいない人や、認知症の症状が出ている人、老老介護を余儀なくしている人など、ケアやサポートを必要とする人たちに対してどのように支え合っていくのが、大きな課題としてクローズアップされたのである。日常的に声かけや訪問をしている地域の良さを指摘しているが、まずは気づきや関心を持つことが大切であり、戸惑いながらも何とかしたいという思いが伝わってくる。ここが、地域での支え合いの原動力ともなろう。そのための仕組みをいかにつくるのか、日常の中にある住民同士の支え合いの活動を活性化することが、校区計画の根幹を形作るのである。校区的には幌西が多かった。

同様に、安否確認が84件、3.1%挙げられている。「声かけ・見守り」の先にある「安

*41 地区別の意見数は、資料17参照。

*42 登別地区は、小学校区として登別温泉地区も含むが、住民座談会は旧小学校区の2つの地区に分けて実施したため、その実数を計上した。分析では、登別地区として取り扱う。

*43 サロン・会食・交流会は、第1期きずな事業として21年度「ふれあいいきいきサロン」26カ所、937回開催され、延べ9,334人参加している。それを支えるサロンサポーター養成研修会には、112名が受講した。「ふれあい会食会」は60町内会で実施されている。「交流会」として敬老会や映画上映会をくくる。

否確認」こそ、重大な関心事であり、2つの要件を合わせると、198件、7.2%になる。

また、生活上の問題として、ゴミ処理や除雪、除草・剪定、買い物や交通アクセスなど日常生活の維持が難しい問題を合わせると、105件、3.8%を占める。

地域の中で1日でも長く自立した生活を営むことができるよう支援することが、第一義であり、そのための仕組みを考えていかなければならない。この点を指摘したのは、51件、1.9%に及ぶ。

「②障がい児者」に関わる意見は、参加者層の問題意識が如実に表れた結果となった。関心の薄さがそのまま数字となり、55件、2.0%に過ぎなかった。当事者の声を反映させることと相まって、座談会の中で当事者の参加を要請してきたのかという課題も浮かぶ。在宅ケアに係るサポート体制づくりを考えていくためには、最重点課題であるという認識が必要である。もちろん、座談会での意見の偏りは、参加者の関心事に拘束されるのであるから当然の結果である。障がい児者理解の上でも、きずな推進委員会としての責務は大きい。そのことを自覚するに十分な結果ではなかったのか。計画にどのように組み込んでいくのか、積み残しではない福祉そのものの根幹である。地区的には大差ないが、青葉は1件だけであった。

「③子育て」に関わる意見は、342件、12.4%である。この割合は①高齢者に次いで高いものである。地区的には幌西が79件中「遊び場・見守り」が28件、鷺別が67件中「登下校見守り」20件と多い。地域事情を反映しているのだろうか。子ども会活動の盛んな青葉は「子どもたちの地域行事活動」16件と、子どもたちの行事や子ども会活動への関心の高さを示している。

子育ての問題について、少子化や地域の高齢化と合わせて政策的にも子育て支援を厚くしていることや、児童虐待^{*44}の問題など、社会的問題として注目されていることも影響していると考えられる。町内会や老人クラブの取り組みとして、登下校の見守り活動が86件、3.1%と高いのは、その必要性和実際の取り組みの成果でもある。子どもの遊び場の問題や日常的な見守りなど、66件2.4%であるが、地域が考えなければならない問題も抽出されている。サロン活動は特に子育て中の母親の居場所づくりのために必要な事業であるが、子育てサロン^{*45}をふれあいいきいきサロンなどと組合わせて開催することの意義も大きい。また、高齢者も障がい者も子どもも母親も、気軽に集い交流する拠点づくりが必要不可欠ではないだろうか。それを運営し支援するボランティア活動とも連動させて、ボランティアの育成事業にも発展させるのである。対象別の事業計画ばかりではなく、総合的な視点で地域に活動拠点を整備することが地域振興につながることも考えてみたい。それが

*44 児童虐待は、「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト(養育の放棄)」がある。児童虐待は子どもの心に大きな傷となって残り、(1)自分に自信がもてない、(2)対人関係が苦手、(3)自傷行為、(4)人格障害、(5)自分自身の子どもの虐待などの悪影響が起ころう。児童虐待に至る要因(親の心理)について、(1)望まない出産や望まれない子供への苛立ち、(2)配偶者の出産や子育てへの不協力や無理解に対する怒り、(3)育児に対するストレス、(4)再婚者の連れ子に対する嫉妬・憎悪を挙げている。09年度に児童相談所に対応した虐待の件数は、4万4,210件で過去最悪を更新。

*45 子育てサロンは、21年度実績4カ所である。17年の実績と比べて2カ所増えただけである。

地区の計画づくりの核心となる。

「④在宅介護サービス」に関わる意見は61件、2.2%である。地区的には件数が少ないこともあり、目立った差はない。ここで最も関心が高かったのは介護サービスの利用方法についてである。その利用方法についてわからないという実態が浮かび上がる。困難な状況が生まれた場合、どこの窓口に相談してどのようなサービスを受けられるのか、その道筋がよくわからないことで、我慢を強いられていることが多い。潜在的なニーズの原因でもある。老老介護や孤族^{*46}を強いられる厳しい生活の中で、なおも人は生き続けなければならない。特に介護する側の支援は重要課題である一方、増加する単身高齢者への対応が、充足されなければならない。

「⑤生活」に関わる意見は318件、11.6%で、全体では4番目の関心度である。校区的には登別67件中「買い物」14件「交通アクセス」13件と、近隣に店がないことと、遠方までの足の問題が関連して問題化していることが窺える。鶯別が54件中「除雪」21件。「環境整備」16件を占める。幌西も49件と多い。

全体では、「除雪」の問題が最も関心が高く72件2.6%を占める。関連して⑨マナーの問題では冬場の駐車違反0.4%を指摘する。また、①高齢者の問題でも除雪の困難性1.6%、それに対処する⑩地域・ボランティア活動支援の除雪ボランティア0.4%、また空き家が地域にあることで、そのエリアの除雪も近隣が担わなければならない。除雪問題は高齢や病弱など身体の弱い人をさらに厳しい生活へと追い込んでいく。

ゴミの問題も、分別が出来なくなったり、不法投棄やゴミ出しのマナーだけではすまされない。ゴミステーションの管理は、町内会活動として取り組んでいるが、町内会に未加入な住人のゴミの始末をすることへの不満も聞こえてくる。近隣と関係を絶って孤立している人たちの非社会的態度が、地域の人間関係を一層冷ややかにする。買い物や通院、銀行や郵便局、そこに行く交通アクセスなど、基本的な生活を維持するライフラインに地域格差が生じ、崩壊しつつある地域の現実はどう対処するのか、暮らしの防衛をどのようにしなければならないのかを真剣に考えなければならない。それをきずな計画に組み込むことは難しいかもしれないが、共に考える舞台を住民座談会等で設けて討議していく中で、住民の助け合い支え合い活動につながる可能性は否定できない。

また、環境美化整備は、地域を住みやすくするための条件であり、公共性の高い公園や道路の荒れた状態は、地域が衰退していく象徴的な姿であり、町内会活動とも連動して防犯上からも対処しなければならない問題である。生活からは53件、⑧町内会から64件、合計117件4.3%に及ぶ。もちろんゴミの問題を含めるとさらに割合は高くなる。

^{*46} 孤族とは、2010年12月26日の朝日新聞朝刊で紹介された造語である。家族といえない新しい家族のカタチ、『…高齢になったら、病気になったら、職を失ったら、という孤立のわなが。血縁や地縁という最後のセーフティーネット、安全網のない生活は、時にもろい。単身世帯の急増と同時に、日本は超高齢化と多死の時代を迎える。それに格差、貧困が加わり、人々の「生」のあり方は、かつてないほど揺れ動いている。たとえ、家族がいたとしても、孤立は忍び寄る。個を求め、孤に向き合う。そんな私たちのことを「孤族」と呼びたい。家族から、「孤族」へ、新しい生き方と社会の仕組みを求めてさまよう、この国。「孤族」の時代が始まる』

「⑥防犯」は149件、5.4%である。校区的には大差ない。

全体では26件0.9%と低い、座談会では空き家対策が話題に上っていた。地域が櫛の歯が抜けていくように空き家が増えていく状態は、どこの地域にも共通して見られる現象である。歯止めをかけられない。空き家の資産価値は土地代しかなく、売却するにもその立地条件で需要があるかどうか決まる。そのメンテナンスも十分なされず、地域の防犯上のお荷物ともなっている。庭木の剪定や夏草、そして冬の除雪と、建物があるばかりに、近隣にはかなりの負担を強いているのである。

防犯対策は、54件2.0%を占める。パトロールは町内会を中心に実施されているが、自主的に協力してくれる人がいることを地域の良さとして指摘している。防犯意識は個々の問題だけではなく、犯罪を許さないという地域風土をどのように醸成するのか、行動で示すことが第一歩なのだろう。

「⑦防災」に関わる意見は126件、4.6%である。校区的には幌西28件、鷺別20件と多い。全体では、災害時の体制づくりへの関心が高い。避難場所や方法の確認も重要であるが、そのための防災や避難訓練、そして災害時要援護者の確認など、登別市個人情報保護条例に抵触しない対策を立て、今回のきずな計画づくりに反映しなければならない項目でもある。住民座談会の席上、避難方法についてある校区は鉄道を渡らなければならないが踏切の数が制限されていることと、移動に車両を使うことでの混乱が予想されることを危惧し、もしもの場合に踏み切り以外の箇所を徒歩で渡ることができるようJR等に働きかけることも協議された。切実な問題や不安をどれだけ解消し、安心を担保できるかが問われている。行政との協働も強化しなければならない。

「⑧町内会」に関わる意見は635件、23.1%と最も割合が高かった。委員の多くが町内会役員であり、当然の帰結と言える。校区的には、富岸125件中「活動の担い手」33件、「町内会協力・参加」24件、幌西118件中「町内会協力・参加」32件、「近所付き合い」28件、青葉103件中「行事・交流・文化」36件、登別88件中「行事・交流・文化」25件が、他校区よりも多い。

全体で関心の高い問題は、「担い手」で105件3.8%を占めている。地域社会の役割を回避するこの現状は、世代間の意識格差でもあり、やりたい者や好きな者にやらせておけばいいともいえる、「甘えの構造」*47とも呼ばれる日本の社会が許容してきた由々しき風潮が根底にある。一方、地域の人の子のつながりの希薄さに比例して、個が孤立しても生きていける社会になったことが要因でもある。しかし、それがまた孤立し暮らしが成り立たない事態になったときに、「甘え」をどれだけ許容できるのかが問われ、個の自立と深く連動するのである。どのようにその人を支え切れるのか、甘いと言われてもしなければならないジレンマの中に、それぞれの暮らしがある。

*47 甘えの構造とは、自分が出来る、あるいはしなければならないに関わらず、誰かに依存することに何の抵抗もなく、また彼のその心理（精神構造）や態度を許容してきた日本の社会構造の特徴である。甘えの語彙は、「すねる・ひがむ・うらむ・ふてくされる・やけくそになる」は甘えられない、ないしは甘えの当てが外れたことに起因する。「たのむ・とりいる・こだわる・きがね・わだかまり・てれる」などは、相手を甘えさせると見せて実はこちらの甘えを実現することにある。

暴走行為をしていた若者は、ギャラリーが多いほど興奮度を高め、スリリングな技を披露する。周りの迷惑などお構いなしに自分たちの世界に浸る。悦に入った行為は時に事故を呼ぶ。そばで見ていた者たちに、「お前ら見ていないで手を貸せ！」と怒鳴り散らす。

助けを求めて怒鳴り散らすことができるだけ幸いである。深刻な事態が地域で起ころうとしている。誰かに迷惑をかけるということもなく、善良に生きてきた人が、あるとき生気を失い助けを求める声さえ出せない。そんな人を、ほっとけない。だから、心ある人は動く。しかし、いつもそんな人が身の周りにはいないことを、肝に銘じなければならない時代が、今である。

それは、支える側にいる役員の心的経済的負担は計り知れず、ボランティアな生き方そのものである。そこに頼ることがいつまでも続くわけではない。人の善意を当てにしているだけでは、地域は崩壊する。団塊の世代が、地域再生のキーパーソンにならない理由がここにある。まだ十分間に合う。

地域を活性化するために、行事や祭り、そしてサークル活動やパークゴルフなどの文化・スポーツ活動の奨励を、117件、4.2%が指摘している。それはまた、地域の文化を子どもたちに手渡していく有形無形の伝承活動でもある。ゲームに没頭して人とのコミュニケーション能力を欠いている現代の若者たちの育ちを考えると、今ある地域の行事を見直し、子どもたちを巻き込みながら振興する方策を考えて行かなければならない。まさに地域の問題そのものである。そこにこそ住民自治の本領を発揮しなければならない。

また、町内会館のように施設の整備を指摘した意見もあるが、拠点の整備を重点化していくことが、地域活性化の一つの方法である。施設は箱物としてあるのではない。そこを活用してはじめて価値が生まれるものである。広く住民が集う活動拠点として、モデル事業として組み込むことが、きずな計画を広く理解してもらう方法ともなろう。

「⑨マナー」に関わる意見は120件、4.4%である。校区的には大差ない。

近隣の挨拶や、ペットの飼い主のマナー違反、ゴミの出し方、駐車違反などなど、地域で生活していく上で最低限守らなければならないマナー違反に、人はいざちを禁じ得ない。気に障るのである。不愉快な気持ちになり許容範囲を超えてしまうから、苦情として吐き出されてくる。しかし、問題を起こす方は、指摘されると、これぐらいのことで文句を言われることが腹立たしくもあり、頑なに相手や周辺に対して拒絶反応を示す。本人に罪悪感がない場合は始末に負えなくなる問題に変わる。しかし、ほおっておけないから動くとするれば、どう動くのか。駐車違反や不法投棄のように法令違反であれば取り締まりも可能であるが、地域ぐるみの取り組みとして、計画化することも必要である。

「⑩地域・ボランティア活動支援」に関わる意見は44件、1.6%と最も低い。地域に基盤を置いたボランティア活動は少ないことにも起因している。しかし、今後地域で必要とされる「傾聴」「除雪」「認知症サポーター」のボランティアは、その数をいかに増やしていくのか、具体的に研修事業化しなければならない問題である。ただ、「除雪」はボランティアに求めるだけではなく、受益者負担という有償について考えなければならない。

「⑪その他」の意見は275件、10%である。ここはアンケート調査での自由記載欄に書かれたものが大半である。多いのが感想で77件、2.8%。意見では、社協に対して61件、2.2%。きずなの推進と合わせて、厳しい意見も多く散見された。社協はなくてはならないもの、協力できることがあれば協力したいという声も多くあるが、登別市ともしっかり連携を取

るようにという指摘や、事業のマンネリ化の打破や、社協役員の若返りなど、社協の体質改善を指摘する声も多くあった。これらは、社協活動を理解した上での建設的な意見であると捉える。ならば、その存在こそがきずな計画を今後も市民に浸透させるためには、かけがいのない存在である。

「自らを含め、意識、関心の低さを感じます」「自分のことでいっばいで、正直福祉のことまでよくわかりません。今回のアンケート調査を機会に興味をもって、市民の一員として出来ることを考えていきたい」「市民になって5年目ですが、市の行事に関わる事がなかったので、これからも住み続ける状況があれば協力したい」

これらの声に背中を押されて、「市民一人ひとりのため」に計画づくりを進めなければならない。厳しい道のりではあるが、問題を共有してはじめて解決へと向かうことができるのである。問題を抱えているのは、一人ではないことを確信した。

1 7 ■2010/12/10～12/22■ 校区きずな推進委員会レポート

校区きずな推進委員会^{*48}は、12月10日若草小学校区（栄和園）から始まった。推進委員4名というこじんまりとしたカタチでの開催となった。校区の住民の意見を確認し共有した上で、校区としてどんなことに取り組んでいくのかを考える2点に絞って協議した。

住民座談会で出された数多くの市民の声を、どのように校区のきずな計画に具現化されるのか。市民意見の全体データ分析では割合の高い問題点を論じたが、多くの人を持つ意見だけではなく、ないがしろにはできないたった一つの意見もある。それらの意見をいくつかの重点に絞ることは容易ではない。しかし、その過程を経ない限り校区の重点項目として校区きずな計画へと結実できない。地域住民自らの手によって計画に盛り込んで決定された重点項目は、より地域に密着したきずな計画となり得ることで、地域の中でポジティブに問題解決に向け具体的な行動を促すものとなるのである。

若草小学校区では、高齢化の進む美園・若草地区にとって高齢者問題は、差し迫った問題であり、推進委員からも改めて地域の実情が語られた。

「サロンや会食会に来てくれている高齢者は、意外と心配はいらないが、そこに来ない人來られない人こそ、本当は見逃せない人たちだ」「周りは支援の必要性を感じても、本人に受け入れる気持ちがなければどうにもできない」「見守ることを意図的にするのではなく、今している趣味や日々のつながりなどから関わることがいい」「普段からの関わりがあれば、災害災害と目くじらを立てて対策を立て、システムを築く必要もないのかもしれない」誰もが必要と感じる状況にあっても、一歩踏み込めないジレンマが、そこに存在するが、そのための新しい試みをするのではない。今ある日々の活動をいかに無理なく継続し強化し整備していくことができるのかを考え動いていくことが、とても重要なことだということに改めて気づかされた会議となった。

同日、幌別東小学校区きずな推進委員会も鉄南ふれあいセンターで、推進委員4名、市民2名の参加で開催された。2名の活動実践者も参加した会議は、よりコンパクトにテーマからずれない話合いが展開された。

*48 校区きずな推進委員会は、各小学校区（8校区）と専門委員会を単位として開催された。

したいけどできない、してほしいけどしてもらえない。そんな切実な声をどのように取り上げて取り組んでいったらよいのか。これは必要だと分かっている、実際は何もしていない現状を打破するために、できるところから少しずつ手をつけていこう。参加者の視点や考え方は、より実現可能な活動を見つめていた。

高齢者の問題も、高齢者を支えていかなければならないのは誰なのか。それを働き盛りの世代に求めても、生活を維持することに懸命で、活動するにしても当事者とは時間も合わず無理がある。また、若い世代の町内会未加入の問題や、活動の担い手がない中で、壮年層の人を引き込むには無理がある。壮年層にはしっかりと外で働いてもらい、リタイアしたら地域で活躍してもらおう。世代交代を無理なくするためには、若いうちから町内会活動に対しての理解を促し、第一線を退いたら地域デビューという風土をつくり出すことが急務である。その理解を促すためには、若い世代にどのようにアプローチするのか、最も苦慮するところであり、緊急事態を回避するには、躊躇する時間が残り少ない地域も出てきている。全市的に取り組まねばならない大きな課題でもある。

その後、14日は専門委員会（しんた21）、15日は青葉小学校区（のぼりん）、鷺別小学校区（鷺別公民館）、16日は富岸小学校区（新寿の家）、17日は幌別西小学校区（しんた21）で開催された。

最後は22日幌別小学校区（労働福祉センター）で推進委員8名、市民1名の参加で開催された。校区の実情を共有したいというリーダーの思いから、校区内の町内会長にも案内を出していたが、その思いは届くものではなかった。福祉活動を進めるにあたって、町内会の組織自体が衰退してきている状況にあっても、「やっぱり町会長（町内会）が動かなければ」と、町内会の力や組織力に期待せずにはいられない現状が、ここにもあった。

どこの校区においても、この言葉は幾度となく聞こえてくる。どうすればいいのだろうか。思考の行き止まりの袋小路に入って、解決の道がまだ見つからずにいる。

また、この会議は、住民座談会やアンケート等を通して、市民が自分のまちを見つめ校区へ向けられた声を校区として整理していくことに意味があった。福祉に対する個人の意見や想いを、改めて言い合う場ではなかったが、しかし、推進委員として客観的に地域の意見を整理していくことは、難しいことであった。委員ひとり一人の想いの強さや活動のパワーは、とても貴重な地域の宝である。今その向かうべき方向が個々バラバラであれば、市民力として結集できない。校区きずな計画づくりは、未だ道半ばにある。

市民の意見をどのように各校区で計画に反映させたらよいのかという議論は、始まったばかりである。次回の推進委員会での協議再開まで、各自の課題となる。

そして、このように「きずな計画づくり」に動いている一方で、登別の中ではその他にも様々な組織による会議や委員会が、並行して進んでいる。きずな推進委員を委嘱されている人の多くは、数多くの肩書^{*49}を持ち、別の会議でも「福祉」について論議し、そこで

^{*49} 数多くの肩書とは、委員が公職等にあつて、多い人で7つの肩書きを持つ。委員が持つ主な公職は、市選挙管理委員会、市都市計画審議会、市障害者福祉計画推進会議、市健康づくり推進協議会、市障害者地域自立支援協議会、市青少年問題協議会、市介護認定審査員、市社会教育委員、市交通安全協会、等の他各種団体の役員を務める。

も解決策は導き出せないでいる。繰り返しなされるテーマの話し合いに徒労感と倦怠感を覚えながらも、何か目に見て分かる成果がほしいと切望する。

市民一人ひとりが、どのように活動を進めたらよいのか。「福祉」について異なる組織で異なる会議を開催し、それぞれに対策を模索していくことでは、埒があかない。踊る会議を、「登別のまち」としてのひとつのまとまりをつけるのは、市民が参画協働している「きずな計画づくり」に賢（まさ）るものはない。ここにあるのは、民意を総意として結集しようとする意志表示そのものである。そこに大いなる確信を抱く。

18 ■市民アンケート調査の分析■

きずな推進委員会のアドバイザーである愛知淑徳大学教授伊藤春樹氏の論文「登別市地域福祉実践計画の分析から」^{*50}における市民アンケート調査の分析と伊藤氏の提供による地区別クロス集計データを参照し、かつ市民意見データ分析を考慮してアンケート分析を進める。

特に第2期の計画は、各校区毎につくるという目的から、その校区毎のアンケート結果を基にしたクロス集計データを利用して、分析を行うこととする。

（1）回答者の特性について

最初に、全市の年齢区分別の人口^{*51}の割合についてみたい。15歳未満は6,178人11.8%、15歳から65歳未満までは31,655人、65歳以上が17,554人27.7%となっている。全回答者の性別人数と割合は、男性792名、45.5%、女性938名、53.8%、合計1,742名であり、女性の割合が8%ほど高い。これを、年齢別の割合で調べてみると、60歳代36.4%が最も多く、次いで50歳代22.3%、70歳代16.4%となり、50歳から79歳までで75%以上を占め、アンケート回答者の3/4に当たり、20～40歳代は17.4%に過ぎない。従って、このアンケートの回答者は50歳代以上の回答者がほとんどであることを配慮しながら、分析をしなければならない。支援される側になるリスクの高い人の回答者が多いことが特徴であるといえる。

性別による年齢区分構成を比べてみると、50歳代の回答者は男性が20.5%、女性が24.2%、60歳代の回答者は男性が37.7%、女性が35.7%、70歳以上では、それぞれ27.3%、19.4%である。従って、男性は女性に比べて高齢者の回答が多い。これは、高齢になればなるほど、一般的には男性よりも女性の人数の方が増えるにもかかわらず、回答者の傾向は逆になっている。また、これら回答者の構成上の歪みが、アンケート調査結果にも影響していると考えられる。

ただ、地域福祉に住民参加の原則を持ち込み、住民参加を促すためには、住民に対して平等に配慮しながら、住民のニーズを平等にくみ取る取り組みが必要かもしれないが、こ

^{*50} 論文「登別市地域福祉実践計画の分析から」は、2010年11月末に脱稿された論文で、特に性別による分析を中心に行っている。共同研究者として、鳥居一頼（NPO 法人北海道ボランティアコーディネーター協会）、藤江紀彦・坂本大輔・安田恵美（登別市社会福祉協議会）。なお、「18アンケート調査の分析」は鳥居が文責者である。論文からの引用等の問題については、伊藤氏より許可をもらい逐一表記しない。

^{*51} 全市の年齢区分別の人口については、2010年4月現在のその統計である。（資料18参照）

のようなアンケートにも、積極的に参加する住民のニーズはそうでない住民のそれよりも高いと考えて、積極的でない住民の意識に変革を促すことも、重要かもしれない。

表1. 性別、居住地区（小学校区）別回答者の人数と割合

		登別 小学校 校区	幌 別 小学校 校区	幌 別 東小 学 校 区	幌 別 西小 学 校 区	青 葉 小 学 校 区	富 岸 小 学 校 区	若 草 小 学 校 区	鷺 別 小 学 校 区	無 記 入	合 計
人 数	男 性	100	107	72	102	83	106	113	92	17	792
	女 性	99	119	90	138	100	124	125	131	12	938
	無記入	1	1	0	2	1	0	1	2	4	12
	合 計	200	227	162	242	184	230	239	225	33	1,742
割 合	男 性	12.6	13.5	9.1	12.9	10.5	13.4	14.3	11.6	2.1	100.0
	女 性	10.6	12.7	9.6	14.7	10.7	13.2	13.3	14.0	1.3	100.0
	無記入	8.3	8.3	0.0	16.7	8.3	0.0	8.3	16.7	33.3	100.0
	合 計	11.5	13.0	9.3	13.9	10.6	13.2	13.7	12.9	1.9	100.0

次に、登別市の就業者数を産業別に見ると、第一次産業従事者が1.1%、第二次産業が25.5%、第三次産業が73.4%となっており、北海道の平均に比べ、第一次産業の 構成比が低く、逆に、第二次産業及び第三次産業の構成比が高くなっている^{*52}。

今回のアンケートでは、職業別の回答において、無職と答えた人が半数を超え、年金生活者と思われる人がアンケートに参加しているのが伺える。会社員・団体職員の回答者は全体で20%未満であるが、男性は28.4%、女性は10.6%である。比較的年齢の高い回答者が多いことが原因と考えられるが、女性が正規の職業に就いていることが少ないように思われる。これはパート・アルバイトと回答した人の割合が、男性では6.2%であるのに対し、女性においては18.4%と非常に高いことから伺える。また女性の無職という回答者の割合が、男性のそれより高いことも、一般的な特徴でもある。

回答者の世帯構成^{*53}をみると、女性の単身世帯が男性の倍以上あり、男性は夫婦のみの世帯が回答者の約半数を占めていることが目立つ。親子二世帯は男女ともにほぼ同じ割合の回答者である。しかし、回答者の79.1%が夫婦のみ世帯か親子二世帯の家族であるので、この家族構成で生活している人の意見を集約しているともいえる。また、単身世帯における女性の回答者が14.7%と男性6.8%よりも約8%高い。これは、高齢者の回答者が多いことに起因していると考えられる。

*52 登別市地域雇用創造計画 (<http://www.noboribetsu-koyou.jp/Anquate/koyoukeikaku.pdf>)

*53 世帯構成を全市で見ると、全世帯数25,571世帯、内訳で単身高齢者が9,184世帯（35.9%）、高齢者夫婦が4,055世帯（15.9%）、その他が12,332世帯（48.2%）となる。世帯数では圧倒的に高齢者世帯が多いことを示している。（資料18参照）

居住区別の回答者の割合は、表1のように大きな差もなく分布している。

ここまでの、回答者の特性についての分析した基礎的データである。このような特徴を持つ回答者の回答を基にして、分析を行っていく。

（２）回答者の望む福祉

① 大きなくくりで、「福祉のことについて」２つの質問をした。

質問６は、地域福祉実践計画「きずな」について知っているか否かについて、尋ねた。「きずな」を知っている回答者は、「よく知っている」11.9%と「少しは知っている」20.3%とを含めて、30%を少し超える程度であり、「全く知らない」36.7%の回答者の割合を下回る。この現実を認識して、社協としてさらなる努力が必要なことを示している。

質問11「きずなを推進している社会福祉協議会を知っているか否か」の回答との相関性を見ても、社協の認知度は「よく知っている」17.5%、「少し知っている」25.9%と計43.4%であり、「全く知らない」24.8%という点から、その認知度は決して高くはない。社協の事業のきずなが市民に周知されていないことは、社協自体の認知度が低いことにも起因する。またその割合は、第１期のアンケート調査で「よく知っている」11.8%、「少し知っている」29.6%の計41.4%とを比べると、２%のアップを見たものの、「全く知らない」16%から見ると、その認知度は、全く改善されていないという厳しい結果を見た。

質問７は、福祉を進める上で、高齢者、障がい児者、子育て等の中から特に力を入れて欲しいことを各項目から３つまで選択するよう回答を求めた。これは、市民の関心度や問題意識から、市民が望んでいる事項を調査したものである。

（ア）「高齢者のこと」に関しては、一人の回答者が10の選択肢の中から平均2.6の複数選択をした。総数は4,535件であった。（ア）から（コ）までの項目の中で２番目の回答数である。「定期的な見守り支援」58.8%が最も多く、「介護者への支援」55.3%、「孤独・孤立・無縁死対策」50.9%と続き、これらは回答者の半数以上が望んでいる。老老介護に代表される自宅介護者の身心的負担の重さを想像し、かつ「ひとりぼっち」にしてはならないとする地域の善意がここに表出されている。「話し相手の確保」が20%をわずかに超えるだけで、これ以外の「居場所づくり」、「買い物支援」等の項目は全て20%以下である。伴侶を亡くした人の悲嘆を分かち合い軽減するための取り組みも、今後一層必要となるであろう。

地区別^{*54}には、「定期的な見守り支援」は、鷺別小学校区（以下鷺別）と登別小学校区（以下登別）で25%と最も高い。「介護者への支援」は、幌別小学校区（以下幌別校区）と登別校区、若草小学校区（以下若草）が23%を占める。身近に介護者の問題を見聞きしているのだろうか。「孤独・孤立・無縁死対策」は、幌別東小学校区（以下幌東）が22%、青葉小学校区（青葉）が21%を占める。どちらも公営団地を抱えた地域であり、団地内の単身高齢者・高齢者夫婦世帯の問題が浮かび上がる。特に登別の高齢者問題は、市内でも高齢

*54 地区別の割合は、母数が小さいので、少数第1位を四捨五入して整数値で表記した。

化率^{*55}が33.9%、後期高齢者の割合も17.6%と突出して高いことや地域の広範性からして、喫緊の問題である。

ただ、住民座談会で話題になった「買い物支援」は、割合こそ低いが全市的に高齢者の生活を維持するための基本的問題である。また「居場所づくり」も、市民の意見の中で最も多く挙げられた「サロン・会食会・交流会」との関連を考えると、ないがしろにはできない。公共機関や金融機関、病院等への交通アクセス等の仕組みづくりが、行政や民間との協働として問われている。高齢者のみならず、市民の死活問題である。

(イ)「障がい児・者のこと」に関しては、一人の回答者が10の選択肢の中から平均2.5の複数選択をした。総数は4,400件であり、3番目に多い方である。「相談窓口の充実」49.5%、「介護者の支援」49%「社会参加の場の提供」46.3%「就労支援」43.3%と4項目が40%を超える要望を示しているが、これら以外の項目は、20%以下と格段の差がある。特に、在宅ケアが中心となってきた現在、障がい者の自立支援法^{*56}の改正も不十分な中で、社会参加の場の提供や就労支援に関心を持つ市民が4割以上いることは、障がい者理解にも直結する点からして、重要な要望である。

地区的には、「相談窓口の充実」で幌別西小学校区(以下幌西)と若草が21%を占め、「介護者の支援」では、各校区20%前後を占めている。「社会参加の場の提供」は幌別校区と青葉が20%を占め、「就労支援」では、青葉が21%を占め、最も低い若草とは6%近い開きがあった。

また、特別支援教育は18%と低い。学校教育の中で重要な項目であるにも関わらず、回答者の多くが子育てを終了した世代であることを反映しているのであろう。この点は、「16市民の意見の分析」を通してすでに言及しているが、当事者問題として片付けるのではなく、障がい者の在宅ケアのサポート体制づくりも含めて、障がい理解を前提に、福祉そのものの根幹として、学校教育はもちろん市民教育としての福祉教育の推進を図らなければならない。同時に親の経済格差による経済的貧困に対処するための教育福祉としての子どもの教育権保障について、児童福祉の視点から問題提起しなければならないのではないのか。

*55 65歳以上の高齢化率は、2010年4月現在全市27.8% (14,554人)、地区の人口割りから、高い順に登別33.9%、若草31.8%、幌西31.6%、幌東28.6%、鷺別27.1%、幌別24.5%、青葉23.1%、富岸21.4%である。また75歳以上の後期高齢者の割合は、全市12.9%(6,785人)、高い順から、登別17.6%、幌西15.6%、若草14.8%、幌東13.9%、鷺別13.1%、幌別11.6%、青葉9.2%、富岸8.7%である。

(資料18)

*56 障害者自立支援法は、障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の理念に則り、これまで障がい児(身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法・児童福祉法)に提供されてきたサービスや公的負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを作り、2006(平成18)年4月1日より一部施行され、10月1日に完全施行された。当事者にとっては、医療費の負担増や障がいの認定方法、支援費負担増などの問題点が指摘され、2010年その改正を求めてきたが、現政権は抜本的な改正をなし得なかった。

これらはまた、「共生」をめざす福祉のまちづくりの基本理念でもあり、学ばなければならない人としてのあり方や生き方である。

(ウ)「子育てのこと」に関して、一人の回答者が9の選択肢の中から平均2.5の複数選択をした。総数は4,348件であり「虐待防止と早期発見」47.2%、「相談窓口の充実」42%、「学童保育の充実」41.9%、「緊急時の託児支援」40.6%、これらが40%を超える。虐待については、先の市民の意見データ分析と同様の関心度を示している。相談窓口については、子育てに限らず、ワンストップサービス^{*57}としての「総合相談窓口」を現有相談窓口に機能させなければならない。

さらに相談機関が把握した課題、ボランティア活動、市民が発見した情報等が、ある機関に集中的に伝わりそこから情報提供する仕組みづくりも必要である。その意味では、社協の相談窓口の人材育成と機能の充実も一方策である。

親が急病で育児に SOS を発した時の「緊急時の託児支援」は、近隣に子どもの面倒を見てくれる友人・知人、あるいは親がいないという場合に、有効なサポートサービスである。託児の専門性を持った人が責任を持って預かるのであるから、安心して託すことが出来る。親の急病が感染症でなければ、自宅での託児も可能になると、一層安心を担保できる。ファミリーサポートという会員提供サービスを、対象を広げるような体制は可能か検討を要する。使い勝手をよくするにはどうするのが論議である。

「遊び場の確保」25.4%、「不登校児童への支援」23.5%は20%を超える。遊び場としての公園はその役目を果たしているのだろうか。先の市民の意見データ分析では、地域の環境美化活動の問題として公園整備が挙げられているが、地域で子どもを育てるという意志を、遊び環境をいかに保障するのかという具体性を持って論議して欲しい。不登校児童の問題は、福祉分野でも社会や人と関わる機会や場に子どもたちを誘い込む仕組みを、教育委員会や学校、ボランティアサークルなどとの協働で実現できないだろうか。子どもの教育に関心を持つ市民を巻き込みたい。形式的に義務教育を卒業させることは、その子自身が基本的な学力や集団への適応を含んだ社会性を身に付けぬまま現実社会に放り出されることである。教育権を奪うばかりか、社会的損失でもある。教育、福祉、医療、雇用等、一体化させた取り組みが必要であることを、私たちは認識し、論議していかなければならない。

「親子の居場所づくり」15%と低いのは、居場所をイメージ出来なかったことと考えるが、子育てサロンなどの事業がまだまだ市民に周知されず、その必要性も十分理解されず、当事者問題で終始していることが原因ではないか。また、「福祉の学習の推進」が13.3%と最低だったのは、学校での取り組みも含めその重要性が認知されていない証左である。

校區別では、「虐待防止と早期発見」は青葉・鷺別・富岸・若草が20%、「相談窓口」が富岸18%、「学童保育」が幌東と登別が20%、「緊急時の託児」は幌東が19%とそれぞれ低い地区と比べると、順に3.7%、3.5%、6.2%、4.7%の開きがあった。また、「不登

*57 ワンストップサービスとは、相談者がたらい回しさせられるのではなく1カ所に対応可能とすること。

校児への支援」は若草12%、鷺別10%と2地区が10%を超えていた。地域の実情をどの程度理解しているかは不明であるが、関心度の高さとして理解したい。

その意味でも、子育ては家庭に押しつけるのではなく、地域社会が「子育ての社会化」という現代的課題を担わなければならないことを自覚し、積極的に子育て環境をつくっていかなければならない。

(エ)「自宅で介護するためのサービスのこと」に関しては、一人の回答者が10の選択肢の中から平均2.7の複数選択をしたが、(ア)から(コ)の質問の中で回答数が4,740と最も多かった。これらの項目は、(ア)と(イ)に共通する居宅での介護サービスの在り方について尋ねているが、回答者の年齢層からして最も関心の高いことであって、高齢者に対するサービスの傾向が出ていると考えられる。

「サービス利用料の負担軽減」45.3%が突出している。加齢と共に家計に占めるその負担経費は、医療費の負担増と合わせて心配の種である。また回答者の50.6%が無職であることから男女問わず老後の生活に不安をもっていることを如実に示している。次いで「通院や外出の際の移動支援」40%、「介護サービスを利用するための情報」37.1%、「介護者の交流・悩み 相談」35.9%の順になっている。しかし、「ケア付きの高齢者住宅」28.7%、「夜間の利用や宿泊できる通所サービス」25.4%、「訪問介護・訪問看護サービス」24.9%、「短期入所(ショートステイ)」18.9%、「デイサービス・デイケアなどの通所サービス」15.2%、と他の項目もそれなりに高い割合を示し、自宅で介護することに関して、その要望は分散していることを如実に示している。

性別での違いを見ると、「夜間の利用や宿泊できる通所サービス」に関しては、女性が男性よりも約10%も多く要望し、「訪問介護・訪問看護サービス」については逆に男性が7%強多く要望している。在宅で主に介護を担う女性にとって24時間介護は厳しい。共倒れの可能性もある。それを回避するためにも、夜間や宿泊のサービスが求められていると推察される。

校区的には、20%を超える項目はひとつもない。このことから、個々のニーズの多様性が見て取れるであろう。画一的なサービスから、個々に対応したサービスの個別化が進んでいくだろう。

さらに言及すると、これらのサービスの利用方法についてわからないという実態が市民の意見データ分析でわかったが、利用するための情報提供も含めて、福祉アクセシビリティ^{*58}をいかに具現化するかが、地域福祉の推進と連動する。

(オ)「生活のこと」に関して、一人の回答者が9の選択肢の中から平均2.4の複数選択をした。総数は4,190件である。この質問の意図は、社会福祉は地域での自立生活を支援

*58 福祉アクセシビリティとは、福祉サービスを必要とする人にとって、在宅福祉サービスが気軽に、身近で、気持ちよく利用しやすいことを表わす用語。その具現化には、ワンストップサービス、サービス相談と対応の総合化、エンパワメントアプローチをもとにした支援体制、距離的・空間的・心理的身近性が担保されなければならないとする。

すると捉えると、生活上の問題に関しても質問をしなければならないと考えた。

「医療の充実」58.1%、「通院の介助・支援」45.6%と医療に関連する項目が高い結果を示している。自立した生活上の問題であることは、(エ)のところでも論説したが、地域で医院や専門病院がないために、診察や入院・通院への不安が表出している。校区的にも大差なく、登別市の地域医療体制の脆弱さが、その要因である。

第1期の計画策定時のアンケート調査でも、12,238件を回収したうち、その85%が高い関心を示していたが、この5年間で市内の医療体制^{*59}に大きな変化はないが、通院する側の疾病状況の悪化や加齢による身体機能の低下により、より切実な問題となってきた。市民の声をどのように行政や医療機関に伝えるのかが、問われる。保健・医療そして福祉^{*60}を充実させない限り、市民の不安は、いのちに直結する。地域トータルケア^{*61}システムの構築が急がれる。ここに、今回のきずな計画の目的が指摘されよう。

「生活の困りごと相談の充実」49.7%は、先の「総合相談窓口」に統合していくことが肝心ではないか。また、それだけ現状及び今後の生活に半数の市民が困難性を感じていることは、ないがしろにできない。「低所得者世帯の経済的支援^{*62}」42.9%はセーフティネットが破綻をきたそうとしている現状の縮減財政では、対象者すべての救済は難しい。

合わせて「生活情報の収集」は20%であるが、相談機能と情報提供は今後も改善をしていかなければならない。情報が当事者に正しく伝わっているのかどうかで、「無告の民」になるかが決定する。その意味でも、情報を正しく伝える人の存在が、大きな役割を果たすのである。(ク)「町内会のこと」に関する項目で、「近所付き合いの広がり」を求める割合が61%を占めるのは、疎遠になっていくことへの裏返しの欲求として読み取れ

*59 医療体制について、登別温泉にある登別厚生年金病院の維持存続の問題を抱えているが、22年度から次のような医療システムの準備を始めた。それは、室蘭市内の総合病院を核にして、そこで作成された電子カルテを登別市内の各病院でインターネットを通して閲覧可能とする。そのことで、市民は室蘭まで通院しなくても近隣の病院で診察・治療・投薬を受けることが可能となる。また、その結果を総合病院に送信し、双方でカルテを共有する方法も検討されているという。

*60 保健・医療そして福祉の連携の要因は、第一に疾病構造が変わり慢性疾患が増え、かつ医療機器の開発・改善に伴い在宅医療が可能となり、地域における在宅での医療と福祉との関係性が生まれたこと。第二に、高齢者の増大に伴う高齢者医療の増加による医療費の抑制対策の一つとして、疾病予防や病後のリハビリ、健康増進や福祉との連携、棲み分けが求められてきた。介護保険事業でも、健康づくりがメニューとなっている。

*61 地域トータルケアシステムとは、保健・医療・福祉の連携であり、従来病院のなかの医療、入所施設での福祉サービスでは連携は重視されなかったが、高齢者や精神障がい者の地域自立生活においては、否応なくその連携がサービス提供上必要となった。他方、医療費抑制の面から退院促進が進められ、退院支援のソーシャルワーク機能が医療保険での診療報酬の対象となったり、知的障がい者や精神障がい者の退所・退院による地域移行が政策的に打ち出され、この面でも新たな連携のあり方とそのシステムが求められる。(「地域福祉の理論と方法」第10章地域トータルシステムの構築と実際：中央法規刊)

*62 低所得者世帯の経済的支援は、要保護世帯の子どもの教育費補助や高校・大学の奨学金や授業料免除などがある。登別市で生活保護世帯は、2,010年度657世帯2.6%である。

る。市民の意見データ分析では、除雪の問題が最も関心が高かったが、冬期間日常生活を妨げる雪害についての対策も、近隣との協力関係が大前提となる。

校区的には、登別が「医療の充実」27%でトップであるが、他の校区でも軒並み22～25%の数値を示す。「通院の介助・支援」は登別と幌西が21%を占め、医療機関が身近にないことを表している。深刻な問題は、待ったなしに社会的弱者の暮らしを脅かす。

(カ)「防犯のこと」に関して、一人の回答者が6の選択肢の中から平均2.4の複数選択をした。総数は4,135件である。安全で安心した生活を毎日送るためには、地域の犯罪発生率が少ないことが理想である。そのために、どのような対策が必要か、「不審者・犯罪者対策」69.4%と圧倒的に高く、残虐な犯罪が毎日のようにマスメディアで報道されていることも、社会不安を増長させている結果ではないか。親にとっても「うちの子に限って」という信頼が揺らいでいるのも現実である。また、次から次へと新手を駆使して騙す「悪質商法・振込め詐欺対策」55.1%、「安全・交通パトロール」50.3%と続く。

また、北海道は人口の減少^{*63}が進んでおり、登別市^{*64}もその例外ではない。この人口の減少に伴う、「空き家対策」31.1%、「空き巣対策」30%であった。防犯上の対策も視野に入れた「空き家対策」が、住民座談会でも話題の中心になっていた。防犯パトロール等によって犯罪から地域を守るという意思を顕示しなけれならぬ。住民自らが行動を起こすことこそ、7割の意志であり、地域の防犯運動を継続・発展させるエネルギーである。

校区的には、「不審者・犯罪者対策」は富岸の27%以外は、29～31%の範囲にあり、各校区とも高い関心度を示す。「悪質商法・振込め詐欺対策」は、鷲別25%、青葉・若草24%で高く、他の校区も21%以上である。「安全・交通パトロール」は幌別・富岸23%と高いが、他の校区も20%を超える。「空き家対策」は登別の17%が突出し、他の校区は11～14%の範囲にある。「空き巣対策」は12～14%と横並びである。

なお、(カ)以降(キ)(ク)(ケ)(コ)は、選択肢が6でそこから3つ選ぶ方法を取ったため、2分の1の確率で選択されることになる。それで、比率が高くなることを考慮して、分析をする。すなわち、これ以外の項目との比率の比較は難しいと考える。また、回答数の総数も防犯を除いて3,000台で終始する。選択肢の少なさが要因であろう。

(キ)「防災のこと」に関しては、一人の回答者が6の選択肢の中から平均1.9の複数選択をした。総数は3,224件であり、最も回答数が少なかった。「災害時のサポート体制」68%、具体的にどのような体制づくりがあるのか、あるいは作らなければならないのか、「防災研修」14.4%と合わせて、その啓発に努めなければならない。きずな計画の中で、

*63 北海道の人口の減少は、北海道総人口の近年の推移を住民基本台帳の毎年3月末の値で見ると、平成10年に569.3万人で最多となった後、減少に転じ、平成17年3月末現在では、563.6万人と、7年間で5.7万人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所による推計人口の低位推計では、全国の総人口は、平成16年に最多となることが見込まれているが、本道では全国よりも概ね7年早く減少に転じたことになる。今後も毎年減少幅を拡大させながら減少を続け、平成42年には477万人になると予測されている。

*64 登別市の人口も、平成17年度第1次計画策定時54,176人が平成22年には52,387人と1,789人減少。

行政施策と連動させて様々な情報や整備と合わせて実施しなければならない。校区别では、幌別32%、幌西・若草30%であったが、どの校区も過去に大きな水害に見舞われた校区であることも頷ける。

「適切な避難所の確保」60.7%について、校区的に幌東と驚別が29%の高い関心を示したが、この校区は太平洋海岸と鉄道線路に挟まれた地域で、津波等災害が発生した場合、避難経路として線路を渡らねばならないという不利な地理的条件があることに起因する。幌東の住民座談会でも重要な問題として取り上げられていた。

「災害時要援護者の確認」47.2%は、個人情報保護が足かせとなって、要援護者の情報が地域で共有できてない現実をどのように打破するのが大きな課題である。特に近隣との日常的なつながりのない孤立した人の正確な情報収集は困難である。また病気や退院後の療養などの人の情報は、入手困難な場合が多い。

「防災用品の備蓄整備」46%について必要と考えても、そのために多くの財政負担を強いられる。また校区に何がどの程度どこに備蓄されているのかも、認識しておかなければならないであろう。校区的には、青葉が21%、幌東が20%であった。

性別では、女性が男性より概ね関心が高い。女性の方が生活者としての防災意識が高いのではないと思われる。

災害への備えは、物品（もの）と平常心（思い合い）と危機回避の対処の術（情報と決断）である。

（ク）「町内会のこと」に関しては、一人の回答者が6の選択肢の中から平均2.1の複数選択をした。総数は3,593件であり、住民自治の基盤的組織である「町内会」活動は、きずなを推進していく上でも重要な役割を担う中核組織であると認識しているが、予想に反して回答数が少なかった。

「近所付き合いの広がり」60.7%、地域の人間関係が疎遠になることも要因の一つであるが、やはり遠い親戚よりも近くの他人の存在を意識しなければならないことをこのような時代であるがゆえに如実に感じているのかも知れない。校区的には、幌別が33%と高く登別31%、幌西30%と続く。他の校区も軒並み27%以上である。

「世代交代・人材育成」57.1%は切実な問題である。市民の意見データの分析と重複するが、喫緊の課題である。校区的には、幌西30%が高く富士町一帯の高齢化と空き家の増加が問題に拍車をかけている。

「行事への参加促進」38.6%は、町内会行事の縮小に直結し、子どもたちの育ちの場がなくなっていくという地域衰退現象が起きているところもある。魅力ある事業という点では、きずなの地域事業として計画化されることが、振興方策の一つとなろう。各地区とも20%前後で推移している。「未加入者対策」28.1%は、割合こそ低いが、組織存亡に直結する問題であることと、「活動資金の確保」20.2%の基本的条件である。住民の町内会への加入率^{*65}は現在74.5%で年々低下している。17年4月の全市人口54,226人、24,610世帯であったが、22年4月には全市人口52,387人に対し25,013世帯と人口は減少しながら世帯

*65 町内会の17年4月1日の加入率は78.19パーセント、5年間で3.69%減少した。

数は増加している。その要因は単身者世帯の増加であり、なお加入率が低下している現状を打破しなければ、地域での町内会活動などを展開することは困難である。自前の活動資金を確保し、事業を推進することや、町内会役員の活動について実費弁償の考え方を導入して、その経済的負担を軽減することも必要となろう。人材確保の意味からも、財源の醸成は、必要不可欠である。校区的には、「未加入者対策」について登別10%、幌別・青葉が11%と低く、この校区の加入率との相関性が気にかかった。

性別では、「未加入者対策」に関心を抱く男性が33%と比較的高いのに女性では23%と男女の間には10%の差がある。また「世代交代・人材育成」でも男性60%と関心が高く4.6%の差がある。

(ケ)「マナーのこと」に関して、一人の回答者が6選択肢の中から平均2.4の複数選択をしたが、総数は3,974件であり、6選択肢の質問項目では犯罪と並び高い回答数である。それだけ関心が高いともいえる。安心して落ち着いた生活を送るには、マナーの順守が重要な要件である。人間社会は法的な規制だけで秩序は維持できない。日常の道徳性や倫理観に裏打ちされた行為としての対人・対環境・対自然等へのマナー順守が必要不可欠であり、それが唯一人間関係を安堵感を持って正常に維持することができる。

「ゴミの不法投棄」66.2%、「ペットのふん」55.7%と高い。不快感だけではなく美観も損ねる。特に心ない人間の悪しき行為によるルール違反であるが、当の本人は罪悪感を感じてはいないのではないか。特にゴミの不当投棄は、大量消費時代の産物で、ものを捨てることに罪悪感を感じない典型的な悪しき行為である。冷蔵庫、乗用車、家具など大型ゴミが山林に捨てられるのである。自然破壊にもつながり、町内会で監視体制を取るところも出てきている。校区的には、登別がゴミの不法投棄が30%、ペットのふん28%と共に高い。ゴミは青葉が31%と最も高い。捨てやすい場所が地域にあることが要因ではないか。

「違法駐車」46%は特に冬の除雪の妨げとなる。校区的には交通量の多い、富岸21%・若草22%。驚別23%と順に高い。道路幅を狭くし、小路では緊急時の問題も生まれてくる。

「挨拶」31.8%は、日常的に近隣の挨拶が滞っていることを表している。声を出して元気な挨拶が交わせないところにも、(ク)の町内会の「近所付き合いの広がり」を求める声に共通する。夏目漱石が挨拶の出来ぬ人間を称して、「人ではない、人でなし」と書いたが、明治期以降今はその数も増え続けているようだ。「騒音」26.8%も生活音としての許容範囲を超えると耐えられなくなる。特に幌東が16%と高い。爆音を立てて走るバイクの騒音の問題もこの地域にはあると住民座談会で指摘されている。

また、性別差はないように思われ、これは基本的な生活上の問題は男女に関心の差があまりないことを表している。

(コ)「地域活動・ボランティア活動の支援のこと」に関して、一人の回答者が6の選択肢の中から平均1.9の複数選択をした。総数は3,322件であり、10項目で最低の回答数であった。「活動費などの助成」48.4%に関心が最も集まったが、特に若草29%と高かった。

「備品・機器などの貸出・提供」37.8%、「活動などに対する相談」37.4%、「活動拠点の提供」37.1%となっている。ボランティア等の「研修機会の提供」28.1%は最も低い。

活動費の助成により、活動を活性化することが目的ではあるが、自ら活動資金を生み出

す努力もしなければならない。助成金頼みでは、ボランティアとしての自由性を担保できない。問題は、活動拠点である。地域の福祉活動を活性化するための拠点の整備が必要であるとすれば、そこに様々なボランティアグループが参加するような場を提供できれば、もっと人の交流が活発になり、活動も見やすくなるであろう。全市からボランティアを受け入れる体制が前提となる。地域ボランティアだけを擁護しては、何の発展もない。

ボランティアの「研修機会の提供」については、人間は学習しながら成長するとすれば、研修会などで学びながら成長していく機会を保障しなければならない。生涯学習の観点からも、「福祉・ボランティア」について学ばなければ、地域に助け合い・支え合いの知恵とスキルは広がらない。人権を基盤に据えて、個々の「人間らしい生き方」を実現するためにも、社会人として人間としての資質を向上させなければならない。社会的偏見や差別を是正することも、人を支え支えられることを人間の営みとして当たり前とすることも、危機的な状況をいかに回避するかというノウハウを習得することも、すべてが学び得て身につくことである。特に福祉やボランティアに関わる研修は、自分の今までの生き方や活動のあり方を確認する機会でもある。また同じ思いを持つ人たちとの出会いの場であり、活動への意欲を取り戻す場である。

ボランティア団体^{*66}への「きずな策定にかかる福祉関係団体書面調書(事前アンケート調査)」において、活動を活発化するためにも、若い世代の人材の育成や後継者の育成、ボランティア活動の理解と支援、スキルアップ、福祉意識の向上、ボランティア仲間の増加や交流、地域や他団体・機関・施設とのネットワーキングなど、研修を通すことでさらに充実発展が期待される。その意味からも、研修会は、きずなを推進するための欠くことのできない事業の柱である。

さらに今後地域で必要とされる、「傾聴」「認知症サポーター」のボランティア育成は急務であろう。「助ける」という側の研修ではなく、「助けられる」という相互の支援関係をどのように学び実践していくのかを、地域づくりの課題としてほしい。

よって、きずな計画にどのような研修課題を、あるいはどのようにボランティア等地域活動を支援していくのかを盛り込むか、協議されなければならない。

また、性別においてどの項目においても男性の関心が高く女性の関心が低い。「活動費などの助成」の関心において、男性の関心が女性よりも約10%高い。校区别では、大きな変化はなかった。回答者の年齢層も関係して、ボランティア活動を十分理解しているのかどうかは問われた結果として、低い関心度になったのだろう。この質問は、地域活動・ボランティア活動をしている市民向けの質問内容であったことは否めない。

② 市民の地域での活動について、3つの質問をした。

1つめは、地域で安心して暮らすために、特に重要と考える活動は何かを調べた。(表2)

ただし、16項目から3つまで各自が複数選択できるようにしたが、選択される確率は16分の3であり、2割弱である。選択肢の多さから各選択項目が選ばれる可能性が小さくな

*66 ボランティア団体へのアンケートは、10月中旬55団体に送付し32団体から回収。資料19。

ることを配慮しなければならない。総数で4,626件であった。

高齢の回答者が多いことから、「高齢者に対する福祉活動」52.6%が最も高く、校区的にもすべての校区で16項目中最も関心が高かった。次いで「防犯・防災・交通安全などの活動」34%と「健康や医療に関する活動」32%とが30%を超える関心があった。これもすべての校区で同様の結果である。「町内会活動」24.1%以下、「障がい者に対する福祉活動」19%、「災害時のボランティア活動」17.1%、「子育てに関する活動」15.5%、「地域の美化・環境保全に関する活動」15%が挙げられ、先の質問項目でもその重要性については既に言及しているものである。しかし、「人権擁護に関する活動」が3.85%（67人）と低率ではあるが関心を持っていることに注目したい。地域福祉を進める福祉の基本理念を理解することが大前提である。

表2. 地域で安心して暮らすため特に重要と考える活動に関する、性別・回答項目別割合(%)

	男性	女性	合計
高齢者に対する福祉活動	50.13	54.90	52.58
障がい者に対する福祉活動	19.32	18.98	19.00
教育・文化・スポーツ振興	9.72	9.17	9.41
町内会活動	29.92	19.08	24.17
民生委員児童委員活動	7.83	9.06	8.67
老人クラブ活動	7.58	5.01	6.14
子育てに関する活動	12.25	18.34	15.50
地域の美化・環境保全に関する活動	16.41	13.86	14.98
まちづくりなどに関する活動	15.28	12.37	13.66
青少年の健全育成に関する活動	13.13	12.79	13.03
健康や医療に関する活動	31.31	32.84	32.03
国際交流・国際協力に関する活動	0.88	0.85	0.86
災害時のボランティア活動	15.28	18.66	17.11
防犯・防災・交通安全などの活動	32.83	35.07	34.04
人権擁護に関する活動	2.90	4.58	3.85
その他	0.51	0.53	0.52

2つめに、多くの方が地域の活動に参加するためには、どのような条件が整う必要があると考えているかを調べた。（表3）

総数は4,578件である。「活動に生きがいや充実感^{*67}」37.9%、「時間的余裕」36.1%が高く、「自ら健康であればよい」31.1%、「経済的な余裕があればいい」30.5%と続く。校区的には、順位が多少変動しても、この4点は上位を占める。

トップの生きがいや充実感について、活動に生きがいや充実感があるのではなく、活動

^{*67} 生きがいや充実感は、ボランティアの動機づけで最も重要なポイントであり、自分の存在の証を社会や利害関係のない他人に働きかけることにより生じてくる生きがいと生きることへの喜び・人生の充実感は、有用感を伴ってより強い生きがいを感じさせる。そこにボランティアの意義がある。

に参加するものが参加する活動に生きがいや充実感を見出すことができるかどうかが重要なのである。これは、きずな計画を立てるときから「住民参加」を最も重要な事案と考えたことに帰着する。自ら計画を立て、自らが価値を置く活動、その活動を置くことができる計画を創り上げていくことこそが、重要なのである。

「趣味を生かせる活動」24.7%、「行政の積極的な支援」24.4%、「必要な情報提供」22.4%であるが、趣味を生かすことは生きがいに結びつくだろう。具体的に行政がどんな支援をするのか不明であるが、単なる活動資金の助成程度では意味は成さない。また、経費削減の行政方針から上手に利用される可能性も否定できない。地域的に高齢化率の高い幌東、幌西、若草が10%の人が求めている。情報提供も欲しい情報にレスポンス少なく得ることができるかどうかで、その評価が決まる。どんな情報をどこが提供するののかという具体性が必要である。またここに研修会そのものが持つ「情報の有効性」を強調することも可能である。

表3. 地域の活動に参加するための条件に関する、性別・回答項目別割合(%)

	男性	女性	合計
経済的な余裕があればよい	32.32	29.10	30.48
時間的余裕があればよい	34.85	37.31	36.05
家庭での理解があればよい	8.08	10.87	9.59
職場での理解があればよい	8.96	7.36	8.04
必要な情報提供があればよい	21.34	23.24	22.39
仲間同士の支え合いがあればよい	17.55	21.00	19.46
趣味を生かせる活動があればよい	25.63	23.67	24.68
活動に生きがいや充実感があればよい	37.12	38.49	37.89
自ら健康であればよい	29.55	32.52	31.11
行政の積極的な支援があるとよい	27.02	22.17	24.40
ボランティア講座など学習の機会があるとよい	8.21	8.85	8.50
ボランティア活動への活動費の支援があるとよい	11.62	9.17	10.22

3つめに、地域では住民同士が支え合い、地域の中で安心して暮らすために、自身が現実に行える活動は何かを尋ねた。(表4) 総数は4,127件である。「日常的なあいさつ」80.6%、「声かけ・見守り・話し相手」64%となっている。日常的なあいさつについてはマナーの項目で言及したが、決して難しいことではないが、全てはここから始まる。挨拶が特別なものでなく日常的なものになることが、人間関係形成における大きな一歩であることを考えれば、非常に重要なことである。顔見知りの関係づくりから「声かけ・見守り・話し相手」へと発展するのである。このことを性別で調べても大きな差がないことに気づく。

これらの前提がなければ、他の活動は容易に取り組めない。躊躇せざるを得ないが、出来ると答えている内容をみると、「悩み事などの相談相手」24.2%に、地域4分の1の人がなれるというのは、大いなる地域資源である。この開発こそ計画づくりの主要な事業骨子となろう。

「掃除や簡単な身の回りのこと」19.1%、「簡単な介助」19.1%ができるといいながらそ

の機会をどう提供できるかは、近隣の関係だけではなく、まさに地域ぐるみで人材の耕しが必要であることを示す大きな割合である。

「集いやサロン運営」は8.6%であるが、住民座談会で重要視されたサロン活動をお手伝いできる人がこれだけいることは、ないがしろにできない。どのように参加を呼びかけていくのか、人材の掘り起こしの可能性を示している。

表4. 地域住民同士の支えあい・手伝えることに関する、性別・回答項目別割合(%)

	男性	女性	合計
日常的なあいさつ	79.67	81.56	80.65
散歩や外出の付き添い	15.28	17.70	16.53
声かけ・見守り・話し相手	62.88	65.14	63.95
簡単な介助	15.78	21.75	19.06
悩み事などの相談相手	24.75	23.67	24.17
掃除や簡単な身の回りのこと	20.45	18.12	19.17
集いやサロン運営	7.95	9.06	8.55
何もできない	3.66	3.73	3.73
その他	0.76	1.28	1.09

また、ここで注目すべきは、「何も出来ない」3.73%（65人）の人であり、したくても出来ない事情のある人がいることを勘案しても、人は何らかのカタチで社会や人と関わっていくのであり、有用感を持って生きることは、生きがいや人生の充実感につながるのである。

人を救うのは人でしかありえない。ここに、登別の地域福祉を進める「支え合い助け合い」のエネルギーの源を見た。

④ 登別市社会福祉協議会について3つの質問をした。

1つは、「きずな」を推進している市社協の認知度は、すでに論述しているので割愛するが、決して高いものではない。

2つめの、きずな事業への参加状況である。参加者延べ人数は1,990人である。「参加したことがない」51.5%（897人）という市民の半数に及ぶ結果となった。社協事業が、福祉に関わる特定の人たちの行事になっていることが、きずなの理解や啓発を阻んでいる大きな理由である。反面、先の質問6では「きずな」について知っているという回答は30%を少し超える程度であったが、事業への参加は48.5%と半数近くに及び、きずな事業とは知らずに参加している実態も一方にある。市民に社協がどのような事業を展開しているのかを知らしめることが、解決への鍵である。せっかく作成したきずなのシンボルマークを市民に浸透させたい。

「市民演芸大会」20.3%、「ビールパーティ」21%、「ふれあいフェスティバル」22.7%が従来の事業として認知されているが、事業によっては、参加数の規制もある。今回広く市民に参加してもらうイベント事業を中心に調査したが、ふれあい会食会やいきいきサ

ロンなど、もっと地域にアピールしなければならない地区重点型の事業もある。

校区的には、登別が「市民演芸大会」「ビールパーティ」とも17%と他地域よりも高い参加率である。「ふれあいフェスティバル」には幌東22%、幌西18%と他地域よりも高い参加率であるが、会場から離れた幌東がどうして高い割合を示しているのか、さらに調べる必要がある。

最後に、地域福祉活動のための財源をどこに求めるべきかを尋ねたが、「市の補助金」58.3%が高かった。「共同募金」47.1%、「企業による寄付金」37%の順になっている。一方で、市民による「社協会費」28.9%、「寄付金」28%の割合であり、社協の民間性を主張しながら、改めて市民の浄財で市民自らが福祉活動を支えていくことを、きずなの推進を通して強く訴えて理解と協力を得ていかなければならない。

「財源の確保」について、イタリアに在住していた伊藤春樹氏の提言を傾聴したい。

(4) 伊藤春樹氏の財源確保に関しての提言

「地域福祉」に住民参加が必要であるとしたが、その財源に関しても住民が直接に参加できる方法を考える必要がある。財源に関する住民の参加は、市民の寄付という考え方もあるかもしれないが、税金として納める一定の割合の中で、各市民の自らの意思でどの活動に与えるかを決める仕組みをイタリアのように考えるべき時期に来ているかもしれない。

地域福祉は、国とか道府県とか市町村が住民のために何をどのようにするかではなく、住民の、住民による、住民のための活動である。しかし、現状では計画と実施段階だけが住民の、住民のための、住民による活動になろうとしている。本来であれば、これらに含めて財源もこの方向性が必要であると考ええる。

以前、イタリアではカトリック教会の聖職者の補助金を出していた（ムッソリーニの時代の名残だった）。この仕組みを廃止するときに、イタリア政府は市民の意思によって、各自の納税の中から一定の割合（昔は5/1000、今は8/1000）を希望する宗教に収めることができる仕組みを作った。これは収めた税金をどのように分配するかを政府が決めるのではなく、市民が納税のときに意思を表明することによって決定され、納税者の意思が直接反映される。日本の市民の寄付は、市民にとって税金のほかの負担となるが、イタリアの仕組みは根本的に異なり、宗教に関することだけでなく、消費者活動や人道的な活動まで適応範囲に拡大されている。

寄付でもなく、補助金でもなく、市民の意向が直接影響する税の分配であれば、社協活動も現在以上に積極的にアピールしながら、成果が上がるようになるはずである。

生きがいや充実感のある活動にするためには、活動する社協も自身の感受性を高めなければならないが、社協活動が多くの人に認められ支えられているという実感を持ちやすいような仕組みを構築すべきである。

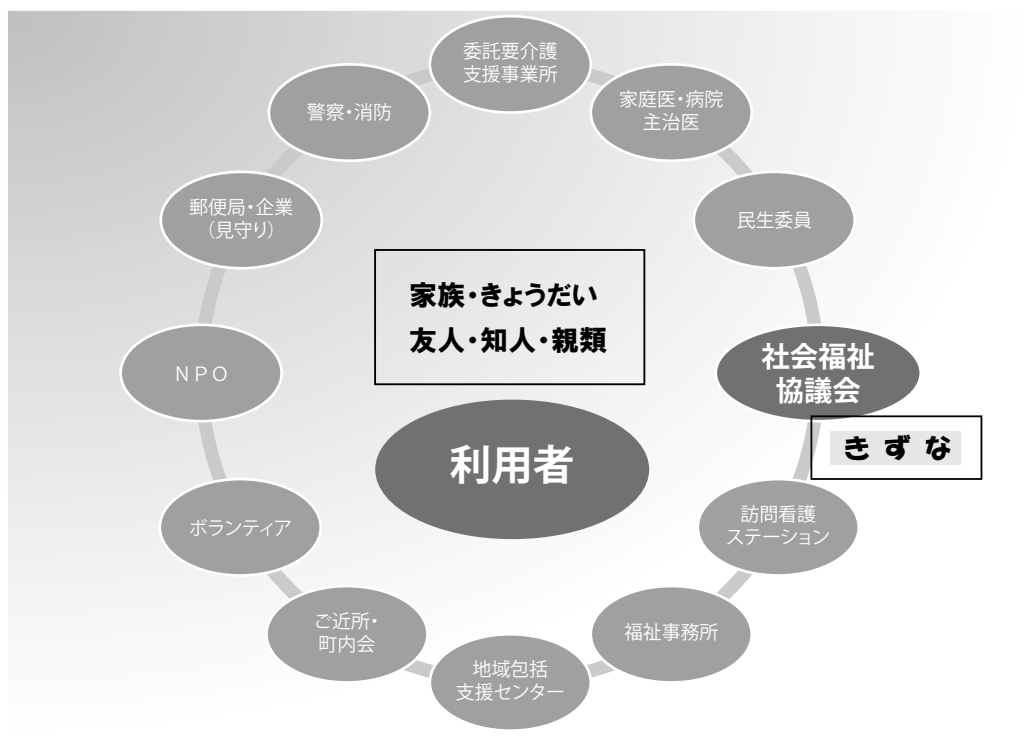
(5) 分析を終えて

地域ケアシステムを想像してみよう。ケアを必要とする利用者（要援護者）を中心に、家族や様々な専門機関、資格を持った専門職員、地域住民等が協働するカタチが考えられる。（図1）

様々な要素を組み合わせ、支援ネットワークを構築することで、ひとりの自立した生活が維持される。そこで、地域にいる「わたし」は、自身の自立生活を維持することを第一義としながらも、他者に対して何ができるのかを、このアンケート調査を通して問いかけられたのである。地域は問題の発生現場であると共にその解決の現場でもあるとすれば、どのような問題がそこに発生していて、どの程度の問題意識を持っていて解決の意志があるのか否かを、このアンケート調査を通して一つでも共有し確認することが出来たのではないだろうか。

図1の円の外側にあるのが、行政の制度・施策や市福祉計画、そして財源である。また、その地域の自然や文化、住環境としての医療・商業・金融・公的施設、交通機関など、生活を支えるあらゆる要素が、公民協働を進める上で関連してくるのである。

図1 利用者をネットワークする地域ケアシステム



地域福祉の推進とは、全市共通の取り組みを核にしながら、まさの個々の生活の場である地域社会での実践こそが、住民主体の福祉のまちづくりを具現化し、地域における自立生活保障のために公民協働による新たな公共^{*68}を創り出すことに他ならない。福祉ニーズ

^{*68} 新たな公共とは、人々の支え合いと活気ある社会。それを作ることに向けた当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、古くから日本の地域や民間の中にあったが、今失われてつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直しことに他ならない。「稼ぎがあって半人前、つとめを果たして半人前、両方合わせて一人前。つとめはひとさま、世間様のためにひと肌脱いで役に立つこと」。老人クラブの子どもの通学時の見守り活動もその一つである。（「新しい公共」宣言（案）新しい公共円卓会議 平成22年）資料20。

の開発と対策に取り組む実践・施策体系の一つとして、「きずな」の果たすべき役割は重いといえる。

また、地域福祉の基盤は、市民の福祉意識と活動啓発である。その市民の福祉意識を醸成していくためには、市民教育としての福祉教育の重要性を改めて確信した。日々の福祉活動の中で無意識的無意図的に形成されている「福祉の人として生きる」ことを、意識化させる取り組みこそ、きずな計画に明確に示されなければならない。

人は好むと好まざるとに関わらず、独りでは生きていけない社会的存在である。今回の調査では、無作為の選出ではあったが、市の年齢別人口構成率も考慮して年齢層を割り振りした。しかし、その結果は50歳代以上の協力を多く得たのであって、決して他の年代をないがしろにしたわけではない。ただ協力をしていただけなかったことで、このアンケートが高齢者の意向を反映していることは事実であるが、若い世代の意向をくみ入れていないという批判^{*69}は、的外れである。

「福祉」に無関心でいることは、いずれその人の生活に支障をきたすであろう。それを回避するためにも、今からでも遅くはない。身近な暮らしの問題の気づくことから始めたい。アンケートの結果は、無関心層への事の重要性をいかに伝えるかを示唆している。

19 ■2011/1/20■ 第5回きずな推進委員会

年が明け最初の委員会であったが、委員の出席状況はよかった。

最初に、各種アンケート調査結果について、分析を担当したアドバイザーの鳥居氏が報告を行った。報告は50分を超えるボリュームとなった。

また、福祉施設のアンケート調査の結果分析から見えた施設間及び社協とのネットワークの構築の必要性について、専門委員からの発言もあり、計画の中に盛り込まねばならないと強く感じた。

その後、この日納品された広報「きずなダイジェスト版」が、早速委員に配布された。それを見ながら、各校区のリーダーが前列に並び、住民座談会等の発表を行った。

それらの内容がいよいよ校区福祉計画に落とし込まれることになる。具体的な活動が計画として提示されるまで、まだ時間を要するが、じっくりとそれぞれの校区での協議を重ねる必要がある。

委員長より、全市の計画策定についてはきずな正副会議で原案を策定する旨提案され、委員会の承認を得た。

最後に事務局から、きずなの理念と基本目標についての提案があり、事務局が説明をおこなった。提案されたきずなの理念に関わるいくつかのポイントは、次の通りである。

- (1) 第2期のきずなの意義と特徴については、①具体的な行動計画であること、②

^{*69} 批判については、2011年1月14日付で時事通信社が7～10日に実施した1月の世論調査を見ると、調査は、全国の成年男女2,000人を対象に個別面接方式で実施。有効回収率は68.0%だった。たかだか1,360人の意向で世論となり、菅内閣の支持率は前月比0.3ポイント増の21.3%で、4カ月ぶりにわずかに上昇し、不支持率は同1.2ポイント減の59.2%だったというが、微々たる数が世論を形成している事実から、市民アンケート結果の分析は、従来の世論調査に比べて、より実情を表していると解せられる。

人権を根幹に据えていること、③生活圏域としての小学校区を基盤とした校区福祉計画であること、④行政と市民、そして社会福祉協議会との関係性を豊かにし、協働のまちづくりをすること、⑤2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5カ年計画であること。

(2) 登別市のきずなの目標は、「わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり～きずなを紡ぎ豊かな人間関係づくりを～」とし、一人ひとりの存在の確かさと自己実現をはかるために福祉を核にまちづくりを行うことを強調した。それは、従来の「福祉のまちづくり」という表現を、「の」という助詞を「で」に変えることで、福祉が強調され、まちづくりの根幹としてその意志を顕著に表現することになった。

(3) きずなの基本理念は第1期計画を引き継ぎ、「心豊かにきずなを紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります」とした。

補足したのは、「共存」である。自分も他の人も共に生存することが、最も基本的な生命権である。そこをないがしろにしてはならないという意志を示した。

(4) きずなの基本目標についても、第1期を引き継ぎ、①きずなを育て確かめる。②きずなを護り強める、③きずなを紡ぎ支える、④きずなを結び深め広げる、⑤きずなを高め保障する、と5つの目標を提示しながら、さらにそれぞれに4つの観点を追加した。

（1月27日のきずな推進委員会で承認後、「第1章きずなの理念と基本計画」として、本書に掲載された）

20 ■2011/1/27■ 第6回きずな推進委員会

はじめに、市の福祉部社会福祉グループの担当者から、「登別市福祉のまちづくり条例^{*70}」と「市地域福祉計画」の策定について、第1回登別市福祉のまちづくり検討委員会の報告を兼ね、計画策定の意義等についての説明がなされた。

本来、市の地域福祉計画を受けて、具体的な展開として社協の地域福祉実践（活動）計画が推進されるのであるが、きずな計画が先行していたのである。そこで、きずな計画に関わった市民の理解と協力を得たいということで、会議冒頭での説明となった。福祉のまちづくり条例の策定の経緯は、平成19年から市民自治推進委員会の提案により、行政サイドで策定作業が進められ、平成20年条例案を議会に提案した。しかし、議会の生活・福祉委員会が中間報告の中で再検討を要請し、市は再度広く市民や関係機関団体の意見を聴くとして、議案を取り下げたのである。

その後、平成22年に登別市福祉のまちづくり条例策定委員会を設置し検討を行った結果、平成23年1月21日に登別市福祉のまちづくり検討委員会が開催された。

^{*70} 登別市福祉のまちづくり条例とは、住み慣れた地域安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域に根ざした活動の規範となる理念を市民と共有するものとしての条例であり、その理念に基づくより実効性がある地域福祉計画（根拠法令：社会福祉法第107条）を同時に市民と共に策定して、地域福祉を着実に推進するために求められているものである。

その会議^{*71}の中で、これらの計画づくりは、既存する高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画・障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、健康増進計画、男女共同参画基本計画など、保健・福祉に関わる様々な計画と整合性を図りながら推進するとともに、社協が策定している「地域福祉実践計画きずな」との整合性と連携を図るものとしなければならないとしている。

その意味では、先週行った「市民の意見の分析」、「市民アンケートの分析」という2つの重要な意向調査に関する資料は、現状を把握するだけではなく、これから取り組まれる「福祉のまちづくり条例」策定等の基礎データとしての活用も見込まれることになるだろう。

さらに、地域福祉計画が第2期きずな計画との整合性を図るという点では、「きずな」の理念こそ、市政の福祉施策の根幹に関わる事となるのである。条例等の今後の進展を、市民の目で見たい。それは、第1期第2期ときずな計画づくりを通して、市民個々が気づき考え行動してきた福祉のころと思ひから、高い関心を持って評価されていくであろう。

しかし、策定を2年がかりで行うという説明は釈然としないものを残した。なぜなら、きずな計画のなかに検討すべき材料と人材が豊富にあるからに他ならない。官民一体となった「地域福祉の推進」を願うばかりである。

本題に入り、前回提案した「きずな」の理念と基本目標について、意見を求めたが、拍手で承認された。

次に、事務局より全市きずな計画と校区きずな計画の相関性について、地域の圏域（図2）を6層に区分して、第1期計画の該当する事業を組み込んで、説明を次のように行った。

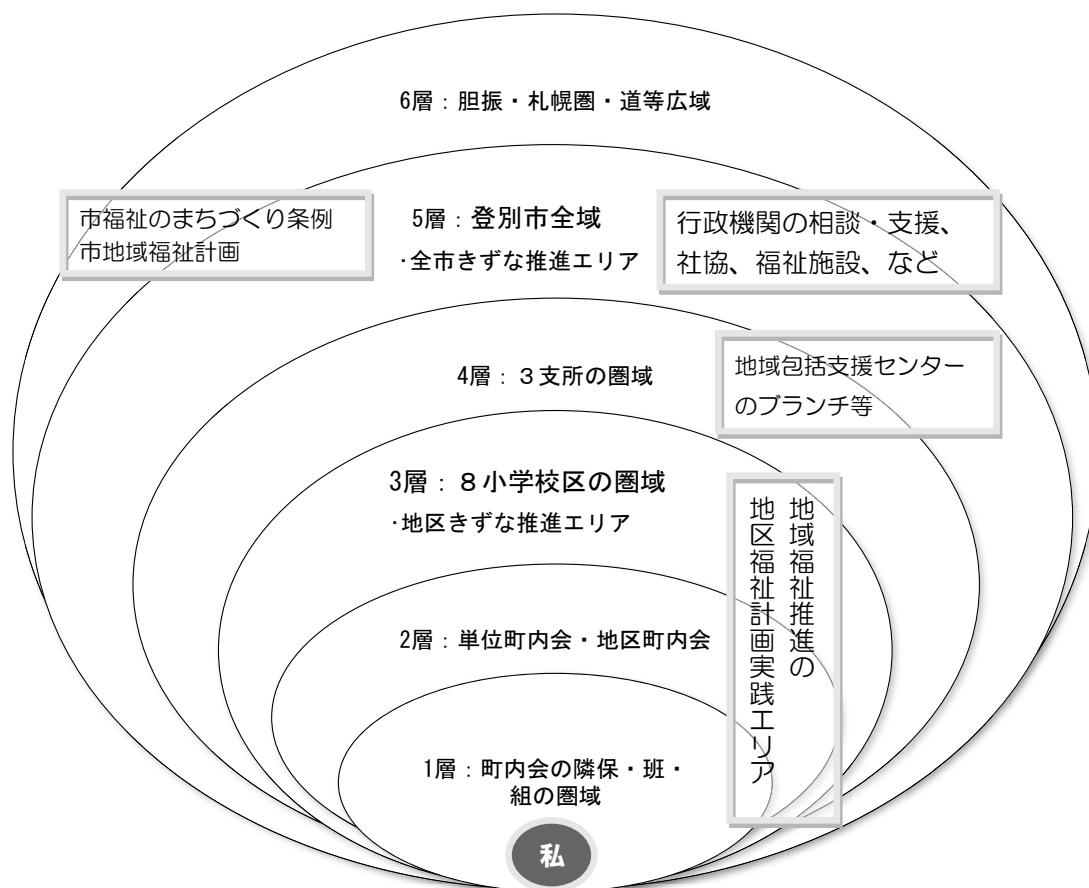
（1）登別市きずな推進に関わる重層的な圏域

2008年「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告で、住民の地域福祉活動が活発に行われている地域では、市町村のなかで重層的に圏域が設定されていること、特に生活課題の住民自身による早期発見などの活動が小地域において効果を発揮していることなどを指摘し、福祉圏域の重層的な設定の重要性を強調している。

そこで、地域における「新たな支え合い」の仕組みづくりは、地域に密着した日常生活が行われている圏域が適切であり、特に第2期の「きずな」は小学校区を圏域とした校区福祉計画を策定することから、圏域設定を行った。なお、6層は近接する室蘭市との関係や、行政圏域としての胆振管内、経済圏域としての札幌圏、そして道という広域をも設定しているが、これらの圏域も福祉や医療等に重要な影響を与えるエリアである。

*71 会議に関わる資料は、資料20参照。

図2 登別市の福祉圏域区分について



(2) 圏域での実践活動例と社協事業との相関性について

各圏域での活動実践例を示すことで、校区計画の具体的活動を考える上でどのような広がりをもった活動なのかを認識することができるのではないかと考える。

また、それらの圏域や活動との相関性をもった社協事業としての様々な取り組みの実態を理解することも、計画の策定及び推進の上で欠くことができないものとする。

圏域層	圏域での実践活動例	2010年度社協事業との相関性
1 層 家 族 親 族 知 人 ご 近 所 町 内 会 隣 保 班 ・ 組	家族・親族・知人の支援、ニーズの気づき、要支援者の発見、挨拶、見守り、声がけ、回覧板、相談相手、訪問、日常的な近所付き合い、除雪、除草、ゴミ出し、ゴミステーションの清掃、日常的な支え合い活動	・生活・介護支援サポーター養成事業 幌別・登別のモデル地区で高齢者・障がい者をリストアップしてアンケート調査を実施し、希望のあった60名の要援護者に対して、今後個別支援計画に基づく定期訪問を展開予定。及びそれを支える担い手の育成（22年度27名、23年度は2月～3月実施予定）、サポーターへの「安心生活 ガイド」の配布 ・小地域ネットワーク事業 要援護者への緊急連絡カードの配布等 ・配食サービス事業 調理や買い物が困難な高齢者に対する夕食の配達と安否確認 ・福祉車両貸出事業 自力で外出困難な社協の特別賛助会員にリフト式ワゴン車貸出

		・福祉用具貸与事業 公的制度に該当しない人への一時的な貸出
2 層 単 位 町内会 地区連 合町会	町内会防犯・防災活動、民生委員児童委員活動、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン、ふれあい会食会、日常的な支援（情報提供や相談）、交通安全パトロール。環境美化活動（公園整備、街路・花壇整備等）老人クラブ活動	・ボランティアアドバイザー養成研修会 ボランティア活動への関心を持つ人の相談に応じ活動へとつなぐボランティア実践者を対象にした研修 ・サロンサポーター養成研修・連絡会事業 いきいきサロン運営の中心的役割を担う人材の育成と、連絡会を開きサロンの活性化を図る ・ふれあい子育てサロン支援者養成研修 地域子育て支援活動の活性化と新規サロンの開設を目的に子育て人材を養成 ・ふれあい会食会事業 単位町内会を基本に見守りが必要な人を孤立させることなく、住民と手作り会食会で交流 ・小地域ネットワーク事業（39町内会実施） 町内会において、支援が必要な高齢者等の見守りや安否確認などを行う住民支え合い活動の支援 ・小地域ネットワーク研修・連絡会（きずなシンポ） きずなシンポジウムとして福祉委員や協力員が集い、事例検討や情報交換をして研鑽 ・小地域ネットワーク 地域防災研修会 災害弱者の視点から地域住民が主体となった防災研修を実施、災害炊き出し訓練 ・安心で安全なまちづくり自主防災活動 市連合町内会主催の防災事業に対し、きずなまちづくり助成事業として支援
3 層 8 小学 校 区 の 圏 域	校区きずな活動計画の策定と参加、きずな拠点施設運営、専門家の支援（地区講演会・学習会など）、住民座談会の開催、校区きずな推進委員会の運営、登下校の見守り活動、PTA 活動、校区防災訓練	・きずな策定事業 第2期計画策定 ・住民座談会の開催 第2期計画策定に関わる各地区での開催 ・地区きずな推進委員会の支援 住民座談会、及び地区計画策定に係る支援
4 層 3 支 所 区圏域	青少年育成事業や中学校区モデル事業 チャリティ市民演芸会 ビールパーティ	・出前福祉講座 小中学校等での総合的学習の時間や企業・団体等の社員研修に福祉の学習を取り入れてもらい、研修企画、講師調整、資材貸出等を行う ・地域型ボランティアセンター開設事業 ボランティア活動の普及啓発を目的に、地域に臨時のボランティアセンターを開設し、活動相談、情報提供、活動体験を実施、またしんた21にボランティアルーム設置予定 ・チャリティ市民演芸会（登別・幌別・鷺別） 市民の福祉意識の高揚と福祉活動資金の造成を目的に市内3カ所で実施～21年度益金約90万円 ・安心生活創造事業（モデル地区：幌別中・登別中校区） 日常的に家族や近隣での支援が期待できない高齢者、障がい者等が安心して暮らせるよう、新たな見守り体制の構築・訪問等の基盤支援
5 層	きずな推進委員会の運営、	・民生委員児童委員活動促進事業民協事務局受託

登別市 全 域	総合的相談窓口、ボランティア活動、当事者団体活動、障がい児親子のひろば「ぽぽかん」 ふれあいフェスティバル運営・参加 各種研修会・講座への参加	委員の連絡調整・活動推進の強化のため、社協内に事務局を設置し、効果的な地域福祉推進を目指す ・ 高齢者支援きずなづくり事業運営委員会 福祉施設や関係団体との情報交換会の実施 ・ きずな市民大集会 毎年3月末にシンポジウムや実践報告など実施 ・ 青少年ボランティア育成事業 ボランティア活動参加促進を目的に夏・冬休みに実施 ・ ボランティア推進会議 NPO・ボランティア団体及び関係機関・団体による推進会議の開催 ・ ボランティア体験事業 福祉施設、保育所、NPO・ボランティア団体の協力を得て、小学生からシニアまで福祉のまちづくりに関わる様々な体験プログラムを準備し、その中から選択し体験 ・ きずなのまちづくり助成事業 ボランティア団体等の活動に対する助成 ・ きずな情報誌の発行 ボランティア情報の発信～全戸配布 ・ NPO/ボランティア団体活動支援事業 ボランティアセンターのコーディネーション事業 ・ ボランティアセンターのボランティアコーディネーター配置 21年度1名配置により、ボランティアセンターの体制整備 ・ 障がい児親子のひろば「ぽぽかん」の運営助成 きずなのまちづくり助成事業を受けて、障がい児を抱える親同士の交流や相談の場としてしんた21キッドルーム開設 ・ ファミリーサポートセンターの運営 子どもの託児や保育所等の送迎など子育て支援に関わる相互援助事業で会員制（21年度会員692名） ・ 通所介護事業（高齢者対象） 要介護高齢者を対象とする日帰り介護サービス ・ 地域活動支援センター事業（障がい者対象） 障がい等により就労が困難な人を対象に、創作的活動、社会適応訓練を通じて社会参加交流の促進 ・ 居宅介護支援事業（ケアプランの作成） 在宅生活において利用者本位の介護サービスが提供されるようケアプランを作成（533件） ・ ふれあい福祉センター事業（福祉相談員の配置） 福祉相談員を配置し、市民からの福祉の関する困りごと等の相談に対応。専門相談員1名、兼任相談員2名、相談開所日243日延べ件数3,991件 ・ 日常生活支援事業（生活支援員の配置） 認知症等により判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう福祉サービスの利用契約、日常の金銭管理等を支援する ・ 自立支援促進事業（高齢者・障がい者） 自立支援の促進と社会参加・交流の機会を提供する事業の支援 ・ 福祉職の社会的地位向上をめざす顕彰事業 ・ 広報啓発事業 きずな情報誌、社協だよりの発刊
---------------------------	--	--

		・第2期きずな策定に関わる市民アンケート調査の実施 ・障がい者のための健康づくりや体力維持の場づくり事業 22年度共催事業としてのポッチャ大会の実施 ・生活福祉資金貸付事業 ・たすけあい金庫貸付事業 ・歳末見舞金支給事業 ・理事会・評議員会の運営 ・理事会・評議委員の研修会 ・会費制度推進事業 ・社会福祉基金造成事業 ・社協事務局体制の強化（正職員の採用） ・委員等研修派遣事業（ボランティア活動者） ・苦情処理解決体制の推進整備及び第3者評価事業 ・市福祉部との連動・連携強化 ・市福祉のまちづくり条例・福祉計画策定への協働 ・市連町との協働 ・市内福祉施設、事業所とのネットワーク促進
6 層 胆 振 札幌圏 全 道	権利擁護	・NPO法人北海道ボランティアコーディネーター協会との事業協働 ・北海道社協との連携強化

このように圏域で各事業を分けたことは、校区計画のエリアを明確にただけではなく、どのような広がりをもったそれぞれの事業であるのかを考えさせる資料ともなった。

また、事務局から、活動を支える財源について、地域の人たちの会費、共同募金等の浄財を当てているが、地域に必要な事業を安定的に進めるために、基金を取り崩しながら進めてきた経緯を説明した。潤沢な財源確保が難しい現状では、財源をどのように確保し再分配していくのか、現状の支援の枠組みや仕組みを再検討しなければならないと、課題を提示した。それは、現在成されている方法等について、改善を余儀なくされることを含んだ発言である。すなわち、第2期きずな計画を推進するために、特に校区計画に関係して予算を必要とする事業には財源保障が必要であり、従来の既得権的な考え方での執行は当然見直さなければならないとする提案として受け止める。

今後の日程について、委員から全市計画の重点項目はどのような検討されるのか、校区毎の重点項目はどのようにまとめられるのか途中経過が見えないとの質問で、事務局は説明を求められた。3月1日でのリーダー会議で最終確認される旨の回答と、次回の2月7日に途中経過を含めて報告をし、そこまでに決めきれない場合は、校区内でとりまとめを進めることとする。

全市計画の策定については、三役と事務局でたたき台をつくることで委員の承認を得たが、2月7日にその概要を示し、3月1日を目処に固めていきたいとの日程説明があった。

委員から「登別市の福祉圏域区分」の分け方について、市民のためのサービスと人材育成の事業、資金集めの事業に分けて考え色分けすることで、圏域と事業の相関性が明確に見えてくるのではないかと指摘があった。5つのきずなの理念との整合性も一方に見据えながら、整理する必要がある。それは、きずなを市民が理解する上で、理解しやすい資料の提示が求められていることと、だれがなにをどうするのかという具体的な展開でも、

その方向性を示す物差しともなるからである。

また、第1期のきずな評価^{*72}を受けて、実施する事業の継続・検討について、優先順位を決めて行うほうが効率的ではないかという意見も傾聴に値した。

すでに昨年7月に実施した第1期きずなの評価をベースに、事務局では、事業担当者がそれぞれの事業について評価反省^{*73}を行っているところであり、次年度事業予算案策定の時期と重なるこのときに、どのように判断して第2期きずな計画に事業化するのがまさに問われているのである。

事業の展開についても、単なる形式ではなく、何が必要で、何をするのか、そのための財源はどうするのか、など具体的な方策が示されなければならないといった委員の発言が、会議を豊かにし、きずなの推進力に束ねられていくのである。

校区の計画づくりは自主的に協議することが必要不可欠であり、きずな推進委員だけではなく、校区内の他の人にも参画してもらい計画づくりを進めることが確認された会議ともなった。

また、委員長が会議の開始時に全市計画の策定については正副会議に一任という承認を取り付けたものの、委員から全市計画づくりについて、いろいろと意見を伺ったことから、原案をもむために正副委員長会議^{*74}を開きたい旨の意向を示し了承された。トップダウン的に全市計画が示されるものではないことを、如実に表した結果となった。

一歩ずつ着実に計画づくりは前進している。

2 1 ■2010/2/7■ 第7回きずな推進委員会

この日の会議の参加率も高い。全市計画について、原案を提示した会議となった。

先に、今後の日程についてのガイダンスを行った中で、きずな推進委員会設置要綱^{*75}に明記されている「正副委員長会議」を、全市計画の原案決定機関として機能させる。それは、きずな推進委員会の次の主たる会議となる「正副委員長会議」で、重要案件について審議決定を行うことが可能であるという判断からである。

事務局より、きずなの全市計画のフレームについて、理念や目標だけではなく、前回説明された「登別市の福祉圏域区分について」の考え方を導入した説明があった。きずなの5つの基本目標に沿って、おもだった事業計画案が提示された。

① きずなを育て確かめる

計画策定後も委員は2年の任期があることから、引き続ききずな委員として1年目の計

*72 第1期のきずな評価は、2010年7月8日きずな推進委員会において「第1期登別市地域福祉実践計画きずな進捗管理(評価)」としてまとめられ、これをベースとして第2期事業化の策定資料として全市計画策定に生かされるものである。資料21参照。

*73 評価反省とは、社協の事業担当者がそれぞれ担当する事業について、資料21を参考にしながら、事業評価を行ったもので、「事業評価表」としてまとめられたものである。資料22参照。

*74 正副委員長会議は委員長1名と副委員長(校区リーダー含む10名)による会議。

*75 きずな推進委員会設置要綱は、資料14参照。

画を推進する役目を担うこともあるが、計画書の最初にきずな推進委員会を中核にすえ、実行機関としての位置づけをした。

設置要綱上定められている「作業委員会」を課題解決方策を見出すプロジェクトチームとしての活用を図ることも、今後の予想される展開から欠くことはできない。

住民座談会も、単に意見交流をする場ではなく、積極的に地域の問題を解決する場としての活用が図られるであろう。

今回の事業の目玉となるのは、「拠点づくり」である。全市一斉に展開することは困難ではあるが、先駆的にモデル事業として取り組むことは、それぞれの校区の判断にかかる。

福祉教育の推進は、「地域福祉は福祉教育で始まり福祉教育で終わる」と言わしめる意味を噛みしめ、市民教育はもちろん学校教育の一環として、取り組まなければならない。その意味で、地域の人材育成については、具体的に求められる認知症サポートや、傾聴スキルなど、コミュニケーションスキルを基本として研修が事業として計画されるのである。研修事業を他の事業と相関性を持たせ、重層的に捉えることが益々必要となろう。

② きずなを護り強める

小地域ネットワーク活動について、従来単位町内会との協働事業で実施してきたが、予算を含め抜本的な見直しが必要であるとの見解を示した。福祉部を設置しなくても、見守り活動や近所同士の支え合いの仕組みづくりしている町内会では、あえて小地域ネットワーク活動と位置づけなくても、すでになされてきたのである。それらの実践を校区計画に束ねることで、もっと有効な活動ができるのではないか。例えば、ちょっとした困りごとの解決にかけつける「かけつけ隊」や実費弁償の考え方を導入した除雪の有償サービスのあり方など、無償でサービスを提供することが困難になってきている現状を改善する手立ても、考えていかなければならない。安心生活創造事業や在宅介護者の支援など、単位町内会を中心とした支援の輪をどのように広げ充実させるのか、地域の助け合いが試される。

また、防災に関して災害時要援護者をサポートする人が自主的に挙手して申し出る市の手挙げ方式の取り組みでは、十分なサポート体制にはならないという指摘もあり、その方法の是正と小地域ネットワーク事業との統合を視野に今後検討する必要がある。

③ きずなを紡ぎ支える

「私」を中心にした福祉サービスが展開されるエリアは、具体的な困りごとの解決を中心に、市民からの要望が強かった総合相談窓口体制の充実や居場所づくりも介護者がその悩みを分かち合う場をつくることも念頭に、サロンづくりとその運営の充実に努める。

現在対象別にサロンが開催されているが、将来どんな方も集えるサロンづくりを目指す。それはまた、校区の拠点づくり整備事業と大いに連動するものとなろう。

一方で、高齢者支援きずなづくり事業運営委員会の機能をいかすことも重要である。この運営委員会は集まる層も広く建て前だけの会議にならないよう心得なければならない。

障がい者への取り組みについては、公的サービスの対象外や制度の狭間にいる人へのサービスをいかに提供するのか、またそれをサポートするボランティアの育成など、成すべきサービスを具体的に提示し、行政との協議も重ねながら解決の道を見出さなければならない。

年間約300万人が訪れる観光都市登別は、障がい者の旅行支援も、福祉でまちづくりの重要な観光推進メニューとなる。受け入れるだけでなく、登別から他の観光地等への旅

行についても、合わせて態勢づくりを必要とする。バリアがあるから動けないのではなく、バリアがあっても動ける態勢をつくることが、福祉でまちづくりであるが、態勢がつけられるまで待てない人も少なくはない。彼らと共に創り出すところに、協働の本質がある。

④ きずなを結び深め広げる

地域との協働体制をつくるには、核になるボランティアセンター機能をいかに充実させるのが重要である。また、情報提供システムとして、ホームページをリニューアルし、2月14日から運用を開始する。

各機関団体とのネットワークの充実、きずな推進の大きなサポーターづくりであり、特に地域や人を支える福祉施設や事業所、ボランティアとの協働は、きずな推進の基盤ともなる。

⑤ きずなを高め保障する

社協の基盤強化に関わる計画である。組織体制の強化を含め、公的施設等の民間移譲に関わる検討も今後余儀なくされるであろう。また、苦情処理・評価体制も強化しなければならない。法的に実施しなければならない事業等のサービス事業も充実強化しなければならない。

最も重要な財政基盤の整備は、特にきずな推進のための財源を確保する基金造成事業を市民の理解と協力を得て推し進めなければならない。

そして、きずなの進捗管理と評価は、当然市民が主体となって毎年実施しなければならない。また、市の福祉施策と連携・協働することが肝心である。

委員からは、全市計画の素案と校区別の議論はどう結びついていくのかという質問があった。全市の重点項目との整合性について、校区で必要なものを優先順位をつけていくことで、全市で共通しなければならない項目も出てくるし、校区の話し合いから全市で取り組むものも出てくるであろう。これから行われる校区の協議を踏まえながら、連動できるように整理していかなければならない。校区計画との整合性は、きずなを推進するための重要な接点となる。

これらの事業を確実に実施するために、より具体的な推進内容を示した「実施計画書」を作成しているところであり、この実施計画内容に沿って「第2期きずな」が展開されることを広く市民に周知することができる。また、市民の理解と具体的な協力を獲得しやすくなると考えている。

従来は、事業計画をすすめるための実施計画を市民が見たり聞いたりすることはなかった。担当者レベルや社協役員等の関係者に限定され、市民が知るのはその一部であったろう。そのような現状を打破するには、市民と情報を共有することから始めなければならない。それこそが、きずなの基盤づくりとなるのである。

会議は、その後校区計画の審議^{*76}が行われ、19:30から各校区の進捗状況の発表を行った。

- ・鷺別小～全市計画とのすりあわせをしたい。現在40～50%の仕上がり。
- ・若草小～具体的な事例から、それらをもとに計画づくりが進展中。

*76 地区計画の審議について、資料21参照。

いきいきサロンでは、1人暮らし男性の声かけ（2～3人）を実施。

迎えに出向く足の確保（自家用車）や男性をどのように誘い出すか課題。

サロン福祉部員23名、サロンの100円負担、300円の食事の提供を実施し、食材として葬儀の香典返し（海苔）の活用。

身体が不自由な方の除雪をボランティアをお願いし、実施中。

- ・富岸小～重点項目の継続も多く、見直しはこの後日まとめたい。

- ・青葉小～高齢者全般で整理していたので、5つの具体的なものにしていきたい。

子育ては2つに整理、防犯、町内会役員の担い手関係が残る。

- ・幌別小～幌別東小にも関係するが、田植えの実習地は市内では幌別中校区にだけあり、全市に広げ、地域行事にしたい。子どもの防犯用のパトロール・ステッカーの自家用車等への貼り付けを教育関係者に呼びかけたい。町内会毎にしている事業を年度毎に出していいところ取りをしたい。

- ・幌西小～重点目標につながる内容について期日までにまとめたい。

（幌西校区の計画は、かなり具体的にまとめられている）

- ・幌東小～高齢者の問題について独居老人の実態把握ときずなの実践計画を理解してもらう機会をつくっていきたい。

買い物等の交通アクセスについて、きめ細かい運行を民間バス会社へ働きかけをしたい。訪問販売については、消費者協会に気楽に相談出来る体制をつくる。災害時の津波対策についてサイレン塔とスピーカーの設置・避難場所の変更が必要である。近所付き合い、環境美化クリーン作戦には積極的に参加してもらおう。

- ・登別小～項目毎に整理しているところである。

広報活動について地区の広報紙の発行を行い、住民に町会のしていることを情報提供し理解や協力をお願いしていく。町会長を取り込み一緒にきずなを推進する。

- ・専門委員会～

地域の課題から、市民スキルアップ、機関施設病院とのネットワークの構築、ボランティアなネットワークづくり、しっかりした情報の収集、専門員は何が出来るのか、どうしたらよいか住民向けの啓発活動を。

傾聴相談室の開設は、ワンストップサービスを目指す、即時対応出来るかどうか課題である。

各校区の計画は、それぞれ持ち帰り、2月28日までに原案を事務局まで提出することになった。全市計画を受けて、それぞれがどのような整合性を持って校区計画を立てるのか、最終段階に入って熱を帯びてきた会議となった。

2 2 ■2011/3/1■ 校区計画案と全市計画案の承認～実践への展望

(1) 校区計画について

多くの時間を費やし手間をかけて、3月1日各校区の校区計画が提示された。

第2期計画の最も核心的な計画であり、本来の地域福祉が展開されるエリアの実践計画そのものである。地域の課題を抽出し、どのように解決すべきか討議を積み重ねて、集約

された成果が、8校区1専門委員の9つの計画として、市民自らの手によって初めて策定されたのである。この策定過程こそは、市民協働の過程であり、動かしがたい住民自治の歴史となり、この序章に綴られてきたのである。

各校区の計画は、それぞれの地域性や問題意識の違いを表出した内容となっており、まさに生活感覚が前面に出た手作り感あふれるものとなった。そこに、日常の暮らしの中にある人のつながりを大事にしようという地域住民の意志を強く感じるであろう。決して大袈裟な内容ではない。しかし、ないがしろには出来ない一つひとつのことであり、いかに実行するのかが問われる。

それ以上に、地域にこの計画を周知させることが最優先されるだろう。一部の住民の理解と協力では、意味をなさない。同じ土俵にあげる努力をしなければならない。それが今回関わった委員の大きな課題であり、きずな推進の生命線ともなるのである。

それは、この計画が同じ地域内で共通の課題をもって、住民同士が協働し、支え合い助け合いながら、その地域で住み続けるために喫緊の生活・福祉課題を解決する手立てを提示したものに他ならないからである。地域福祉の根幹に関わる計画であるがゆえに、その計画の中身こそ、その地域に住み生きる住民に必要な情報として共有されなければならない。計画推進の大前提は、情報の共有にある。

そして、計画の実践を契機に、地域の福祉力として目に見えるカタチが「きずな」として実感されていくことであろう。身近な暮らしの場で人と人がつながっていくことこそが、「きずな」計画のさらなる理解と協働を助長するという連鎖反応が生まれるのではないだろうか。また、その過程の中で、住民個々が自らの力で問題や課題を解決していくことができる能力やスキルを獲得し、その集大成として市民力に転化されていくことを大いに期待したい。

(2) 全市計画と実施計画について

全市の計画は、第1期では具体性を持った実施計画とは言い難かった。各事業の評価の観点も曖昧であるとの指摘も受けた。また、社協が本来成すべき事業との整理も不十分であったために、市民の評価対象にはならない事業も混在していた。

それらの反省を踏まえ、一つひとつの事業が5年間の見通しをもった目標と方向性、そして具体的な内容をもった実践計画に落とされた。その結果、評価も具体性を持ち得るものとなったのである。

また、今回のきずな計画では、この実施計画を別冊化し市民に公開・周知していくことで、市民のさらなる理解と協力を得ることも可能となった。この別冊は、推進マニュアルとしても活用されるだけの内容を担保しなければならない。それは、実践過程の中で加除修正を加えながらより適切な内容を具備した実践計画として進化していくものになるよう日々の実践をふりかえりながら確かめていかなければならない。

さらに情報の共有化は、実践上の課題であるだけでなく、知らないことで不利益を被るのは、市民であることを強く自覚しなければならない。その意味でも、2月14日にリニューアルされた社協の「ホームページ」を、市民が有効活用していくことが、今日の情報化社会の中で強く求められる。社協はその責務をしっかりと担うために、きずなの進捗状況や各校区での取り組みの様子などを含めた福祉情報を発信していかなければならない。

情報のメンテナンスを怠ることは、市民を情報から遠ざけるだけではなく、社協に対する信頼の失墜になることを肝に銘じよう。

また、従来社協ボランティアセンターの役割は、福祉ボランティアの育成・組織化・調整を主に行ってきた。しかし、第2期計画では、社協が制度の隙間や狭間・外側にある住民の様々な生活課題を解決するために不可欠な資源開発をしていく重要なセクションであることを再認識し、より一層住民ニーズに即したボランティア育成や組織化、そしてネットワーク化を図ることを明確にした。

2 3 きずなの展望と課題

人はその生涯において様々な困難な状況に遭遇する。家族の不和、病気や事故とその看護、失業や困窮、離婚、近親者との死別、子育ての悩みや経済的理由による進学の断念、高齢者や障がい者の介護、災害や犯罪の被害者など、誰にでも起こり得ることである。

生老病死は避けられない。それでも人は生き続けなければならない。

社会福祉法人長崎県ボランティア協会の山本いま子さんは、1980年代すでに地域福祉は住民主体の活動によって推進されることを身をもって実践してきた市民活動のパイオニアである。当時こう述べている。「地域に発生する問題に対応して、さまざまな行政施策だけでは不可能である。住民自身が主役となり、社会を構成するすべての人が生き、存在する生命を尊いものとして認識し、かかわりあいの中で、共に学び、共に働き、共に支え合う自立と連帯のまちづくりを進める市民活動を推進する役割を担うものである。…ボランティア活動は地域づくりにおける原動力であり創造的・先駆的な行動で行政に依存することなく自立していく住民の主体的な活動である。人々が地域の中で問題を調査し、関心と呼び起こし、活動に参加を促す活動であり、閉鎖的ではなく開放的な計画的活動である」

ここに、住民自治のあるべき姿として、地域福祉を市民のボランティアな活動によって実現しようという考え方と、さらにその計画性の重要性を指摘していた彼女の先見性に驚かされる。

翻って考えて見ると、30年前すでに市民が自立と連帯のまちづくりを目指したボランティアな活動を始めていたが、当時とは社会情勢や経済状況が大きく変化し社会福祉の法も制度も改革されてきているのも関わらず、地域福祉のあり方や仕組みづくりの考え方の根幹は揺るぎないという事実である。

現代も地域に住み暮らす一人ひとりに、どのように人として生きていくのかを求められた厳しい社会情勢下にある。時代が変わっても生活の本質は変わらないからこそ、地域や人と関わり共に生活・福祉課題に取り組み解決のためのボランティアな行動が協働の市民力として束ねられなければならないのである。

市民アンケート調査結果に如実に示された96%の市民が、なんらかの活動を通して地域や人の役に立ちたいという意向は、まさに地域社会に存在する人間の証としての意志を示したものである。そこに、地域を住みやすく生きやすいところに変え、「私が私であるための福祉でまちづくり」をしようとするボランティアなエネルギーが創出され、「きずな計画」の推進力として供給されていくのである。

また、このきずな計画づくりを通して、登別市の全市の社会福祉の現状を把握し、第1期きずな計画でも指摘された福祉でまちづくりを実践するための責任と義務を、行政と市

民が応分に負うことが再確認された。特に、行政に対して要求としての市民の権利を主張するだけでなく、市民自らも共に取り組むという協働のカタチを示した提案を第2期計画に表明したことは、画期的なことである。

それゆえに、行政は社会福祉を保障するためにも、地域福祉を市民と共に進めるパートナーとしてさらなる努力が求められる。なぜなら、市民はこの計画で成すべきことを表明したのであるから、それを行政としていかにサポートするのが、問われる番である。市民は態度を表明した。行政は静観はできない。行政も民間も市民も、それぞれが福祉社会を実現するために、どのように役割を担いどのように機能するのが、問われてくるのである。

その一つとして、行政の福祉施策の基本的な考え方を示す「福祉のまちづくり条例」と「地域福祉計画」の策定が始まったが、それが全てではない。行政のスタンスを空論ではなくしっかりと明文化していかなければ、行政の対応いかんでは福祉に目覚めた市民がイニシアティブをとることは避けられないであろう。

今回のきずな計画づくりの成果は、市民が市民による市民のための福祉でまちづくりをすることに、自信をもって行動しようという協働の意志を強く抱いたことにある。実践の過程で問題が生じる。そこでまた市民力が試される。その繰り返しのなかで、市民が問題解決力を共有財産として活用し、地域の福祉力を強めていくのである。それこそがスパイラル（螺旋形）に地域福祉を高めていく市民協働のダイナミックな動きとなり、腹が据わった個々の生き方につながる。

第1期きずな計画の序章に記載した文面を再度掲載しよう。

「…これからの実践に向けて、生きるに値するまちづくりを目指して、その持てる力を発揮し、自信と勇気と誇りを持ってこのまちで生きていきたい。幸せはその先に見えてくる。それが福祉の本質であることを学んだ。福祉とは、あなたがあなたらしく幸せに生きることを実現することを目的とする。あとは実践するだけである。」

民間団体である社協は、その組織や財源など、改善しなければならない課題は山積している。その仕事の限界も当然ある。それでもなお、市民は「きずな」の実現に向けて、その目標達成のための事業が遅滞なく推進されることを強く希望している。地域福祉の推進機関として、そしてなによりも市民生活の最も身近にある社協に、親愛と信頼を寄せている。そこには、人間味があふれる「福祉の人」たちがいるからに他ならない。

それゆえに社協職員は、福祉の専門家として育たなくてはならない。第2期計画づくりは、個々それぞれが地域福祉のあり方を学んだ貴重な機会となった。一方で市民と顔見知りの関係をつくったことで、事業の推進役として市民と協働していく確かな手応えを感じていることであろう。その仕事への責任と笑顔こそが、社協という組織を活性化させる。そこに、高い使命感と確かなコミュニティーソーシャルワーク力、そして豊かな実践力を身に付けた人材が育てられて、市民からの人望と希望の糸を紡ぎながら、きずな推進の原動力となるよう切望する。

さらに、社協は行政のみならず社会福祉法人・医療法人や福祉 NPO、ボランティア団体、企業などとも幅広く連携し、身近な地域での助け合いや支え合いという協働の仕組みづくりを積極的に進めなければならない。そこでは、それぞれがどのような役割を担い、どのような方法で効率的かつ効果的な実践を展開しなければならないのかを明らかにしな

がらも、社協は、地域福祉をとりまとめる中核的機関として、地域のネットワークづくりと支援システムづくりに重点を置いて推し進める役目を必然的に担わなければならない。

今後の地域福祉は、家族や家庭という枠組みを超えて、個々人が充実した生活を快適に営む場としての地域を、地域住民の連帯を通して再構築していくことが課題となる。

その意味では、「きずな計画」は、計画づくりから始まった開拓的かつ試行的な取り組みであり、今後実践検証を重ねていくことで、市民の主体的な協働参画のあり方として「登別モデル」が形成されるであろう。その実践モデルこそが、これからの日本の地域福祉のあり方に対して、一石を投ずることになると確信する。それだけの仕事を成さねばならない責務を市民と共に担いながら、力強く一步を踏み出したい。

そして、登別という、まちへの、ひとへの、「愛着心」を育てることが、次世代の子どもたちに継承される「福祉の心」となる。喜びと覚悟をもって「きずな」を共に進めていこう、人として今を生きるために。

第1章 きずなの理念と基本目標



1 きずなの意義と特徴

(1)きずなは、市民と共に地域福祉を推進する具体的な行動計画です。

(2)きずなは、人権を根幹に据え、市民個々の人間観、生活観を共生・共存を目的とする福祉の視点で見直し、市民個々のライフスタイルの尊重と地域コミュニティを創造する計画です。

(3)きずなは、生活圏域としての小学校区を基盤とした地区福祉計画であるとともに、全市民を対象とした地域福祉を推進する計画です。

(4)きずなは、市民の主体的な参画により地域の福祉課題に対して積極的に問題解決に向かう行動エネルギーを引き出す計画です。

(5)きずなは、地域で生きる一人ひとりを孤立させることなく、誰もが人間らしく健康で生き生きと安心して暮らすために、一人一人がしっかりと結び合い・支え合い・助け合って生きるための仕組みづくりであり、自治的に協働して問題解決していくための計画です。

(6)きずなは、ノーマライゼーション^{*1}やバリアフリー^{*2}、ユニバーサルデザイン^{*3}などの理念を、実現に向けて推進する計画です。

(7)きずなは、地域における行政と市民、そして社会福祉協議会との関係性を豊かにし、協働のまちづくりの新たなパートナーシップを確かに紡ぐ計画です。

(8)きずなは、市民のいのちと暮らしを護るため、福祉を中心に保健・医療等、地域トータルケアシステムの確立をめざし、福祉でまちづくりを推進する計画です。

(9)きずなは、町内会、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、福祉団体等市民団体や民間団体が、互いに地域福祉の振興のためにネットワークを構築して協働で問題解決に当たる計画です。

(10)きずなは、市民の手により創られた熱い想いとぬくもりのある人間味にあふれた市民主体の計画であり、福祉でまちづくりをするために個々の市民力を発揮することを自らに課した計画です。

(11)きずなは、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度までの5カ年計画であり、第1次計画の実践・評価を積み上げながら、小学校区を中心に市民参画協働をさらに力強く進める計画です。

2 第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」の目標

わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり
～「きずな*1」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

3 きずなの基本理念

心豊かに「きずな」を紡ぎ護り*2育てることで、
一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

親子、きょうだいのきずな
夫婦のきずな
親戚・縁者とのきずな
知人・友人とのきずな
近隣・地域とのきずな
職場・学校でのきずな
同じ目的を持つ仲間同士とのきずな
異質なものを持つ者同士のきずな
そして、わたしのまちへの愛着…これもきずな

人が人とまちにしっかり結びついてこそ、
そのいのちと暮らしは護られ豊かになる。
人は人によってしか救われない。
「きずな」とは、互いに 信じ合うことから生まれてくるもの。
「きずな」とは、危うくもろいものを紡ぎ合うもの。
「きずな」とは、愛する喜びを感じ合うもの。
「きずな」とは、私があなたと共にこの世に生きている自己存在の証そのもの。

希薄になった「きずな」を、わたしのまちで 今しっかりと紡ぎ直さねば、
安心と安全な、そして幸せな暮らしは実現しない。
一人ひとりの存在の重さを受け止めながら、
互いに理解し認め合い共存し合うことから、確かな「きずな」が共生の糸で紡がれる。
そこにきっと、生きるに値する「まち」が生まれるであろう。

*1「絆」とは断つにしのびない恩愛（親子、夫婦などの間の愛情。愛情や恩にひかれる執着）。離れがたい情実（まごころ）。～「広辞苑」より

*2「護る」とは、まもる、たすける、かばう、見守り救う。その語源は、「中のものを傷つけないように外からとりまく、かばいまもることであり、またその手段やその役目」であり、介護や看護にも、その人のいのちやこころそして人生への関わりの漢字として使用されている。

4 きずなの5つの基本目標

（１）きずなを育て確かめる

地域福祉を推進するには、市民の福祉に対する関心や意識を高めることが大切です。また、人と関わることは福祉のこころを育てていくことに他なりません。

そして、人と関わることに喜びを持ち生きがいを感じながら共生共存社会を実現するためには、そのことを担う人材を育て、組織・団体を支援することが肝心です。

そんな市民の心意気と実践を確かめ合うためにも、中核になる拠点を充実させなければなりません。

高める（福祉への関心を高める）、学ぶ（学習の機会と場を提供する）、深める（福祉への理解を深める）、育つ・育てる（福祉の人づくりを進める）の4つの観点から、福祉への意識と関心を高める取り組みをします。

（２）きずなを護り強める

人のいのちや暮らしを護るためには、その人の暮らしている地域社会そのものが、誰もが安心して安全に暮らせる「ところ」でなくてはなりません。

そのためには、そこに住む市民が主体的に地域の問題を解決する。そんな活動が、必要不可欠です。大切ないのちと暮らしを護り高めるために、組織作りや小地域での活動の促進、そして、災害や犯罪から地域を護る取り組みも、ないがしろにはできません。具体的な活動を通して、人はそのきずなの強さと護ることの意味を見出すのです。

認め合う（一人一人の存在を大切にする）、ふれあう（独りぼっちにしない）、仲良くする（交流する機会と場をつくる）、創る（地域での支え合い・助け合いの仕組みをつくる）の4つの観点から支え合う地域づくりに取り組みます。

（３）きずなを紡ぎ支える

28%近い高齢化率にある登別市にとって、福祉サービスの質と量の確保と保障は、今後も持続される課題です。その人が「その人らしく」自立し生きていくために必要なサービスが提供できる社会を実現したい。

そのためにも、その人を支える確かなシステムづくりを進めなければなりません。そこにきずなの力が紡がれていくのです。もちろん下支えする人材の育成も必須です。

受け止める（困りごとを発見する）、伝える（必要な情報を提供する）、つなげる（適切なサービスに結びつける）、支える（必要なサービスを提供する）の4つの観点から、困りごとを解決する仕組みづくりに取り組みます。

(4) きずなを結び深め広げる

「わたし」の暮らしは、様々なひとや情報、ものやお金、そして社会制度やシステムによって支えられています。それらを有効に活用することが生きる知恵です。一人では生きていけない世の中だからこそ、様々な人や機関・団体が、幸せな暮らしを創るために連携を強め活動を推し進めなければなりません。誰もがもっと幸せに生きていきたい。

その願いを実現するためにも、人との関係をしっかりと結んだ多様なネットワークづくりが求められます。その結び目に「きずな」がしっかりと紡がれ広がるのです。

つながる（共に活動する）、話し合う（住民同士で話し合う）、調べる（地域の福祉資源や住民の意向を調査する）、描く（住みよいまちづくりを提案・提言する）の4つの観点から、各地区の協働体制づくりに取り組みます。

(5) きずなを高め保障する

市民の暮らしは、自らが護ることはもちろんですが、そうできない事態はいつでも生まれます。だから、家族はもとより身近な人や知人友人、地域の方々との「きずな」を確かなものにしなければなりません。もう一方で、公的な支援の充実も重要なことです。

地域福祉を推進する母体である「社会福祉協議会」の基盤を強化することが、「わたし」のいのちと暮らしを護ることに भी なります。

ととのえる（市民主体の組織体制を確立する）、募る（きずなを推進する財源を確保する）、確かめる（きずなの進捗状況を把握し運営管理する）、強める（きずなの推進母体である社協組織の基盤を強化する）の4つの観点から、きずなの推進体制を確立するために取り組みます。

*1 ノーマライゼーション(Normalization)とは、高齢者も障がい者も子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加ができる、そうしたチャンスが平等に与えられ、みんなが一緒に暮らせる社会が当たり前だとする考え方をいう。1959年デンマークで法制化される。

*2 バリアフリー (Barrier Free)とは、障がいのある人が当たり前の生活を送ることを阻んでいる障壁(バリア)を除去することで、段差の解消など施設面の意味合いが強い。しかし、障がい者の社会参加を困難にする制度や文化・情報、そして意識などのソフト面の改革が重要であり、福祉教育の必要性がここにある。

*3 ユニバーサルデザイン(Universal Design)とは、障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。アメリカの工業デザイナー、ロン・メイスにより提唱。

*4 「絆」とは断つにしのびない恩愛(親子、夫婦などの間の愛情。愛情や恩にひかれる執着)。離れがたい情実(まごころ)。～「広辞苑」より

*5 「護る」とは、まもる、たすける、かばう、見守り救う。その語源は、「中のものを傷つけないように外からとりまく、かばいまもることであり、またその手段やその役目」であり、介護や看護にも、その人のいのちやこころそして人生への関わりの漢字として使用されている。

第2章 全市きずな計画と小学校区等きずな計画



きずな計画の体系図



— 第2期 きずな計画 —

全市計画書

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標：わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
福祉の意識と関心を高める取り組み ①きずなを育て確かめる	1 1 きずな活動の推進	1 1 全市におけるきずなの推進	全市あげて、きずな活動の推進を図るため、きずな推進委員会活動の推進強化を進める。	1 1 きずな推進委員会の運営
				2 2 町内会との協働
				3 3 きずな専門委員による講師派遣事業
		2 2 小学校区におけるきずなの推進	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。	4 4 校区きずな推進委員会の運営
				5 5 住民座談会の開催支援
	2 2 きずな(地域)の拠点づくり	3 3 小学校区の拠点整備	小学校区に拠点を設置し、地域の様々な人材や団体等を巻き込みながら、共に支え合う仕組み作りを推進する。	6 6 各小学校区に、きずな計画を推進するための活動拠点の設置を進める。
				7 7 拠点支援ボランティアの育成
				8 8 拠点の自治的自主的運営
	3 3 きずな共育(福祉教育)の推進	4 4 市民にきずなを広める活動	きずな計画の趣旨を広く市民に周知するとともに、各事業への参加を呼び掛ける取り組みを進める。	9 9 きずな計画の推進状況を市民に伝える取り組み
				10 10 ふれあいフェスティバル
				11 11 社会福祉大会の開催

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
第2期きずな計画の実践に向けて定期的に開催する。	全ての関係機関団体	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
きずな推進の中核となる町内会との協働体制を強化する。	きずな推進委員会、 連合町内会、社協等	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
専門委員を校区の取り組み等に講師として派遣する。	きずな専門委員会	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
各校区の事業内容等により必要な支援を行う。	校区きずな推進委員会	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金、その他助成金
校区きずな委員会が中心となり、小学校区又は町内会単位での開催を支援する。	校区全ての関係機関団体	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
モデル事業等により、小学校区毎に空家・空き店舗等を活用した活動拠点の設置を進める。	校区全ての関係機関団体	検討	重点	⇒	⇒	⇒	その他補助金等
校区のきずな推進を担うボランティアの育成拠点を運営するボランティアの運営能力を高める。	校区全ての関係機関団体	検討	重点	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
住民自らが拠点を運営管理することを支援する。	校区全ての関係機関団体	検討	重点	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
きずなシンポジウム等の開催を通じ、毎年、全市及び各校区のきずな計画の推進状況及び活動成果等を市民に報告する。	校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒		自主財源
市民の福祉活動への参加とノーマライゼーション理念の普及をめざし、関係団体等による実行委員会により実施する。	全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
市民の福祉意識の高揚と福祉活動者等の顕彰を目的に開催する。福祉への理解を広げるため市及び福祉関係者との連携強化を図る。	全ての関係機関団体	実施	検討	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標：わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標			基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動	
①きずなを育て確かめる	福祉の意識と関心を高める取り組み	3層（小学校区圏域）	3 きずな共育（福祉教育）の推進	4 市民にきずなを広める活動	きずな計画の趣旨を広く市民に周知するとともに、各事業への参加を呼び掛ける取り組みを進める。	12	地域イベント等の参加
				5 福祉意識の醸成と啓発	地域で子どもを育てていく取り組みとして、教育委員会・学校・地域が連携を図り、福祉教育を推進していく。子どもを大人が応援できる体制づくりを行い、幼少期からの福祉意識の醸成と啓発を図る。	13	ボランティア体験事業の推進
						14	青少年のボランティア育成の推進
						15	子ども達の福祉の学習の推進
						16	特別支援教育との連携
			4 地域活動を支える人材・ボランティアの育成～まちびとプラン～	6 地域の福祉力を高める人材育成	様々な分野に分け実施している人材養成研修を再検討し、地域に広く多く学んでもらえる研修の場を提供する。	17	認知症サポーターの養成
						18	傾聴のスキルアップ
						19	生活・介護支援サポーター養成研修
						20	子育てサロン支援者養成研修会
						21	ボランティアアドバイザー養成研修

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
社協及びきずな計画を広く市民に知って頂くため、地獄まつりや豊水まつり等の地域イベントへ参加する。	きずな推進委員会、社協等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源
子どもから大人まで参加しやすい工夫を検討しながら施設・V団体の協力のもと進める。	福祉施設、ボランティア団体、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
様々な出会いや体験の中から「ふくしの心」の大切さを感じ、自身の想いを発信・共有することで次代を担う青少年の健全育成を図る	ボランティア団体、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
出前福祉講座等により、総合学習の時間と学校授業における授業企画支援・講師調整を行うとともに、福祉の学習の大切さを伝える。	教育委員会、学校、当事者団体、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
特別支援教育と連携を図り、障がいのある子ども達に対するボランティア活動の推進を図る。	教育委員会、学校、当事者団体、社協等	検討	⇒	実施	⇒	⇒	—
市、包括支援センターと連携を図り地域で人材を広めることができるよう養成する。	校区きずな推進委員会						自主財源
研修会等で人間関係づくりのコミュニケーション能力を高める	校区きずな推進委員会、社協等	検討	実施	検討	実施	⇒	自主財源
新たな住民参加型サービス等の担い手の育成を校区単位で実施する。	市、社協等	実施	検討	⇒	⇒	⇒	市補助金
子育てサロンの運営者発掘のための研修会を行う。	社協	実施		実施		実施	共同募金
ボランティア活動への意欲や不安・疑問を持つ人の相談に応じる人材を養成する。	ボランティア団体、町内会、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標：わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標			基本計画		推進項目		推進項目の考え方		実施事業及び活動		
②きずなを護り強める	1、2層（近隣・町内会圏域）	支え合う地域をつくる取り組み	5	小地域ネットワーク活動の推進	7	地域で支援が必要な方に対する見守り・安否確認の体制強化	誰もが地域で安心して暮らせるよう、ご近所同士つながりを大切にした地域支え合い活動の推進・強化を図るとともに、災害時や緊急時に対応する専門機関等との連携体制の整備を行う。	22	小地域ネットワーク推進事業		
								23	小地域ネットワーク研修会及び関係者連絡会の開催		
								24	ご近所の困りごとすぐ駆けつけ隊のモデル事業の実施		
			6	ニーズの早期発見の仕組みづくり	8	地域で孤立させない支援体制の充実を全市に広げる	安心生活創造事業の実施・継続により、社協・町内会・民生児童委員等との連携による高齢者等を地域で孤立させない支援体制の構築を図る。	25	安心生活創造事業を全市に展開する。		
					9	高齢者虐待、児童虐待予防の啓発・周知	高齢者虐待、児童虐待予防の啓発・周知を図る	26	高齢者虐待、児童虐待予防の啓発・周知		
					10	認知症高齢者等を支えるネットワークづくり	介護者や地域住民ばかりでなく、地域関係者の参加・協力による、高齢者等の在宅生活を支える支援ネットワークづくりに取り組む。	27	認知症高齢者など在宅生活を支えるネットワークづくり		

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
小地域ネットワーク推進事業の見直し等により、各町内会等の実情に応じた見守り・支え合い活動の促進及び活動支援の強化を図る。	社協、町内会等	実施	⇒	重点	実施	⇒	自主財源、共同募金
支援者のスキルアップ研修と支援者同士の情報交換の場をつくる。また、地域の支援者と専門機関(消防・包括支援センター・ケアマネージャー・警察等)との連携の場をつくり、緊急時の連携体制と活用できる仕組みづくりに取り組む。	社協、町内会等	実施	⇒	重点	実施	⇒	自主財源、共同募金
高齢者や障がい者等のゴミ出しや電球の交換など、日常生活の小さな困りごとを解決する仕組みづくりに取り組む。地域住民と専門機関等の連携により、一人ひとりを大切にする地域の支え合い活動のモデル事業を実施する。	町内会、社協等	検討	検討	実施	⇒	⇒	自主財源
近所との交流がなく、地域から疎遠になっている閉じこもりがちな高齢者や障がい者世帯を把握し、社協職員や訪問員が定期的な安否確認を行うとともに、町内会や民生児童委員との連携により支援する。	社協、町内会、民生児童委員、包括支援センター等	実施	検討				市補助金、自主財源
各種取り組みと連動し高齢者虐待や児童虐待の啓発・周知を進める	市、包括、介護事業所、社協等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源
認知症高齢者の徘徊搜索や一人暮らし高齢者の日常的な安否確認など、配達業者や検針員、コンビニ・商店、タクシーなどの地域関係者に協力を求め支援体制の構築を図る。	市、包括支援センター、介護事業所、社協、民間事業者等	検討	⇒	実施	⇒	⇒	自主財源

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標： わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標			基本計画		推進項目		推進項目の考え方		実施事業及び活動	
②きずなを護り強める	152層（近隣・町内会圏域） 支え合う地域をつくる取り組み	6	ニーズの早期発見の仕組みづくり	11	市民ニーズの把握	市民の福祉ニーズを把握するための調査の実施と調査方法等の研究を行う。	28	市民福祉アンケート調査等		
				7	防犯・防災活動の推進	12	防災に関わる取り組み	行政、市民、社協等の関係機関が連携を図り防災に関わる体制づくりを進める。	29	地域が主体的に取り組む防災研修会の推進
									30	関係機関（市や都道府県社会福祉協議会等）との連携強化
									31	災害時要援護者の支援（小地域ネットワーク活動との統合化をめざす）
									32	地域防犯情報ネットワークシステムの構築
13	防犯に関する取り組み	安心安全の福祉のまちづくりをめざし、地域住民と専門機関等が連携した防犯活動を推進する。								

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
市民の福祉ニーズを把握するための調査手法の研究を行い必要に応じた各種調査を実施する。また、平成27年度には第3期きずな計画策定に係る市民福祉アンケート調査を実施する。	きずな推進委員会、社協等					検討	自主財源、共同募金
地域住民の防災意識の啓発と自主防災活動の促進をねらいとするきずな防災研修会を実施する。 また、町内会等による高齢者や障がい者が参加する避難訓練に際し、車椅子の貸出や操作方法・介助方法の指導等の支援を行う。	市、町内会、民生児童委員児童委員、社協等	実施	検討	実施	検討	実施	自主財源、共同募金
市防災会議への参画と災害ボランティア活動の推進体制の整備等を行う。また災害時の広域連携の体制を図るため北海道社会福祉協議会との災害ボランティアに関する協定の締結を進める。	道社協、社協等	検討	⇒	実施	⇒	⇒	－
市が進める災害時要援護者支援プランとの連携	市、町内会、民生児童委員児童委員、社協等	検討	⇒				自主財源
地域で発生する悪質な訪問販売、空き巣、車上あらし等の犯罪被害情報を地域の福祉関係者がいち早く共有できる情報ネットワークづくりに取り組む。	警察、市、専門委員会(消費者協会)、町内会、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ボランティア

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標：わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
③きずなを紡ぎ支える 困りごとを解決する取り組み 私（個人）	8 福祉相談体制の強化	14 各種福祉相談に関する総合相談機能強化	市民の様々な福祉相談に応じるふれあい福祉センター（総合相談窓口）を強化する。	33 ふれあい福祉センター（福祉何でも相談）の充実
				34 きずな相談窓口の開設
		15 低所得者、失業者等への支援	低所得者、失業者等への支援を行う。	35 生活福祉資金貸付事業
				36 たすけあい金庫貸付事業
				37 歳末見舞金支給事業
	9 居場所づくりの推進	16 尊厳のある居場所づくり	子育て中の親子、高齢者、障がい児（者）など地域の一人ひとりが役割を持ち、主体的に関われる仲間づくりの輪を広げる場としてサロンの設置を推進する。 今後は、子育て親子から高齢者まで、障がいのあるなしに関わらず、ご近所同士が主体的につながれる、誰もが参加できるサロン活動の推進を市内全域に拡大する。	38 高齢者支援きずなづくり事業の運営
				39 ふれあいいいききサロン
				40 ふれあい子育てサロン
				41 サロンサポーター養成研修会・連絡会
				42 在宅介護者の集いの開催
				43 ふれあい会食会
	10 福祉サービスの提供と体制づくりの促進及びその向上	17 障がい児（者）の移動・外出支援	障がい児（者）の社会参加の促進とハートバリアフリーの普及啓蒙をめざし、関係機関と協力しながら各種事業を推進する。	44 スパヘルパー養成研修の支援
				45 障がい者の旅行支援のシステムづくり

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ語り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
専任の福祉相談員を配置し、地域住民からの多様な相談に対応する。	社協	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
きずな専門委員会において福祉専門職による「きずな相談」を開設し、各校区きずな推進委員会との連携により出張相談に取り組む。	きずな専門委員会、社協等	検討	重点	⇒	⇒	⇒	自主財源
生活困窮世帯等に対し生活福祉資金の相談貸付等を行う。	社協、民生児童委員、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、道補助金
生活困窮世帯等に対しすけあい金庫貸付事業の相談貸付等を行う。	社協、民生児童委員、市等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源、市補助金
経済的に支援が必要とする世帯等に見舞金を贈呈する。贈呈規定等について協議検討する。	社協、民生児童委員等	実施	⇒	検討	⇒	⇒	共同募金
高齢者支援きずなづくり事業運営委員会の開催。	社協、町内会、民生児童委員、きずな推進委員、地域包括、市等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
高齢者や障がい者等と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる	社協、町内会、民生児童委員、きずな推進委員、地域包括、市等	重点	⇒	検討	重点	⇒	自主財源、共同募金
子どもを自由に遊ばせたり、日頃の悩みなどを話せる仲間を作ったりしなら、親同士の交流や地域との交流を図る場所づくりを進める	社協、町内会、民生児童委員等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
サロンの中心的な役割を担う人材養成を行う年1回の研修会と年3回以上の連絡会を開催する。	社協、町内会、民生児童委員、きずな推進委員、地域包括、市等	実施	⇒	検討	実施	⇒	自主財源、共同募金
介護者同士が集い、介護の悩みや苦しみを分かち合えある場を設置する。	市、包括、介護事業所、きずな専門委員会、社協等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
地域で見守りが必要なお年寄り等を孤立させることなく、地域住民とふれあい交流する機会を設けるため開催する	社協、町内会、民生児童委員、きずな推進委員、地域包括、市等	実施	⇒	検討	⇒	⇒	自主財源、共同募金
高齢や障がいがあっても安心して登別温泉に入浴できるよう、入浴支援員（スパヘルパー）の養成を支援する。	社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
ホテル、観光協会、旅行代理店等と連携を図り、障がい者等が安心して旅行ができるよう支援する。	当事者団体、社協等	検討	⇒	実施	検討	実施	自主財源

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標：わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
③きずなを紡ぎ支える 困りごとを解決する取り組み 私（個人）	10 福祉サービスの提供と体制づくりの促進及びその向上	17 障がい児（者）の移動・外出支援	障がい児（者）の社会参加の促進とハートバリアフリーの普及啓蒙をめざし、関係機関と協力しながら各種事業を推進する。	46 市内の宿泊施設に対する障がい児（者）への理解と啓発
				47 福祉用具貸出事業
				48 福祉車両貸出事業
		18 障がい児（者）等の生活支援	障がい児（者）の自立生活を支援するため心のバリアフリーを広めることを中心に必要なサービスを検討、実施する。	49 障がい児（者）の入浴支援
				50 障がい児（者）を支えるボランティアの育成
				51 ハート・バリアフリーの推進
				52 日常生活支援事業（権利擁護事業）
	11 暮らしを支える生活支援事業の実施	19 サービス事業の基盤強化	暮らしを支える生活支援事業を実施する。	53 通所介護事業
				54 居宅介護支援事業
				55 配食サービス
				56 地域活動支援センター
				57 ファミリーサポートセンター事業

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ護理育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
旅館組合等との連携により、ホテル関係者への障がい児(者)の理解やノーマライゼーション理念啓蒙の取り組みを検討する。	観光協会、旅館組合、当事者団体、社協など	検討	⇒	⇒	⇒	実施	自主財源
介護保険制度等に該当しない方などを対象に福祉用具の貸出を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
自力で外出が困難な方などを対象に、家族との外出や病院・施設の外泊など、公的制度が利用できない場合の外出・移動を支援するため福祉車両の貸出を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
公的制度を利用できない方等への入浴支援を検討する	市、当事者団体、社協等	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	検討
当事者団体、福祉施設、学校等との連携により、行事協力や日常生活を支えてくれるボランティアの人材育成を支援する。	当事者団体、施設、学校、社協等	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源
個人の尊厳を尊重する心のバリアフリー運動を推進する。	全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
判断能力が不足している高齢者や障がいのある方の金銭管理や日常生活を支援するとともに、本事業をはじめ成年後見制度の普及啓発に取り組む。	社協、道社協等	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
介護認定を受けた高齢者等に対して、食事や入浴などの日帰り介護サービスを提供する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
利用者本位の各種介護サービス等が提供されるようケアプランの作成等の支援を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
調理や買い物が困難な高齢者等を対象に栄養面に考慮した食事の提供と安否確認を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
障がいのある方を対象に、生きがいづくりや社会参加に係る各種訓練活動を支援する。	市、社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市補助金
提供会員と依頼会員によって育児支援(自宅での託児)等を行う。	市、社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市補助金

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標：わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
④きずなを結び深め広げる 地域の協力体制をつくる取り組み 4層（各機関での圏域）	12 ボランティアセンター機能の充実	20 ボランティアの場づくりとコーディネートの実践	ボランティアセンターの推進に係わる組織づくりを行う。ボランティア団体等からの情報発信や地域（各校区）とボランティアセンターがつながる仕組みづくりを行い、各校区ごとにもボランティアセンター機能を持たせていく必要がある。ボランティアアドバイザーがコーディネーター的役割を持てるよう推進する。	58 ボランティアセンターの運営
				59 ボランティア推進会議
				60 地域型ボランティアセンター事業
		21 NPO・ボランティア団体等の活動支援	NPO・ボランティア団体等の活動を支援する取り組みの推進強化を図る。	61 きずなのまちづくり助成事業
				62 NPO・ボランティア団体活動支援事業
	13 身近な暮らしの情報ネットワークの促進	22 広報啓発事業	きずな活動や福祉活動を市民に周知する取り組みを推進し身近な暮らしの福祉情報を提供し、顔の見える広報活動を行う。	63 社協だより
				64 ホームページの開設
				65 きずな情報誌・ほっとの発行
	14 各機関とのネットワーク	23 きずなを推進するためのネットワークの強化	きずなを推進するため、各種関係機関とのネットワークの強化充実を図る。	66 各機関との連携協働
				67 民生児童委員児童委員協議会との連携強化
				68 全道のNPOとの連携強化

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
関係機関・団体の参加協力により、ボランティアセンター運営委員会を設置し、ボランティア登録、需給調整、広報活動の推進等を行う	社協	検討	実施	⇒	⇒	⇒	自主財源
ボランティア団体、福祉施設、学校、当事者団体など、ボランティア活動に関係する各種団体が一堂に会し、相互の連携と情報交換の場として推進会議を開催する。	全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
ボランティア活動の普及・啓発を図るため、市内各所において市民・ボランティア活動者が気軽に集える臨時ボランティアセンターを開設する。設置・運営はボランティアアドバイザーに協力いただく。	社協、ボランティア団体、当事者団体等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
きずな計画に基づく市民主体の福祉活動の促進をめざし、赤い羽根共同募金の助成金を活用した助成事業を行う。	社協、共同募金委員会	実施	検討	実施	検討	実施	共同募金
NPO・ボランティア団体の円滑な運営支援するため、活動の相談・助言、活動機材や会議場所の提供などを支援する。また、ボランティア活動中の万が一の事故を補償するボランティア活動保険の加入促進を図る。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
顔の見える広報誌づくりを目指して、より地域の声を取り入れた広報誌づくりを行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
インターネットを活用し、きずな計画の推進状況及び社協事業のPRなど地域活動に役立つ福祉情報の提供を図る。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
顔の見える広報誌づくりを目指して、より地域の声を取り入れた広報誌づくりを行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
定期的な情報交換会や、きずな推進のパートナーとしてのネットワーク強化	市、包括、社協、福祉事業所、ボランティア団体、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
民生児童委員児童委員活動促進事業(事務局受託)。	市、民生児童委員、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
北海道ボランティアコーディネーター協会等との連携強化。	NPO、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標：わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
⑤きずなを高め保障する 5～6層（登別市全域）道区域 きずなの推進体制を確立する取り組み	15	24	社協の組織体制を整備するための運営の在り方について検討協議を進めながら基盤体制強化を進める。	69 社協理事会・評議員会の運営推進
				70 社協事務局体制の充実・強化
				71 町内会への加入及び町内会活動への参加促進の呼び掛け
				72 公的施設等の指定管理者制度や民間移譲に係る検討
	15	25	苦情・評価体制の強化 社協組織内において苦情・評価体制の強化を進める。	73 苦情解決体制の推進強化
				74 市民の声を社協事業に反映する仕組みづくり
	16	26	財政基盤整備 きずな推進するための財源確保に向けた取り組み きずな推進にかかる事業の安定・継続的な財源確保の在り方について考える。	75 社協会員会費制度

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
法人の円滑な運営を図るため、三役会、理事会、評議員会、監査、部会・合同会議、委員会等を適時開催する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
地域福祉を推進するための社協の基盤である職員体制の充実・強化をめざす。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
社協だより、ホームページ等を活用し、市民に対し町内会への加入及び町内会活動への参加促進を呼び掛ける。	社協、町内会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
公的施設の指定管理者制度や公的サービスの民間移譲等があった際には、当市の地域福祉推進の観点から実施についての協議・検討を行う。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	-
本会が提供する福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努める。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
市民の声を反映する社協事業の第三者評価事業。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
「きずな」の推進に対する市民の理解と参加を求めな活動財源の安定確保に努める。	社協	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標： わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
⑤きずなを高め保障する 5、6層（登別市全域、道圏域） きずなの推進体制を確立する取り組み	16 財政基盤整備	26 きずな推進するための財源確保に向けた取り組み	きずな推進にかかる事業の安定・継続的な財源確保の在り方について考える。	76 チャリティ市民演芸大会・社協基金造成ビールパーティー
				77 新たな財源確保に向けた取り組みの検討
		27 共同募金委員会との連携	地域福祉活動の財源となる共同募金と連動し計画的な財源確保を推進強化する。	78 共同募金運動への協力
	17 地域福祉を推進するための職員の配置と資質向上	28 職員の資質向上	きずな活動や地域福祉活動を推進するコーディネートを行う社協職員の資質向上を図る。またその配置を確保する。	79 地域福祉コーディネーターの人員確保と業務の推進

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
市民の福祉意識の高揚と福祉活動資金の造成を目的に実施する。	実行委員会、社協	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
きずな計画の安定・継続的な推進を図るため、新たな財源確保に向けた検討を行う。	社協	検討	⇒				自主財源
地域福祉の推進を目的とする財源である共同募金への協力を推進する	共同募金委員会、社協	重点	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金
第2期きずな計画の重点事項である小学校区単位のきずな推進を図るため、8校区きずな推進委員会に対応できる地域福祉コーディネーターの配置について市へ要請する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市補助金、自主財源

第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」全市計画書

■基本目標： わたしがわたしであるがために福祉でまちづくり ～「きずな」を紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

基本目標	基本計画	推進項目	推進項目の考え方	実施事業及び活動
⑤きずなを高め保障する 5～6層（登別市全域く道圏域） きずなの推進体制を確立する取り組み	17	28 職員の資質向上	きずな活動や地域福祉活動を推進するコーディネートを行う社協職員の資質向上を図る。またその配置を確保する。	80 ボランティアコーディネーターの人員確保と業務の推進
				81 職員研修派遣事業
	18	29 市の福祉施策との連携・協働	「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」は、共に地域住民の立場から地域福祉を推進することを目的とするものであり、公民の役割分担により計画推進を図る。	82 市福祉のまちづくり条例、市地域福祉計画の策定及び計画推進との連携
		30 きずな計画の推進評価及び策定	きずな計画の評価を行う仕組みづくりと第3期きずな計画策定作業を行う。	83 第2期きずな計画の進捗管理及び第3期きずな計画の策定

■基本理念：心豊かに「きずな」を紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくります

具体的な内容	協力機関	年次計画					財源
		H23	H24	H25	H26	H27	
ボランティア活動の普及促進を図るため、ボランティアコーディネーター(専任職員)を配置し、ボランティアセンターの運営強化を図る	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市補助金、自主財源
地域福祉活動のコーディネーションを担う、社会福祉協議会職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加機会を確保する。	社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源
今後策定される市地域福祉計画の中に、きずな計画の実践活動が位置付けられ、地域福祉を推進するための市と社協の公民の役割分担が位置付けられるよう連携を図る。	きずな推進委員会、社協等	重点	⇒				—
第1期きずな計画から毎年実施している「きずなシンポジウム」を継続開催し、第2期きずな計画の推進状況と事業成果等を広く市民に報告する。平成27年度は第3期きずな計画の策定に取り組む。	きずな推進委員会、社協等	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	自主財源、共同募金

— 第2期 きずな計画 —

小学校区・専門委員会計画書

登別小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	高齢者 単身者支援	高齢者 障がい者	①単身高齢者の安否確認 【継続】小地域ネットワーク活動※対象は70歳以上。 ●回覧板の受渡しの際の安否確認(『何のために』という部分も含めて周知することで、地域住民の気持ちも変化する。) ●町内会・民生委員・行政で連携し、情報共有。日常の安否確認につなげる。
	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進			②老人クラブの活動支援 【継続】老人クラブ活動※おおむね65歳以上が入会 ●抵抗を感じず参加しやすいよう名称を変える。 ●生きがいがづくり、引きこもり防止、孤立防止。(自ら参加・指導) ●温泉では月3回老人クラブで集い、サロンの効果を持たせている。
	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進			③ふれあいの場づくり(敬老会・会食会等) 【継続】敬老会・ふれあい会食会の実施※単位・複合町内会で実施。 ●直接顔を合わせてお誘いすることで、より多くの方にご参加いただく。 ●名称を変えて誰もが参加しやすいように工夫する。(特に『敬老会』)
3	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	防災・災害支援	高齢者 障害者 地域全般	①災害時の避難対策 【継続】防災訓練の実施 ●現在温泉地区で実施しているホテル持ち回りで行う防災訓練を継続する。
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進			②高齢者への災害時連絡 【継続・新規】災害時連絡網の作成 ●町内会の中で連絡網を作り、障がい者・単身高齢者等災害時支援の必要な方の支援者を決め把握しておく。 ※既に作成済みである温泉地区の取り組みを参考に全町内会で実施していく。
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進			③緊急時の連絡や対応体制 【継続・新規】避難マップの作成 ●津波・地震・山崩れ等、災害別の避難所を明確に設定する。 ●災害別避難マップの作成 ※既に作成済みである温泉地区の取り組みを参考に、小学校区で実施していく。
4	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	防犯パトロール	子ども 地域全般	①交番員の常駐化 【継続・新規】交番説明会の実施 ●状況に応じた緊急連絡先を把握。 ●交番および警察が通報後どのように対応しているかを学ぶ。
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進			②子どものためのパトロール 【継続・新規】登下校時のパトロール ●青少年健全育成協議会やPTA、交通安全協会による登下校時の見守り活動の継続 ●老人クラブによる登下校時の見守りで世代間交流を図る。
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進			③交通安全指導・啓蒙活動 【新規】交通安全教室の開催 ●交通安全指導員による交通安全教室の実施

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関 （★実施主体）	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実施するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
登別小学校区は市内で65歳以上の高齢者人口が最も高い地域であり、世帯数の約半数が単身高齢者世帯で占めている。また、高齢者夫婦世帯も21.8%を占めているため、老々介護に悩む方や介護保険の活用方法等サービス利用の相談窓口が必要である。一方、地域にはお元気な高齢者の方も多く暮らしていることから、お元気な方々の活躍の場や集いの場も求められている。特に老人クラブについては、その名称に抵抗感を持ち入会が進まない現状がある。名称を変えて誰もが気軽に入会し、いきいきと活動できるよう窓口を広げていくことが必要である。また、高齢者の生きがいづくりの場として地域のふれあいいきいきサロンも随時開設していく等、誰もが地域に居場所を見つけ生きがいを持って暮らすことのできる地域にしていきたい。	★町内会／民生委員／市	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★老人クラブ／町内会／民生委員／地域住民	検討	⇒	実施	⇒	⇒
	★町内会／民生委員／市／婦人会／地域住民	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
登別小学校区は山側に位置する温泉地区と海側に位置する登別地区に分かれており、同じ小学校区内であっても想定される災害が大きく異なる。津波・水害・豪雪・山崩れ等、より具体的な災害をイメージした防災対策が求められている。特に災害の状況に合わせた避難所の徹底は急務である。避難所の確認や高齢者への災害時の連絡、緊急時の連絡対応等、いざという時実際に対応することができるよう、温泉地区で現在取り組んでいる災害時連絡網や避難マップの作成を参考に小学校区全域で取り組んでいくことが必要である。	★ホテル ★消防	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★町内会／民生委員／老人クラブ／地域住民	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★登別小学校区きずな推進委員会／域住民／町内会／市	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
登別小学校区は交番に警察官が常駐していないことが多く、いざという時連絡がつかない現状がある。状況に応じた連絡先やその後の対応等、警察による取り組みについて地域住民がより理解を深める必要がある。また、子ども達の学校事情も昔とは異なるため、地域で子ども達を見守る取り組みと啓蒙活動が必要である。	★交番／町内会／民生委員／地域住民	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★青少年健全育成協議会／★PTA／★老人クラブ／★交通安全協会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★警察町内会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
5	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	環境・美化	高齢者 障がい者 地域全般	①除雪 【継続】高齢者宅や歩道の除雪 ●ご近所同士での支え合い活動 ●場合によっては町内会に対応
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進			②空地・空家対策 【継続】空地・空家調査の実施 ●路上駐車ではなく、空き地を借上げ駐車場に利用 ●空家は出入りができないよう管理。
	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク			③美化運動 【継続】市連町による春秋のクリーン作戦への協賛 【継続】水芭蕉公園の整地 【新規】町内会の草木鑑賞散策路マップ作成 【新規】フンベ山への散策路の整地 【継続】犬・猫のフンのマナー啓発 【継続】登別から温泉への桜並木の保存 【新規】高速登別東インター前花壇整備
6	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	地域活動	高齢者 障がい者 青少年 地域全般	①買物支援 【新規】商店会等による買物支援 ●現在取り組みを始めようとしている商店会等による買物支援を進める。
	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク			②お祭りの開催 【継続・新規】お祭りの開催 ●単位町内会で開催。 ●誰かが作ってくれるのを待つだけでなく、主体的に参加する。
	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク			③町内会活動 【継続】町内会活動 ●役員だけで活動するのではなく、会員全員で活動。 ●地域の専門職を探す。
	①育て確かめる	1-4 地域活動を支える人材・ボランティアの育成 ～まちびとプラン～			④若手人材育成 【継続】若手人材育成 ●若手が『いい』のではなく『つくらない』のではないか？ ●町内会の先輩として、老若男女仲間に入れて育成していく。
	①育て確かめる	1-1 きずな活動の推進			⑤広報活動 【新規】小学校区独自の広報誌発行 ●登別小学校区独自の広報誌を作り、『きずな』を覚えてもらう。 ●地域の顔の見える情報発信。
	①育て確かめる	1-2 きずな(地域)の拠点づくり			⑥地域相談室 【新規】地域相談室の開設 ●各分野のリーダーを巻き込み、相談窓口を作る。 ●地域包括支援センターによる介護保険や老々介護等の相談。
7	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	医療	高齢者 障がい者 地域全般	①医療機関の充実 【新規】既存医療施設の充実 ●温泉・登別地区には病院3カ所・歯科医院4カ所があるが、眼科・耳鼻科等の診療科目はない。 ●既存医療施設を充実させ、登別の特性を活かした温泉治療等も存続させていきたい。

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関 （★実施主体）	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
誰もが暮らしやすい地域づくりを行うため、冬期間の高齢者宅や歩道の除雪、持ち主が不在のため地域で多く放置されている空地・空家対策が求められている。（市と協議の上推進）犬・猫のフンのマナー啓発。登別地区から温泉地区にかけての花いっぱい運動、地域の清掃活動等、今後も自分たちの暮らす地域を大切にしていける取り組みを継続させていくことが必要である。	★町内会／★地域住民／民生委員／市	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★市／町内会 民生委員／地域住民	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★観光協会／★町内会／★老人クラブ／地域住民／市	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
カルルス・新登別・登別温泉・中登別等の地域には商店が近くにないため、車を運転することのできず買物を不便に感じている方々に対して便宜を図る必要がある。また、町内会活動や地域のお祭りについては今後多くの若い世代の方々に参加いただきながら世代を超えて取り組むことで、地域のきずなづくりをしていきたい。登別小学校区では、高齢者に限らず地域住民のコミュニケーションの場を大切にしながら、登別小学校区独自の広報誌の発行等、地域の顔の見える情報発信を行っていきたい。	★商店会／町内会／民生委員／包括／市／商工会議所	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★町内会 地域住民 観光協会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★町内会 市 民生委員 老人クラブ	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★青年会 町内会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	★登別小学校区 きずな推進委員会／町内会	検討	⇒	実施	⇒	⇒
	★登別小学校区 きずな推進委員会／★包括／町内会／地域住民	検討	⇒	実施	⇒	⇒
登別小学校区は病院3カ所・歯科医院4カ所と医療機関が充実している一方、診療科目が少なく眼科・耳鼻科等は遠くの病院まで足を運ばなければならない現状がある。温泉地区唯一の厚生年金病院の存続も含め、医療機関の充実が求められる。	★市 医療機関 地域住民	検討	⇒	⇒	⇒	⇒

幌別東小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	声かけ見守り 独居 安否確認	高齢者	①独居老人の実態把握 ●手をさしのべてほしい人を町内会ごとに把握する(町内会を巻き込む) ●説明会を開催し、きずなについて理解してもらう ●市からの情報提供を促す ○緊急連絡装置の設置・活用 ○町内会との協働を進めていく ○校区のきずな推進委員を増員(町内会長・民生委員など)
3	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	買物 交通アクセス	生活	②地域のニーズを把握し、関係団体に働きかけて地域の足を確保する ●既存の買物・通院バスを必要な所にきめ細かく運行してもらう ●安心生活創造事業(相乗りタクシーなど)を利用する ○踏切を増設
4	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	空家問題 街灯 訪問販売	防犯	③消費者協会に啓蒙活動してもらう ●訪問販売に関する情報を発信してもらう ○防犯パトロールの実現 ○町内会で火災報知器・地デジ対応チェック ○町内会で実態把握
5	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	災害時支援のための体制づくり 避難場所・方法の確認	防災	④防災連絡スピーカー(サイレン塔)を2か所増設 ●鉄南ふれあいセンターから幸町までつなぐ ⑤避難誘導体制の構築 ●市の災害時支援制度を積極的に活用し避難訓練の実施
6	①育て確かめる	1-2 きずな活動の推進	近所付き合い	町内会	○町内会長、副会長にきずな推進委員になってもらう
6	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	環境美化 不法投棄	マナー	○春夏のクリーン作戦に積極的に参加してもらい、きずな実践活動を推進していく

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
●ゆめみーるを居場所確保有効利用したい ●本来、元気な若者が声かけをしてくれると良いのだが、若者は日中仕事をしているため不在となる ●これからは老人クラブに代わり、小地域ネットワークを活用したい ●隣近所と日頃からのつきあいが大切 ●小地域ネットワークの充実	町内会 民生委員 市役所	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
●この校区には病院やスーパーがない ●買物や病院へ行きたくても足がない ●高齢者はハイヤーを使って商店街や病院へ行っている ●線路を越えるためには梶原駅の階段を使わなければならない、高齢者には体力的に無理であるが ●病院が通院のためのバスを用意してくれればよいのだが…	市役所 道南バス タクシー会社 JR 社協	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
●訪問販売被害を防ぐ ●空家があると不法投棄が発生する ●街灯がなく、暗いことも不法投棄の原因となっている ●通学路の近道となっている所が、夜は街灯が少ないため通行できない ●危険な場所を学校が示せば、町内会で街灯をつけるなどの協力をする	町内会 市役所	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
●海岸線が近く、津波が心配 ●高齢者の逃げ場所がない ●避難場所をきちんと示しておく、住民も安心する ●津波の災害時の防災・避難訓練が必要 ●日頃から関わりをもっていると、災害時にも助け合える ●行政と協力して体制をつくる	消防署 市役所	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
●町内会未加入者を町内会に取りこむ ●若手に活動に参加してもらいたくても、若い人がいない ●老後は地域活動に専念することも必要である	町内会 社協	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
●空家があると不法投棄が発生する（防犯と連動） ●校区内のほとんどはきれいだが、6町内会のゴミ問題が深刻 ●ゴミ捨てのマナーを徹底させる	町内会 市役所	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

幌別小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	①育て確かめる	1-2 きずな(地域)の拠点づくり	地域活動の人材育成	住民全般	①人材育成のための研修会の開催～まちびと発掘～ ●現在、活動されている町内会関係者・民生委員や、地域住民等を対象に校区内で研修を開催する。 市内や近郊等の実践活動者を講師に招き、他の地域での活動状況や、実践していく上でのコツや知恵等を交流も交えながら研修する。※講師となる市内等活動者の発掘と協力要請
	①育て確かめる	1-1 きずな活動の推進			②校区支え合い情報交換の場の定期開催～協力体制の強化～(校区きずな推進委員会) ●町内会や、民生委員、きずな推進委員等を中心に集まり、校区における現状等に関する情報交換等を行うために実施する。町内会と民生委員のコラボレーションの共有化。 校区計画重点項目についての活動状況や、地域の現状等の話し合いを通して、活動内容に対する協力体制や役割分担の確認、実施内容の検討等を行い各々の連携を密に図る。(年2回実施目標をスタートにしたい)
3	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	声かけ見守り 独居 安否確認	高齢者 障がい者	①高齢者障がい者等への見守り安否確認の実施～見守り体制の整備～ ◆民生委員や町内会関係者、サロン運営者等が日頃行っている対象者への見守り活動の状況を報告し合い情報交換を行う(校区きずな推進委員会等の場の活用)。意見交換から見えてくる見守り活動への課題の検討。対応困難者への、訪問や見守り活動の検。 財源等が十分でない中でも、高齢者や障がい者の方々へ各々が優しい気持ちを持ち、できる取り組みから始めていくことを広げていきたい。(ハートバリアフリー) 活動しやすい環境づくりのためにも、各関係機関(市、包括等)との連携による見守り体制の整備及び強化を図っていく。

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関 （★実施主体）	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実施するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
●町会長や民生委員は担っている仕事（役割）がたくさんあって手が回らなくなっているのが現状であり、新しい人材を見つけなければ活動していくことは困難な状態。 ●今おこなっている自分たちの活動を大切にしながらも、地域の中で活動するにあたって、町内会関係者、民生委員等活動に関わる人たちの中で、誰がどんなことをするのか役割分担が必要になっている。 ●新しい人材育成や、活動している方々の資質向上のために研修会や交流会の開催があってもいいのではないかと。講師等も高いお金をかけて外部から呼ぶのではなく、市内や近郊にいるノウハウのある実践者を講師に招き、実践者の生の声を聞いて、活動の活性化を促したい。 ●子どもがきちんと挨拶できているのに、なぜ大人ができないのか。まずは基本の挨拶からはじめる必要がある。大人ができないと子どもに挨拶の大切さを教えることもできない。 ●地域の人材を育成すれば、地域の課題となっているその他の重点項目も解決していくことができるのではないかと。	★町内会／民児委員／きずな推進委員	検討	実施	⇒	⇒	⇒
		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
●老人クラブやサロン、会食会などに出てこない人は徹底的に出てこない方が多く、民生委員が一軒ずつ訪問しても、会ってもらえないのが現状。民生委員一人で訪問できないところは町内会の人等とペアになって訪問するなどの工夫が必要になってきている。出てこない、出てこない人こそ本当に見逃せない方、そういう人の見守り、安否確認をどうしていくのか検討することが必要。 ●高齢者等の対象者の人数も増加しており、民生委員の立場として見守り安否確認がとても大事だということが分かっているが、なかなか思うように動くことができないのが現状。民生委員として個々の意識を高めるためにも、本来の活動ができるような環境が必要。 ●民生委員が日頃行っている活動を、町内会関係者の人が正しく理解していない現状がある。民生委員が訪問や見守り等の活動をするにあたってどのような苦労や問題点があるのか、情報交換する必要がある。 ●町内に転居者が来たことも、集合住宅等は把握することが困難になってきている。町内会がある程度情報を把握し、民生委員等の関係者と情報共有できるよう、市などから情報が流れる体制づくりが必要。 ●高齢者や障がい者の中で、町内会未加入者の方への対応は見過ごされつつある状況である。会食会なども、町内会加入者を基本に声をかけているため、未加入者には行き届かない。そういった方へも何かフォローができる手立てがほしい。 ●老人クラブやサロンなども町内会規模に限定せず、広域に参加対象を広げると、参加者にとって互いの地域の意見交換になったりして効果的な様子。 ●ご近所付き合いは声かけから。向こう三軒両隣の声かけができて関係を築くことができれば、おのずと除雪や除草などの課題も解決していくことができるのかもしれない。	★町内会／民児委員／きずな推進委員／市	検討	⇒	実施	⇒	⇒

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
4	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	町内会への協力・参加 ご近所付き合い	住民全般	①町内会活動の活性化～地域で共に活動する～ ◆人材育成の場の研修や、子どもの行事等を通してつながりをもつことができた地域の方々に声かけをして一緒に活動していく仲間を増やしていく(担い手)。 互いの町内会活動状況の情報交換(地区連会議や校区きずな推進会議などの活用)を通して、マンネリ化している活動などの検討や新しい取り組み等で活性化を図る。
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進			②防災対策の実施～安心・安全・お互いさまの環境づくり～ ◆町内会単位での防災対策の整備・強化。市で行う防災訓練も意味のあるものにするために、実施内容を検討する。 災害時要援護者マップ等についてもきちんと活用できるものになるよう、市による説明を求めるとともに、町内会においても既存の制度や体制の整備を行い、みんなが防災について理解していくための活動の実施。 単位町内会同士の活動の様子の情報交換も行い、より地域に即した防災活動を検討する。
5	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	防犯・交通安全パトロール	子ども 住民全般	①防犯(交通安全)パトロール活動～子どもの通学を守る～ ●現在町内会等で実施している防犯・交通安全パトロールを継続しながらも、小・中学校との連携を密にし学校(教員、PTA等)も参加型のパトロールをめざす。 パトロールを通じて、その他の活動や行事においても学校と地域がつながり合えるきっかけを築きたい。 主に、登下校時のパトロールではあるが、子ども達だけでなく、地域住民全てを対象とした地域を守る活動としての効果が考えられる。
6	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	子どもを支える地域連携・地域行事活動	子ども	①子どもを育む地域行事活動の推進 ●町内会や子ども会などで実施している子どもに関する行事の継続と、たくさん子どもや親たちが参加できるような行事内容の検討の実施。子どもに限らず高齢者(昔遊びの先生など)も一緒になってできる集いの場としても検討していく。 互いの活動内容の紹介をし合い(校区きずな推進委員会等の活用)、情報交換をすることで、幌小校区全体の子どもの関する行事の活性化を図り、地域みんなで子どもたちを成長を見守っていく。
	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク			②幌別中学校子ども地域交流プラザの拡大 ●現在行われている交流プラザに、参加していない町内会や地域の方々も巻き込んで活動を展開していきたい。学校と地域がつながる大切な場として、子ども・親・教員・地域の大人等とふれあいを深めていく。 現在参加している人ひとりひとりの声かけや、参加しやすい行事としての環境を整えることで、交流プラザの活性化をめざす。

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関 （★実施主体）	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
●町内会活動への参加率が低下している。まずは参加してもらわないことには始まらないのが現状。お祭り等の参加しやすい行事をきっかけに、若い人を巻き込んで行かなければならない。 ●同じ幌別小学校校区内でも各町内会の規模や部の有無によって現状が異なる。各町内会の特色にあわせて、できる取り組みと取り組みまでに時間がかかるものがある。 ●転居してきた方へ町内会加入のお願いに行っても、会ってくれないところや、「直接お世話にはならないので…」 「日中はいないので…」等の理由で、加入を断られることも多々ある。集合住宅などいつ転居してきたか分からない状況では加入のお願いにすら行けない。市で何らかの方法で転居者の情報を教えてもらうことはできないのだろうか。 ●災害等の何かあった時の支え合い体制が町内会において明確にとられていないところもある。防災マップが未完成のところもあることから、防災対策について地域として取り組む必要があるのではないかと。	★町内会	検討	⇒	実施	⇒	⇒
	★町内会（防災部防災委員）／消防団／市	検討	⇒	実施	⇒	⇒
●登下校のパトロールを町内会などでしているが、街灯が少ない通りや、人通りの少ないところ等、パトロールが十分でないのが現状。 ●通学の安全を守るためにも、朝夕のパトロールは、今後も継続していった方がいい。今は町内会の人だけで行っているが、小・中学校とも連携して、先生と一緒にパトロールの実施を考えていきたい。 ●防犯・交通安全パトロールをきっかけに、学校が地域に出てくるきっかけづくりや、関係づくりをしたい。 ●各町内会に配布されている防犯パトロールステッカー（車につけるもの）の活用が十分にされていない現状があるため、もっとたくさんの人に活用してもらいパトロールを展開していきたい。	★町内会／小・中学校／PTA／地域住民	検討	実施	⇒	⇒	⇒
●子ども会のあるところは、常盤町と中央三丁目のみであり、校区内全ての町内会に子ども会があるわけではない。子どもの行事は子どもだけではなく、必然的に大人も関わっていくことになるので地域活性化へとつながるもの。 ●子ども会に限らず各町内会で子どもに関する行事はそれぞれ行っていると思うが、互いの活動状況や内容を知らないのが現状。「こんなカタチの活動してますよ」と紹介するのも、活動が広がるひとつの方法であると思う。 ●幌別中学校子ども地域交流プラザにおいて、田植えや音楽鑑賞を通して、子どもたちとの関わりが持てる。現状では、参加している町内会も全てではないため、もっと多くの町内会や地域の人に参加してもらえるようにした方がいい。 ●幌小校区として、温かみのある支え合い伝え合いを、子どもも大人も関係なく互いに関わり合える場として築いていく必要がある。子ども達が無関心になってしまわぬよう地域の中で成長を見守っていきたい。	町内会／子ども会／児童委員／小・中学校	検討	⇒	実施	⇒	⇒
		実施	⇒	⇒	⇒	⇒

幌別西小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進	サロン・会食会・交流会 独居声かけ見守り 安否確認 老人クラブ活動、サークル活動	高齢者	●継続活動 ・町内会で既に行っている(各町内会によって若干違いはあるが)。従って、活動を継続的に行い、切らさないようにすること。また、次世代への活動内容の継承を第2期5カ年の内H26～27年から進める。前半のH23～25年は継承すべきこととしなくてもよいことなど精査し資料として残す作業を行う。 ・地区ごとの市民窓口センターの設置したい
3	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	サポート 社会参加 施設・制度	障がい児・者	●新規として推進 ・問題として取り上げたいが、現在の各町内会組織の現状として問題テーマが大きい。第2期では、新たに「専門委員会」が立ち上がったことから、各町内会で障害児・者に関する問題が発生した場合、内容と取りまとめた後、きずな推進委員を介して専門員へ相談する流れを作る。期間としては、第2期5カ年の内、2年(H23～24)で作成しあげる。残りの3年(H25～27)は、浸透の度合いにより、きずな推進委員を介さなくても、各町内会の役員が引かれたルートにより連絡できるルール作りを行いたい。・専門機関へ依頼する
4	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	登下校時の見守り(交通安全) 挨拶運動	子育て	●継続活動 ・現在行っている第2週・第4週の登下校の地域防犯活動を継続実施する。
5	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	介護サービス 利用方法 施設	在宅介護サービス	●新規として推進 ・問題として取り上げたいが、現在の各町内会組織の現状として問題が大きい。第2期では、新たに「専門委員会」が立ち上がったことから、各町内会で障害児・者に関する問題が発生した場合、内容と取りまとめた後、きずな推進委員を介して専門員へ相談する流れを作る。期間としては、第2期5カ年の内、2年(H23～24)で作成しあげる。残りの3年(H25～27)は、浸透の度合いにより、きずな推進委員を介さなくても、各町内会の役員が引かれたルートにより連絡できるルール作りを行いたい。【No.2と考え方は基本的に同様とする】 ・専門機関へ依頼する
6	①育て確かめる	1-1 きずな活動の推進	除雪 買物 除草 庭の剪定	生活	●継続及び新規活動 ・登別市社会福祉協議会に市民窓口センター「市民何でも相談センター」を設置・活用する。※「市民何でも相談センター」の設置について ・登別市には、既に相談窓口は設置しているが市役所までいくこと、知らない人と話すことが苦手な人もいる。また、悩んでいるがどこに相談して良いかわからず悩んでいる人もいる。そこで、社協に相談窓口を設置し、その問題に対応するところを専門機関へ、専門機関でも対応しきれない場合は、最終的に行政に対応するなどシステム化を図る。具体的には、きずな推進委員や幌別西小学校区の老人クラブ・各町内会役員を交えての設置規模や予算・役割を第2期5カ年の内、3年(H23～25)で取りまとめ、後半の2年(H26～27年)までに試験的設置を行いたい。試験的設置時の対応例としては、冬の雪かきについて困っている場合、町内会で問題を把握・整理し、その問題を社協に設置した「市民何でも相談センター」へ投げかけ専門機関から信頼性のある事業所を紹介・仲介する。利用料は、当事者が全額負担する方式(有料)をとる。 社協に「市民何でも相談センター」を設置する理由としては、個人的に相談するにしても、どこが信頼できるのか不安があるため、「きずな」の活動等で市民に信頼がある社協に設置することで安心できるというもの。また、今後のきずな活動を行う上でも「市民何でも相談センター」を設置することで認知度もより上げることができるもの目的の一つとしている。 ・地区ごとの市民窓口センターの設置したい

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・既に行っていることが多いが、とても重要なことだから ・高齢者の居場所作りが今後重要なため	町内会／老人クラブ／民生委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・地域での活動には限界があることから、専門機関へお願いすることが有効な解決策と判断した	きずな「専門委員会」	検討	⇒	⇒	実施	⇒
・子供の遊び場づくりや見守り支援については、制度の見直し等行政の対応が必要な面もある。また、既に地域で行っている登下校時の見守り(交通安全)継続することが重要なため	町内会／老人クラブ	検討	⇒	⇒	実施	⇒
・地域での活動には限界があることから、専門機関へお願いすることが有効な解決策と判断した	きずな「専門委員会」	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・総合的には各項目に対応した専門機関へ依頼することが解決策との考え ・除雪、買物については、地域で行える支援に限界があることから、地域の要望を社協で設置した窓口で集約し、信頼性があり良心的な価格帯の機関へつなぐ何でも相談センターの設置について必要と考えたため。現在民間業者で行っているサービスも参考にしたい	市／社協／町内会／老人クラブ／民生委員／専門機関(医療機関等)	検討	⇒	実施	⇒	⇒

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
7	②護り強める	2-7 防犯・防災活動 の推進	挨拶運動 【交通安全運 動・交通安全 パトロール・ 不審者・防犯 パトロール】	防犯	●継続活動 ・町内会に既に行っている(各町内会によって若干違いはある が)。従って、活動を継続的に行い、切らさないようにすること。ま た、次世代への活動内容の継承を第2期5カ年で進める。【No. 1と考え方は基本的に同様とする】
8	②護り強める	2-7 防犯・防災活動 の推進	【災害時支援 のための体 制づくり⇒災 害時要援護 者の確認⇒ 防災・避難訓 練】	防災	●継続および新規活動 ◎安心箱の設置の徹底 ①安心箱設置を行う告知として、広報・回覧板を活用し災害の 恐怖や災害にあったときの備えの重要性を地域住民に周知す る(②の項目を行う上での布石)
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動 の推進			②安心箱の設置(500円)。安心箱は基本的に個人負担とす る。安心箱の中に入れる個人情報等を記載する様式は、市の 社会福祉課や社協のものを使用し経費を削減する。また、市・ 連町へ助成金の依頼を行い、なるべく個人負担を減らすように 努力する。 第2期での目標は、「自助・共助」力を養うことを目標とする。
9	②護り強める	2-5 小地域ネット ワーク活動の推 進	町内会協力・ 参加 老人クラブ活 動 ご近所付き合 い	町内会	●継続及び新規活動 ①現在、町内会活動と老人クラブ活動がバラバラに行われて いることが多い。特に、幌別西小学校区は、町内会よりも老人 クラブの方が元気な地域が多い様子である。そこで、町内会と 老人クラブの良い点を出し合うという意味合いから、行事の共 同開催を実施する。 ②向こう三軒両隣関係を作る 現在、向こう三軒両隣関係が昔に比べて少なくなっている。 このことが、町内会行事の参加率の減少にもつながっているよ うに感じる。そこで、向こう三軒両隣関係を構築すべく、困っ た時はお互い様のスローガンのもと「ご近所仲良し組(仮)」の 近隣のきずな作りを行う。 ①②は、地域へ浸透することも考慮し第2期5カ年で行う。
10	②護り強める	2-7 防犯・防災活動 の推進	ペットの糞問 題 違法駐車	マナー	●継続及び新規活動 ①注意を促す看板数を増やす目に入る場所に、看板を増設に 注意を促す。(H23年から随時実施)経費は各町内会からねん 出する) ②行政へ相談する 細かな問題ごとを整理し、市へ問題提起し「違法駐車」「ペッ トの糞」について厳しい罰則を加えた条例を制定してもらおう 願う。
10	②護り強める	2-6 ニーズの早期 発見の仕組み づくり	認知症サ ポーター(認 知症サポー ト)	地域・V活動 の支援	●継続及び新規活動 ①広報・回覧板を定期的に配布し、認知症についての内容を 地域に知ってもらおう。特に認知症の方を抱えている家庭では、 町内会の福祉委員等の訪問にも「うちの問題だから」と拒否さ れることが多いため、認知症は病気であることなど、基本的な ことを発信していく。資料等作成時の助言については、専門委 員会にお願いする。実施期間は、H23年は広報等情報紙に関 する骨子作りを行い、H24年以降から随時発行する予定。 ②各町内会の健康診断の在り方について、今後は、健康診断 にも認知症検査を追加し、早期発見を目指す。 ③各町内会単位での認知症サポーターを養成する 「きずな」の専門委員会に講師を依頼する。メリットとしては、 「きずな」の仲間内による依頼・計画の進めやすさと講師代が かからないこと。「きずな」の活動としては、あくまでパイプ役と なること。

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
・挨拶運動、【交通安全運動・交通安全パトロール・防犯パトロール】は、既に地域で行っていることで重要なため	町内会／老人クラブ／民生委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・既に行っていることが多いが、とても重要なため ・行政・地域・専門機関との連携が必要であり、今後必ず活動していかなければいけない内容なため	町内会／老人クラブ／民生委員	検討	⇒	実施	⇒	⇒
	町内会／老人クラブ／民生委員	検討	⇒	⇒	実施	⇒
・町内会協力・参加とご近所付き合いは、町内会活動を推進する意味で重要であるため	町内会／老人クラブ／民生委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	町内会／老人クラブ／民生委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・個々の常識の問題だが、町内会等での注意の啓発が必要なため	市／町内会／登別衛生団体協議会／連合町内会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	市／町内会／民生委員	検討	⇒	⇒	実施	⇒
・高齢化社会が進んでいることから、今後地域でも取り組まなければいけない内容であり、町内会単位で認知症についての研修会を定期的に開催することが大切なため。また現在行っている老人クラブ例会で認知症の方を招待している活動も継続して大切にしていきたい。	きずな「専門委員会」／町内会老人クラブ／民生委員	検討	⇒	⇒	実施	⇒
	市／町内会／老人クラブ／民生委員	検討	⇒	⇒	実施	⇒
	市／きずな「専門委員会」／町内会／老人クラブ／民生委員	検討	⇒	⇒	実施	⇒

青葉小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	①育て確かめる	1-3 きずな共育(福祉教育)の推進	子どもの見守り活動 子ども向け行事の活動・展開	子育て	1. 子ども達を見守る活動の展開 ①登下校時のパトロールの継続 ②三地区育成会等団体との連携 ③子ども会育成会との連携 ●あいさつ・問いかけの啓発(声がけを待っている子どもがいるので見逃さないようにする。→子どもからの相談につながる) 2. 子ども向け行事の活動・展開 ①子ども会育成会との連携 ●子ども向け行事の再構築（のぼりんで地区連主催で初めてもちつきを行ったら150人参加した） ●合同での開催（町内会同士の交流を深める） ●プラスの発想で子どもが少なくても親や祖父母を巻き込めば3倍の参加者になる（世代間交流）
3	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進	サロン・会食会・交流会	高齢者	1. いきいきサロン・会食会・交流会の継続と全町内会で行うように働きかける ①定期的に開催し高齢者同士の関係を深めていく。また、実施に当たっては、町内会単位や地区連町で開催する機会を作りながら、共同開催も視野に入れた取組みとする。 ②参加者のための送迎バスの配車サービス化 【要望】H23年度社協送迎バスの活用 ③老人クラブとのタイアップや子ども会への参加要請
4	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	声かけ見守り 独居 安否確認 除雪・除草	高齢者	2. 独居世帯に対する声がけ、見守り、安否確認、除雪・除草援助 ①定期的な見守りパトロールや声がけ運動の継続や「向う3軒両隣」の関係づくり
5	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	買物 交通アクセス	高齢者	3. 買い物・通院(交通アクセス)など交通対策 ①地域性のある交通網の見直しと改善を関係団体へアプローチ 【要望】H23年度行政へ要望 ②福祉バスなどの支援・・・市内循環経路の構築

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
1～6までは地域で見守りたい。いじめやしつけは地域の範ちゅう外。いじめは学校がからむので内容が見えにくい。いじめは当事者が周りに言わないので見えない。不登校児にどうこうできないが、健全な環境作りを地域で取り組むことはできる。若山地区のような世代間交流（見守り）を広めたい	子ども会育成会	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
子ども会活動が盛んな地域とそうでない地域がある。 町内会によって子どもの数に差がある。 各町内会の子どもの行事は年々減少（衰退）している。		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
単身者や高齢化夫婦の世帯が増えつつあり、単位町内会だけでは開催困難なところが出てきている現状がある。全ての町内会で行われているわけではないので広げたい。定期的に行っているところがそうでないところをまきこむ（。隣の町内会と共同で開催する、青葉全体で参加者を募り送迎つきでフォレストに集まり食事会等行う）		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
それなりのことは出来ているが、対象者の把握など課題はある。個人情報の観点から情報が得られないなど、踏み込める状況ではない。5～6軒のごく近所同士での一歩踏み込んだ見守り活動にしたい。（新聞がたまっている、雪かきをしていないと安否が心配）	パトロール隊の協力	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
地域的に少人数なため関心度が低い（あかしや町内会、若緑町会）						

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分（対象）	実施事業及び活動 （具体的な内容）
5	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	買物 交通アクセス	高齢者	③宅配システム（御用聞き）の拡大と啓発・・・シルバー人材センターの活用、配食サービス＋御用聞き、声がけ＋買物サービス、移動訪問販売等 【要請】H23年度シルバー人材センター要請 ④実態の把握・・・地図に落とす等
6	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進	老人クラブ サークル	高齢者	4. 老人クラブ ①時代に合わせた形態・・・サロン風な集まり 例）老人クラブを解体し、4町内会で「なかよしクラブ」を立ち上げた。桜木の家を使用している。拠点となる場所を近くに設置することが大切
7	③紡ぎ支える	3-11 暮らしを支える生活支援事業の実施	自立支援	高齢者	5. 自立支援 ①地域毎に調査把握し、個人差の状況について把握をする ②配食サービスの啓発・応用
8	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	挨拶運動	防犯対策	1. 挨拶運動 ①登下校時の三校育成会と連携による継続展開
9	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	空家問題 防犯パトロール 警察関係	防犯対策	2. 空家（空き地）対策 ①パトロールの継続展開 ②市、警察等行政指導を要請し連携をとる。（特に、実態把握の強化）
10	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	交通安全パトロール 防犯パトロール	防犯対策	3. 防犯・交通安全パトロール対策 ①全般的なパトロールの継続展開・・・青パトの拡大と連携（回数を増やす、効果的な回り方の検討）
11	①育て確かめる	1-4 地域活動を支える人材・ボランティアの育成～まちびとプラン～	活動の担い手 町内会協力・参加 環境整備 行事・交流	町内会	1. みんなで一緒に汗を流し一つの行事を行う・・・町内会の中で、町内会同士で 2. 役員の後継者（担い手）育成・・・役員が積極的に動けば下の人も動く 3. まめに行う

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
地域的に少人数なため関心度が低い（あかしや町内会、若緑町会）						
		実施				
クラブに入りたがらない人が多く、会員が減少。老人だけの会にせず、世代間交流ができる集まりに変えていく。老人クラブがない町内会もある。老人クラブに使用している建物の老朽化が深刻		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
今までどおりの生活を送れるように見守りし必要な援助を行う（買い物、除雪、通院、福祉サービス等）		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
現状の挨拶運動は、かなりの効果がある		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
高齢化に伴う移住が発生・・・施設入居、家族のもとへ		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
現在行われている各種パトロールは、かなりの効果がある		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
町内会役員のなり手が減り、今までの行事が維持できなくなってきた。行事の種類が減少している町内会がある。	連合町内会／民生委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

富岸小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	②護り強める	2-7 防犯・防災活動 の推進	子どもの安全確保・見守り	幼児・児童	1. 遊園地の確保・安全対策見回り 安全な児童の遊び場所を確保し、遊具等の安全検査・見守りを行なうことで、少しでも事故を未然に防ぐよう努める。 ・危険設備点検　・老朽設備の点検
	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク			2. 地域と学校の密な情報の共有化 子ども達の普段の遊び状況を把握することで、見回り場所の範囲や時間帯を参考にすることがある。このことから、学校・PTA・町会等が定期的な連絡会を行い意見交換の場を行う。
	②護り強める	2-7 防犯・防災活動 の推進			3. 繁華街の見回り 子どもの健全育成を考えると、児童の時から生活習慣が大切であり、親だけではなく、第三者の指導が大切と考えられる。具体的な活動としては、公共や各町会の行事等の日程計画を参考に、見回り計画書を策定し、活動内容を明確にする。
2	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	お年寄りの見守り	高齢者	1. 地域包括支援センターの周知活動・有効活用 健康不具合時の連絡方法の強化。 日常生活支援、治療等の相談・定期的生活支援計画づくり。 サロンへの参加指導。 など生活介護支援が喫緊の課題である
	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進			2. 見守りの施策検討 サロン参加への案内。 参加指導者(サロンサポーター)の増員とスキルアップ。 「近隣の付き合いの和」が一番大切であり、日ごろの付き合い「趣味・茶話会等のサロン活動」を通して、意思を共有する。
	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進			3. 活動場所の確保 目的に応じた活動場所の確保を近隣で容易にかつ、安価に確保したい。
3	⑤高め保障する	3-15 社協の基盤強化	町会活動	地域	1. 町会役員の確保 各町会とも高齢化の波が押し寄せている。そんな中で町会を担う役員の選出も難航を極めているのが現状である。 町会役員会への参加も減少している。
	⑤高め保障する	3-15 社協の基盤強化			2. 町会の宣伝 町会役員で説明、町会便り配布、各戸への回覧等で周知して理解してもらい、協力体制を強化したい。
	⑤高め保障する	3-15 社協の基盤強化			3. 町会行事 町会総会等で説明、町会便り配布、各行事実施のお知らせ回覧等の励行し行事参加を促進したい。

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
この件は、実際の事故があったことから取り上げられたものである。役所でも点検をしていると思われるので担当部署が市民の手を借りた計画書等を策定し、定期的に見廻り点検をすることが望ましい。	◇行政 ◇町会	検討	実施	⇒	⇒	⇒
無作為に見廻り場所や遊具点検を行なうことは効率が悪い。定期的な連絡会での情報を「1」「2」の活動に反映したい。	◇三校・地域連絡会 ◇町会 ◇社協	検討	実施	⇒	⇒	⇒
お祭り等のイベント時には、臨時的な見守り・監視の見回りを行なっているが制度化している訳ではない。 各町内会で実施することは負担も大きく、全町会の活動として行なうことが望まれる。	◇三校・地域連絡会 ◇町会 ◇社協	検討	実施	⇒	⇒	⇒
民生委員を中心に行なっているが、緊急を要する場合、各世帯から直接、相談することも必要となる。 相談後の日常生活を地域で支えるニーズも高まっている。 行政、民生委員、社協、関係団体、町内会、市民と密な連携が必要である。	◇行政 ◇民児協 ◇町会 ◇関係機関 ◇社協	検討	実施	⇒	⇒	⇒
サロンの案内を配布しただけではなかなか集まらない。 サロンサポーター・リーダー不足が顕著である。 他地域のサロン活動などを参考に出来るような情報を活用したい。	◇町会 ◇関係機関(サロン・老人クラブ等) ◇社協	検討	実施	⇒	⇒	⇒
現状おおむね、問題がないと思われるが、今後の活動による意見を考慮する必要がある。	◇行政 ◇町会 ◇関係機関(サロン・老人クラブ等) ◇社協	実施	実施	実施	実施	実施
一部の町会では、平成18年から改革に取り組み、婦人部、福祉部の女性役員の役割を明確にして、1年任期制を導入した。 各行事内容を明確にして、三役が取り仕切る運営方法を採用した。 その結果行事内容の引継ぎが不要になり、かつ、80歳未満の会員（病欠除く）の輪番制の選出により、役員も安心して1年の任期を全うできるようになった。 ここまでは、非常にうまく行ったように見えるが、次の課題は三役の高齢化問題である。 ある程度の制約を受入れる必要があり ●行事内容の制約 ●運営費の若干の高騰 ●運営費の大幅な高騰など。 また、自力で町会運営が出来なくなった場合の対策として、次のことが考えられる。 ① 近隣の町会と合併する ② 役員の一部を外部に委託する ③ 役員の全てを外部に委託する （外部＝他団体・他町内会・企業・業者）	◇行政 ◇町会 ◇社協	検討	実施	⇒	⇒	⇒

若草小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	独居高齢者の見守り	高齢者	・出ない高齢者に対して若草町内会の高齢者福祉部会で個別訪問をしていきたい。(班組織の中で班長とか2名以上で伺う) ・独居老人の家庭訪問等(3月におはぎを持って配達して。美園町内会) ・民生委員児童委員さんと連携しながら対応する。(月1回は必ず訪問し安否確認をして欲しい。)
3	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進	サロン・会食会・交流会	高齢者	・出て来ない男性に対して、参加してもらうように、サロンの内容を工夫して来て貰うように考える。
4	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	除雪	高齢者生活町内会	・美園町では2件独居老人宅除雪をして下さっています。 ・排雪に関しては市で対応して欲しい(雪の捨て場がない) ・室蘭市高砂町では、有料で工大生が対応してる。
5	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	買物	高齢者生活	・イーストショップの宅配を利用している。(配達が早い為)

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・サロン等の場に出てくる人は心配ないが、来ない人ほど見逃せない。 ・地域の高齢者等の問題に気付いたときに、どこへ繋がたらよいのか把握している必要がある。 ・見守ることを意図的にするのではなく趣味などを通して関わられるのがいい。 ・周りは支援の必要性を感じていても、本人に受入れる気持ちがなければどうにもできない。 ・対策として…出て来れない人の足（送迎）趣味・興味のある参加型の工夫をしていきたい。	町内会役員（福祉部会） 老人クラブ 地区民生委員（美園・若草地区民児協） 協力体制強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・利用する人が同じ人ばかりになってきている。 ・サロンの男性参加率が低い。会食会は男性の参加率が高い。 ・対策として…出て来れない人の足（送迎）趣味・興味のある参加型の工夫をしていきたい。	いきいきサロン 町内会 老人クラブ	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・雪を排雪する場所がない。 ・高齢者等の自宅の除雪ができない人への支援が必要 ・登録制除雪ボランティアの可能性 ・高齢者の把握をされている市の行政協力が最も必要です。	市の行政機関 町内会（福祉部会） 地区民生委員（美園・若草地区民児協）	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
・美園地区においては高齢者等が買物へ行くにはとても大変。 ・お店閉店による買物の不便さが出てきた。（若草しがさん） ・配達サービスも高齢者等には活用しにくいところがある。 ・高齢者の把握をされている市の行政協力が最も必要です。町内会役員も高齢化で民生委員も数に限りがあるので、困っている方の現状を理解・協力が必要です。	市の行政機関 近隣の店舗等 町内会（福祉部会） 地区民生委員（美園・若草地区民児協）	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

鷺別小学校区きずな計画書

No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	②護り強める	2-5 小地域ネットワーク活動の推進	見守り・安否確認	高齢者	「きずなフォーラム」開催 地域での活動の実例報告を行い、情報交換や専門機関からのアドバイスを受ける
					老人クラブ活動支援
					高齢者の安否確認
					サロン活動の充実
3	③紡ぎ支える	3-9 居場所づくりの推進	子育てサロン設立	子ども 子育て世代 地域全般	子育てサロン支援協力者の人材育成
					地域で子育て中の方々との意見交換
					はまなす地区を設置場所として進めながら、幼児から高齢者が参加できるサロン形式をめざす
					NPO法人や地域内の自然を利用した屋外活動
4	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	登下校見守り活動	子ども 子育て世代 地域全般	既存の登下校安全パトロールの強化
5	①育て確かめる	1-2 きずな活動の推進	環境美化	地域全般	住み良い街づくりのあり方地区町内で研修会を開き既存のクリーンリーダーとの意見交換
					ゴミステーション管理
					海岸線の整備 川沿いの草刈り 国道、JR沿線沿いの美化 鷺別岬遊歩道の環境整備
6	②護り強める	2-7 防犯・防災活動の推進	防災活動	地域全般	防災訓練
7	③紡ぎ支える	3-10 福祉サービスの提供と体制づくりの促進及びその向上	障がい者生活支援	障がい者	地域に住む障害者が、地域行事に参加するための支援・見守り

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実施するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
地域の繋がりを大切にしつつ、福祉に対する認識の差をなくすための研修の場として、鷺別地域にある医療機関、介護・支援施設等の協力によりフォーラムを開催し、「きずな」の理解を深める。	恵愛病院／包括支援センターけいあい／西いぶり生活支援センター／町会	検討	実施	検討	実施	検討
老人クラブが解散し、近隣に参加する場がなくなっている地域がでてきている。	町会 老連	検討	実施	検討	実施	検討
安否確認については、各町会の実情にあった方法での継続が望ましいが、情報交換をしてより地域に見合った方法を見出したい。	町会 民生委員 社協 老連	検討	実施	検討	実施	検討
情報交換等から現状のサロンに問題点を考えなければならない。	町会 民生委員 社協	検討	実施	検討	実施	検討
鷺別地区のはまなす・ひまわり町内会には子供が多い。（団地・新興住宅地等）子供が増え、サロン開設要望があり、場所・支援協力者がいる状況にある。 はまなす地区を設置場所としつつ、年齢を制限することなく幼児から高齢者まで参加できるものとする。	町会 社協 NPO法人等	検討	実施	検討	実施	検討
		検討	実施	検討	実施	検討
		検討	実施	検討	実施	検討
		検討	実施	検討	実施	検討
鷺別地区では、以前から数団体による登下校の見守り活動が行われ、不審者の排除等に貢献している。各団体と調整し、より効率的な活動を検討する。	町会 民生委員 ボランティア	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
町内会の努力はあるが更に生活環境改善に取組みたい。	町会 民生委員 ボランティア	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
既に実施されている内容を検討しつつ、各地域の自主防災計画や市災害時要援護者支援制度等の整合性を図りたい。	町会 民生委員 ボランティア	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
障害のある方達が地域で安心して暮していくために、専門機関と連携を図り、地域としてやるべき事を発掘する。	町会 民生委員 ボランティア 専門機関	検討	実施	検討	実施	検討

専門委員会きずな計画書

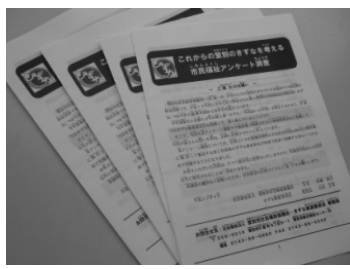
No.	基本目標	基本計画	重点項目	区分 (対象)	実施事業及び活動 (具体的な内容)
1	①育て確かめる	1-2 小学校区におけるきずなの推進	地域活動	地域全般	校区きずな推進委員会の財源確保を行いながら、校区単位でより地域に根差したきずな活動の推進を図る。 ●校区きずな推進委員会の運営 ●住民座談会の開催
2	①育て確かめる	1-4 地域活動を支える人材・ボランティアの育成～まちびとプラン～	市民のスキルアップ	地域全般	●健康教室(社協経由で) ●出前講座 ●人材バンク ●防犯教室 ●消費者教室 ●地域の課題より、専門委員会として支援・実施が可能なもの ●声がかかれば通年で実施可能
3	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	市民を対象としたネットワーク作り、強化	地域全般	●校区からの依頼があれば協力する。 ●地域の課題より、専門委員会として支援・実施が可能なもの ●通年で実施可能
4	④結び深め広げる	4-14 各機関とのネットワーク	主に専門委員会においてのきずなネットワークの構築	地域全般	●ボランティア団体・施設間のネットワーク(意識の共有) ●専門委員会アンケート・座談会より実施したい項目
5	⑤紡ぎ支える	3-8 福祉相談体制の強化	きずな相談窓口(きずな傾聴相談室)	地域全般	●人材バンク、ワンストップサービス ●専門委員会アンケート・座談会より実施したい項目

地域（校区）の現状と課題 （重点項目の理由）	協力機関	年次計画				
		H23	H24	H25	H26	H27
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会を設置するとともに、よりきめ細かなきずな活動を実践するため、校区きずな推進委員会を設置する。また、地域住民が主体となり、生活の困りごとを共有し、その解決のために必要な地域の支え合い活動のあり方を考えていくため、小学校区ごとに「住民座談会」を開催する。	校区きずな推進委員会／校区全ての関係機関団体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
住民座談会や、座談会で出された意見の中に健康教室を開催したい等の項目があった。現在地域包括支援センターで実施している講習会等の開催や、消費に関する詐欺や防犯等の学習会など各専門委員の所属団体において実施が可能。	専門委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
福祉施設やボランティア団体の中でもネットワークの構築が重視されている。地域住民の方と施設・団体のネットワークも必要と考えられる。	専門委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
施設やボランティア団体についてお互いがどのような活動や支援を行っているか知らない場合が多い。お互いの活動や取り組みについて知りあう機会を作りたい。 専門委員会を通してのネットワーク作り。	専門委員、社協、ボランティア団体	検討	実施			
障がい・介護・消費などさまざまな分野の専門委員の知識を活かしたい。市民の日常生活の中での困りごとについてワンストップで受け入れられる相談窓口を設置したい。	専門委員	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

第3章 「きずな」策定までの経過



「きずな」策定までの経過

No.	月日／開催場所	会議名／参加者数	内容
1	平成22年5月14日 [しんた21]	旧：第1回きずな運営委員会 [11名]	○次期地域福祉実践計画策定の進め方について ○各委員の選出等について ○外部講師等の協力依頼について
2	平成22年7月8日 [しんた21]	旧：第1回きずな推進委員会 [34名]	○現在の登別市地域福祉実践計画「きずな」の進捗状況の評価について ○次期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定について
3	平成22年7月29日 [しんた21]	第1回きずな推進委員会 (きずな再発足) [63名]	○委嘱状交付 ○きずな推進委員会の設置について ○第2期きずな計画策定の進め方について ○地区委員会及び専門委員会の正副リーダーの選出について ○きずな推進委員研修 基調講演「市民の覚悟と市民力」 講師：きずな大使 鳥居一頼氏
			
4	平成22年8月10日 [市民会館]	第2回きずな推進委員会 [59名]	○ワークショップ「地域の生活課題を考える」
			
5	平成22年8月24日 [しんた21]	第1回きずなリーダー会議 [25名]	○市民の福祉意識調査について
6	平成22年9月6日 [しんた21]	第2回きずなリーダー会議 [23名]	○市民の福祉意識調査について
			
7	平成22年9月7日 [クリンクルセンター]	第3回きずな推進委員会 [54名]	○これからの登別のきずなを考える市民福祉アンケート調査の内容について ○計画策定のための学習会(地域生活課題を考える)
8	平成22年9月24日 [しんた21]	第3回きずなリーダー会議 [22名]	○第2期きずな計画の策定に向けて ○第2期きずな計画の全体イメージと計画づくりのポイント ○住民座談会について説明～協議

「きずな」策定までの経過

No.	月日／開催場所	会議名／参加者数	内容																																																																																							
9	平成22年10月5日 [しんた21]	第4回きずな推進委員会 [61名]	○第2期きずな計画の策定に向けて ○第2期きずな計画の全体イメージと計画づくりのポイント ○住民座談会について説明～協議																																																																																							
10	■各校区住民座談会＜実施状況：10/22～11/17＞																																																																																									
<table><tr><th rowspan="2">小学校区等</th><th rowspan="2">実施日</th><th rowspan="2">開催場所</th><th colspan="3">参加状況(名)</th><th rowspan="2">意見数</th></tr><tr><th>推進委員</th><th>一般市民</th><th>参加者計</th></tr><tr><td>登別温泉</td><td>11月 9日</td><td>温泉公民館</td><td>7</td><td>16</td><td>23</td><td>40</td></tr><tr><td>登別</td><td>11月10日</td><td>婦人センター</td><td>4</td><td>38</td><td>42</td><td>337</td></tr><tr><td>幌別東</td><td>11月13日</td><td>鉄南ふれあいセンター</td><td>6</td><td>23</td><td>29</td><td>225</td></tr><tr><td>幌別</td><td>11月13日</td><td>労働福祉センター</td><td>10</td><td>33</td><td>43</td><td>258</td></tr><tr><td>幌別西</td><td>10月22日</td><td>市民会館</td><td>9</td><td>46</td><td>55</td><td>518</td></tr><tr><td>青葉</td><td>11月 5日</td><td>緑寿の家</td><td>10</td><td>24</td><td>34</td><td>320</td></tr><tr><td>富岸</td><td>11月16日</td><td>富岸小学校</td><td>14</td><td>48</td><td>62</td><td>396</td></tr><tr><td>若草</td><td>11月17日</td><td>光和園</td><td>10</td><td>12</td><td>22</td><td>206</td></tr><tr><td>鷺別</td><td>11月 9日</td><td>鷺別公民館</td><td>13</td><td>63</td><td>76</td><td>395</td></tr><tr><td>専門委員会</td><td>11月 9日</td><td>しんた21</td><td>11</td><td>19</td><td>30</td><td>48</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>94</td><td>322</td><td>416</td><td>2743</td></tr></table>				小学校区等	実施日	開催場所	参加状況(名)			意見数	推進委員	一般市民	参加者計	登別温泉	11月 9日	温泉公民館	7	16	23	40	登別	11月10日	婦人センター	4	38	42	337	幌別東	11月13日	鉄南ふれあいセンター	6	23	29	225	幌別	11月13日	労働福祉センター	10	33	43	258	幌別西	10月22日	市民会館	9	46	55	518	青葉	11月 5日	緑寿の家	10	24	34	320	富岸	11月16日	富岸小学校	14	48	62	396	若草	11月17日	光和園	10	12	22	206	鷺別	11月 9日	鷺別公民館	13	63	76	395	専門委員会	11月 9日	しんた21	11	19	30	48	合 計			94	322	416	2743
小学校区等	実施日	開催場所	参加状況(名)				意見数																																																																																			
			推進委員	一般市民	参加者計																																																																																					
登別温泉	11月 9日	温泉公民館	7	16	23	40																																																																																				
登別	11月10日	婦人センター	4	38	42	337																																																																																				
幌別東	11月13日	鉄南ふれあいセンター	6	23	29	225																																																																																				
幌別	11月13日	労働福祉センター	10	33	43	258																																																																																				
幌別西	10月22日	市民会館	9	46	55	518																																																																																				
青葉	11月 5日	緑寿の家	10	24	34	320																																																																																				
富岸	11月16日	富岸小学校	14	48	62	396																																																																																				
若草	11月17日	光和園	10	12	22	206																																																																																				
鷺別	11月 9日	鷺別公民館	13	63	76	395																																																																																				
専門委員会	11月 9日	しんた21	11	19	30	48																																																																																				
合 計			94	322	416	2743																																																																																				
 																																																																																										
11	■各校区きずな推進委員会＜実施状況：12/10～2/16＞																																																																																									
<table><tr><th>小学校区等</th><th>実施日</th><th>開催場所</th><th>出席者</th></tr><tr><td rowspan="2">登別・登別温泉</td><td>2月 1日</td><td>婦人センター</td><td>4</td></tr><tr><td>2月21日</td><td>婦人センター</td><td>4</td></tr><tr><td>幌別東</td><td>12月10日</td><td>鉄南ふれあいセンター</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="2">幌別</td><td>12月22日</td><td>労働福祉センター</td><td>8</td></tr><tr><td>2月15日</td><td>三寿園</td><td>23</td></tr><tr><td>幌別西</td><td>12月17日</td><td>しんた21</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="2">青葉</td><td>12月15日</td><td>のぼりん</td><td>8</td></tr><tr><td>1月17日</td><td>のぼりん</td><td>8</td></tr><tr><td rowspan="2">富岸</td><td>12月16日</td><td>新寿の家</td><td>21</td></tr><tr><td>2月10日</td><td>新寿の家</td><td>6</td></tr><tr><td>若草</td><td>12月10日</td><td>光和園</td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="2">鷺別</td><td>12月15日</td><td>鷺別公民館</td><td>8</td></tr><tr><td>2月16日</td><td>校区リーダー宅</td><td>3</td></tr><tr><td>専門委員会</td><td>12月14日</td><td>しんた21</td><td>27</td></tr></table>				小学校区等	実施日	開催場所	出席者	登別・登別温泉	2月 1日	婦人センター	4	2月21日	婦人センター	4	幌別東	12月10日	鉄南ふれあいセンター	6	幌別	12月22日	労働福祉センター	8	2月15日	三寿園	23	幌別西	12月17日	しんた21	6	青葉	12月15日	のぼりん	8	1月17日	のぼりん	8	富岸	12月16日	新寿の家	21	2月10日	新寿の家	6	若草	12月10日	光和園	4	鷺別	12月15日	鷺別公民館	8	2月16日	校区リーダー宅	3	専門委員会	12月14日	しんた21	27																																
小学校区等	実施日	開催場所	出席者																																																																																							
登別・登別温泉	2月 1日	婦人センター	4																																																																																							
	2月21日	婦人センター	4																																																																																							
幌別東	12月10日	鉄南ふれあいセンター	6																																																																																							
幌別	12月22日	労働福祉センター	8																																																																																							
	2月15日	三寿園	23																																																																																							
幌別西	12月17日	しんた21	6																																																																																							
青葉	12月15日	のぼりん	8																																																																																							
	1月17日	のぼりん	8																																																																																							
富岸	12月16日	新寿の家	21																																																																																							
	2月10日	新寿の家	6																																																																																							
若草	12月10日	光和園	4																																																																																							
鷺別	12月15日	鷺別公民館	8																																																																																							
	2月16日	校区リーダー宅	3																																																																																							
専門委員会	12月14日	しんた21	27																																																																																							
 																																																																																										
12	平成22年11月26日 [しんた21]	第4回きずなリーダー会議 [25名]	○住民座談会の開催報告 ○市民福祉アンケート調査結果の報告 ○座談会で出された地域課題、解決方策や意見・提案等の整理・集約																																																																																							
13	平成23年1月20日 [しんた21]	第5回きずな推進委員会 [57名]	○各種アンケート調査結果 （市民福祉アンケート調査／福祉施設アンケート調査） ○校区委員会・専門委員会より住民座談会等の発表 ○全市的にきずなを推進するための取り組みについて																																																																																							
14	平成23年1月27日 [しんた21]	第6回きずな推進委員会 [50名]	○福祉のまちづくり条例及び地域福祉計画策定についての説明 （市保健福祉部社会福祉グループ 総括主幹） ○きずなの理念と基本目標について ○全市きずな計画策定と校区きずな計画の相関性について ○全市きずな計画策定の進捗状況について ○各校区きずな計画策定についての検討																																																																																							

「きずな」策定までの経過

No.	月日／開催場所	会議名／参加者数	内容
15	平成23年2月7日 [しんた21]	第7回きずな推進委員会 [54名]	○全市きずな計画の進捗状況について ○校区きずな計画策定についての検討 ○校区より進捗状況についての報告 ○きずな市民大集会について 
16	平成23年2月17日 [しんた21]	第1回きずな正副委員長会議 [13名]	○全市きずな計画案の審議 ・全校区の共通事項と重点事項の確認 ・現在の校区の状況を踏まえて全市計画に組み入れる事業等の確認 ○全体を通しての意見交換 ○校区きずな計画の進捗状況について ○「きずな市民大集会」と「きずな推進委員会交流会」について 
17	平成23年3月1日 [しんた21]	第5回きずなリーダー会議 [20名]	○校区きずな計画について ・校区で重点的に取り組む優先事項について ・全市及び各校区きずな計画の連携事項について ○実施年度の標記方法について ○きずな市民大集会について ○きずな推進委員会交流会について ○社協ホームページについて 
18	平成23年3月1日 [しんた21]	第2回きずな正副委員長会議 [10名]	○全市きずな計画案提案事項の最終決定について ○校区きずな計画重点事項に係る予算の在り方について ○きずな市民大集会について ・発表方法と発表者の選定について ・参加周知方法について ○きずな推進委員会交流会について
19	平成23年3月8日 [しんた21]	第3回きずな正副委員長会議 [7名]	○第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」答申書について ○平成23年度からのきずな推進体制について ○きずな市民大集会の発表調整について

「きずな」策定までの経過

No.	月日／開催場所	会議名／参加者数	内容
20	平成23年3月8日 [しんた21]	第8回きずな推進委員会 [62名]	○第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」答申書について ○答申 登別市社会福祉協議会 会長 佐藤逸夫へ答申 ○平成23年度からのきずな推進体制について ○きずな市民大集会の開催について ○きずな推進委員会交流会の開催について 
21	平成23年3月15日 [しんた21]	第6回きずなリーダー会議 [21名]	○第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」答申書について ○きずな市民大集会について ○きずな推進委員会交流会について
22	平成23年3月26日 [市民会館]	きずな市民大集会 [350名]	○発表 全市・校区計画の発表報告 全市計画：山田正幸委員長 登別：岸 明司リーダー 幌別東：鳴海文昭リーダー 幌別：畠山重信リーダー 幌別西：本巢松美リーダー 青葉：田渕純勝リーダー 富岸：瀧川正義推進委員 若草：木村三郎リーダー 鷺別：川口勝己リーダー 専門委員会：田中秀治リーダー ○特別記念講演 「私が私であるがための福祉でまちづくり ～ボランティア活動の根っこにあるもの～」 講師：大阪ボランティアリズム研究所 所長 岡本栄一氏 ○宣言「5つの基本目標」 
23	平成23年3月26日 [ホテル平安]	きずな推進委員会交流会 [40名]	○きずな推進委員による交流会
延べ参加者数 [1613名]			



きずな推進委員等名簿

【順不同・敬称略】

◆委員長／山田正幸 ◆副委員長／雨洗康江、井下英之(※11月末まで)

《アドバイザー》

鳥居 一頼(きずな大使)、大内 高雄(日本地域福祉学会 理事)

伊藤 春樹(愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授)

《オブザーバー》

伴野 博美(市社会福祉グループ 総括主幹)、岩田 修平(市子育てグループ 総括主幹)

山中 道博(市障害福祉グループ 総括主幹)、後藤 裕之(市高齢・介護グループ 総括主幹)

小黒 貞明(市市民サービスグループ 総括主幹)、苫米地 真一(市総務グループ 防災主幹)

東田 博人(教育委員会総務グループ 総括主幹)

《登別小学校区》

◎岸明司、○中川信市、○伊藤芳雄、須賀武郎、飯島武、白田明義、日野安信、成田光男、田代健二、小林藤子、伊藤利子、吉岡政美、秋山恵教、桶屋純一

《幌別東小学校区》

◎鳴海文昭、○杉尾直樹、○南部洋一、對馬敬子、竹中洋子、岩倉秀行

《幌別小学校区》

◎畠山重信、○中山登、○千葉一男、脇俊昭、赤羽根範男、木村昌司、伊清淳彦、竹中脩嚴、廣田健治、前野充紀子、廣瀬 至

《幌別西小学校区》

◎本巢松美、○鈴木尚美、○石山典子、三浦忠夫、加藤清、太田通、伊藤信一、鈴木テツ子、工藤章造、石本繁雄、若原智代

《青葉小学校区》

◎田淵純勝、○糸井孝子、○近藤トシ子、亀山聖、今村征利、北原勲、福永晃一、吉田伸吾、小林一雄

《富岸小学校区》

◎松山 惇、○袖山功、○筑野栄子、江口武利、佐藤弘子、二木哲成、中山晃一、小林良郷、茶畑幹三、熊本幸一、瀧川正義

《若草小学校区》

◎木村三郎、○南行雄、○植田正子、伊藤秀男、北井勝義、間瀬年一、山形貞子、安藤桂一、稲垣弘子、西村美代子、松川陽子、堀川千恵子

《鷺別小学校区》

◎川口勝己、○大和田登、○中原義勝、池畠泰彦、四方田英明、竹内信子、末永弘二、川島芳治、山口洋子、村井美保子

《専門委員会》 ※専門委員会は、福祉・医療・行政関係者の方々です。

◎田中秀治、○安達陽子、○宮谷香二、田中恭介、佐野克幸、宮崎直人、木村義恭、辻 勲、石井友子、星川光子、吉野良子、斎藤正史、中牧昇一、室 要、榎本吉幸、菊地雅洋、高橋良夫、篠原 歩、西島智恵、須貝 愛

《◎＝委員長・地区リーダー/○＝地区サブリーダー》

第2期登別市地域福祉実践計画きずな策定要綱

1. 目 的

社会福祉法によって「地域福祉の推進」が明文化されたことにより、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が協働して地域福祉の推進を図ることが求められています。

登別市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、登別市における地域福祉の推進役として、市が策定する「行政計画」及び北海道社会福祉協議会等との連携を図りながら、市民・関係機関・団体等から広く意見、要望、活動参画等を求めて、民間の立場から推進する「地域福祉活動計画」と、本会の体制整備に取り組む「社協発展強化計画」との2つの要素を併せ持つ「地域福祉実践計画」を策定することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人登別市社会福祉協議会

3. 期 間

平成23年度 ～ 平成27年度

4. 実践計画の内容

この計画の名称は、登別市地域福祉実践計画「きずな」（以下、「きずな計画」という）という。

きずな計画は、地域性と本会の独自性を併せ持つ具体的な福祉施策の実践計画とする。

また、計画の枠組等は、第1期きずな計画を基本にすることとし、併せて北海道社会福祉協議会の第4期地域福祉実践計画策定の手引書を参考とする。

〔参 考〕

（1）基本目標

全道の共通目標	「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」
登別市独自目標	「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」 ～きずなを紡ぎ豊かな人間関係づくりを～

（2）基本計画 （基本目標を実現するために取り組む分野）

- ①きずなを育て確かめる
- ②きずなを護り強める
- ③きずなを紡ぎ支える
- ④きずなを結び広げる
- ⑤きずなを高め保障する

（3）実施計画 （基本計画ごとの実践課題と実践項目等）

- ①実践課題と実践項目
- ②実施計画の構成（実施主体・関係機関・財源区分・年次計画）

地域福祉実践計画（名称）							
現状分析・課題	基本目標	（全道共通・市町村独自）	基本計画（5分野）	実施計画			
				実践課題	実践項目	事業	実施主体
							連携
							財源
							年次計画

5. 計画の策定・推進及び評価

きずな計画の策定及び推進は、きずな推進委員会が行い、各事業の進捗管理と評価を適時に実施する。

6. 計画書の様式

別紙の様式1と様式2を参考にする、

7. 推進方法

- (1) きずな計画の策定及び推進等を図るため、きずな推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 本会会長は、地域住民の代表及び関係機関・団体等から、委員を選考し委嘱する。
- (3) 広く市民の意見・提言等を反映するために、福祉関係機関・団体等との情報交換をはじめ、地域住民との福祉懇談会等を開催する。また、必要に応じて各種アンケート調査等を実施するなど計画策定後においても市民参加を推進する。
- (4) 地域福祉の総合性を発揮するために行政との協働・連携を図る。
- (5) 市民啓発と意見反映のために、本会が行う各種研修事業（住民福祉活動研修会等）を有効に活用する。
- (6) 効果的な実践計画立案のために、理事における部会会議並びに合同会議をはじめ、事務局職員による専門的ワーキングを実施する。

8. 実践計画策定の留意点等

- (1) 市民参加を意識した地域協働による計画づくりとする
- (2) 登別市における各種の「福祉計画」並びに「地域福祉計画」との連携を図る
- (3) 実践計画の策定期間は、平成23年3月31日までとする。
- (4) 委員会は、本会理事会、評議員会へきずな計画の進捗状況及び進行管理を含めて適時報告する。
- (5) 委員会は、きずな計画の推進に関し、本会理事会に提言することができる。
- (6) 委員会より答申を受けたきずな計画は、本会において機関決定するものとする。

9. 事務局

きずな計画の策定事務は、登別市社会福祉協議会の総務課が所管し、地域福祉係、在宅福祉係、ファミリーサポートセンター、デイサービスセンター、地域活動支援センター、介護サービス相談センターを含め、事務局全体できずな計画の庶務を行う。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。

きずな推進委員会設置要綱

(平成18年5月29日施行)

改正 平成20年 4月 1日 一部改正

平成22年 7月 1日 全部改正

1. 目 的

登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、登別市地域福祉実践計画「きずな」（以下「きずな計画」）の策定に関し、広く住民からの意見、提言等を求め、計画に反映させるとともに、本会がめざす「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図るため、きずな推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

2. 任 務

推進委員会は、第2期登別市地域福祉実践計画「きずな」策定要綱に基づき、地域住民、関係機関・団体等と協働して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業推進に関し、実施計画の策定、実行、評価、改善を行う。

3. 構 成 等

- (1) 推進委員会の委員は、本会理事、評議員、本会会長が選出する福祉・医療・保健・関係者、地域住民代表者及び学識経験者等で構成し、本会会長が委嘱する。
- (2) 推進委員は、小学校区単位で編成する「地区委員」及び専門機関・団体等で編成する「専門委員」で構成し、概ね100名以内とする。
- (3) 推進委員会に委員長1名を置き、本会副会長を充てる。
- (4) 推進委員会の副委員長には、本会副会長と地区委員会リーダー及び専門委員会リーダーを充てる。
- (5) 地区委員会及び専門委員会にリーダー1名及びサブリーダー若干名を置き、委員の互選により選出する。
- (6) 推進委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じ次の会議を開催する。
 - ① 推進委員会（全ての委員を対象とし、委員長が招集する）
 - ② 正副委員長会議（正副委員長を対象とし、委員長が招集する）
 - ③ リーダー会議（正副委員長及びサブリーダーを対象とし、委員長が招集する）
 - ④ 地区推進委員会（所属委員を対象とし、リーダーが招集する）
- (7) 招集者は会議の議長となる。
- (8) 推進委員会に、課題別に小委員会を設けることができる。
- (9) 推進委員会はアドバイザーを招聘し、計画策定及び推進にかかる助言指導を受けることができる。
- (10) 推進委員会にオブザーバーを置く。オブザーバーは、推進委員会の目的達成のための助言と支援を行う。

4. 作業委員会

計画の策定に関する調査・研究・分析及び計画素案等の作成を行うため作業委員会を設置することができる。

- (1) 作業委員会の委員は、作業内容に応じ委員の中から委員長が選出する。
- (2) 作業委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し座長となる。
- (3) 委員長は、必要に応じ作業委員会以外の者を会議等に出席させ、意見を聞くほか、作業等の協力を求めることができる。

5. 任期

委員の任期は委嘱日より平成24年3月31日までとする。

6. 費用弁償

委員には、予算範囲内において費用弁償を支給することができる。

7. 庶 務

推進委員会の庶務は登別市社会福祉協議会総務課において処理する。

8. そ の 他

この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営及び事業推進上、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日より施行する

附 則

この要綱は、平成20年 4月1日より施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。(全部改正)

第２期登別市地域福祉実践計画「きずな」

発行日 平成２３年４月

発行者 社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

〒059-0016

北海道登別市片倉町６丁目９番地１

登別市総合福祉センターしんた２１内

<TEL>0143-88-0860 <FAX>0143-88-4546

<HP><http://kizuna-shakyo.main.jp/>

印刷 株式会社 日光印刷